

を除却するが如き、孰れも其手段として効果を現はすを誤まらぬ。現に合衆國加利福尼亞州に於て、南北戦争後政府發行の不換紙幣並に銀行券の流入し來るや、グレシヤム法則の作用に依つて、當然金貨を流通外に驅逐す可き道理であるに拘はらず、加州人民は紙幣の使用を拒絶し、州の立法部亦其意を承けて、特別契約法なるものを制定し、總て當事者は貸借の契約を締結するに當り、一種の貨幣を特定し、之を取引の目的物に充てるを得ることとし、同時に裁判所も判決の效果に依り、訴訟當事者をして金貨を以つて支拂を行はしめることとし、事實紙幣に法貨たる資格を除却したものであるから、紙幣は取引の一當事者が中央政府である場合の外、殆ど使用されず、一方に正貨は其表面價值に據らず、紙幣を以つて測定された價值を以つて、流通するに至り、爲めに之を市場に留保するを得たことがある。(Letter from Sir Thomas Farrer, Gold and Silver Omnium, Appendix to Final Report, pp. 33-4)然も上記の場合に於ては或る方法に依り、單に金貨を流通上に留保するを得たのに止まり、其留保された後に於て、債權者並に債務者の双方に對して満足を得るが如き溢價を決定すること困難であるから、溢價を以つて流通するのは、貨幣の小部分に止まり、他の部分に對しては依然グレシヤム法

則の行はれることなしとするを得ないのである。

第七節 國際間並に内國に於ける

貨幣の分配

一國に存在する貨幣の分量は常に變動して、一日一刻として、其停滯的狀態に居ることを許されない。一國の各方面に於て、貨幣は移動して已まざるのみならず、國際間に於ける移動も亦大であるとされる。

貨幣は何が故に國際間に移動し、一國から他國に向つて流出し、又一國は他國から其流入を受けるのであるか。一國の貨幣制度又は貨幣流通の狀態完全を缺き、良貨と惡貨と相並んで流通する場合に、良貨の惡貨に依つて、驅逐されることは、前節に於て説明した所であるが、貨幣制度の整然たる場合に於て、尙ほ貨幣の流出を來す原因は、第一外國に對する債務の支拂と、第二外國に對する放資の關係とに基くものとしなければならぬ。現時の狀態に於ては、國際間を通じて、貨物の賣買資金の貸借其他の取引の行はれるや、當事者が直接に貨幣を授受して、之を決済す

る事例は甚だ少なく、例へば甲國の商人が乙國の商人に貨物を賣却すれば、直接に後者に就て代金の支拂を請求せず、銀行に代金受取の權利を賣却し、銀行をして取立を行はしめるか、然らざれば乙國の商人は乙國銀行の振出した甲國銀行宛手形を甲に送付し、甲國銀行をして貨物の代價を支拂はしめる方法を取り、斯くて甲國銀行は乙國銀行に對して債權を有するに至るのである。孰れの場合に於ても甲國は乙國に對して債權を有することゝ爲る可く、而して乙國の商人が甲國の商人に貨物を賣却すれば、同一の關係に依り、甲國の銀行は乙國に對して債務を負ふことゝ爲る。斯の如くして國際貿易其他の取引に依る債權債務は多く銀行の掌裡に集中し、而して兩國の銀行は一方より他方に貨幣を送致し、又之を領收することの代りに、一國の債權を以つて、他國に負ふ債務を支拂ふ用に供し、兩者を相殺して、貨幣の現送を省約するに勉めるのであるが、兩者の相殺されざる部分に至つては、結局貨幣の輸出に依つて、之を決済するの道を求めなければならぬ。而して一國の國際貸借にして一年を通じて、常に平均を保つたならば、甚だ可なりと云へるが、斯の如きは寧ろ稀有の事例であるのみならず、一年内の各時期に於ても債權が

債務に超過したり、債務が債權に及ばずして貨幣の外國に流出し、又は外國より流入することを免がれないのである。

外國に對する放資は必ずしも貨幣の形態を以つて行はれるものでなく、一國が他國より回收す可き債權を其國に留置して、放資に充てたならば、一國より直接に貨幣の流出することなくして、放資の行はれるを見らうし、又物資の形態に於て放資の行はれることもあるのであるが、内外國に於ける金利歩合の相違は一國をして直接に本位貨幣を輸出して、放資の手段たらしめることのあると同時に、一國に於ける放資上の危険は放資者をして資金を回收し、貨幣の形態を以つて、之を他國に送致し、又は本國に還付せしめることもある。而して其孰れの場合に於ても、放資の關係より貨幣の流出を來すであらう。千八百七十年獨佛戰爭開始の當初、佛蘭西の資本家が避難の目的を以つて資金を倫敦其他の大都會に移した爲め、金貨の輸出を惹起し、佛蘭西銀行をして遂に正貨兌換を停止するの已むを得ざるに至らしめたことの如き、又千八百九十年後數年間歐洲の資本家が合衆國に放下した資金の回收を企てた爲め、金の輸出を來したことの如き、歐洲戰爭の初期に

於て、合衆國に向つて歐洲諸國の金貨取付の殺到したことの如き、即ち貨幣の形態に於て資金の放下若くは一旦放下された資金の回収の行はれる證左とす可きものである。

國際間に於ける貨幣の移動にして、或る期間繼續して行はれるときは、移動の方向の輸出に在ると輸入に在るとを問はず、其移動の爲めに生ずる狀況に依り、自ら移動其のものを緩和し、遮斷するに至るものと解される。即ち貨幣にして外國に輸出され、内國に於ける現在高を減少せしめたならば、一般物價は下落して貨物の輸出を便にし、輸出の超過に依つて、再び正貨を國內に招致するを得べく、又其反對に正貨が外國から流入し來つて、貨幣の供給を増加すれば、一般物價の騰貴を來し、貨物の輸入を促して、正貨の流出を見るであらう。之を要するに如何なる國と雖も、他の諸國と均等なる物價平準を維持するより以上の貨幣を永く國內に保留する能はざると同時に、之より少なき貨幣を所有して、永く之に安んずるものでもない。貨幣にして此割合以上に増加するとしても、此割合以下に減少するとしても、共に如上輸出入貿易に於ける變動に依つて、剩れる貨幣を減じ、足らざる貨幣を補

ふことゝ爲るから、特殊の國に於て、物價が特に高貴であるとか、又特に低廉であるとか云ふが如きことは、一時の事相たるに止まる。而して物價が一般に高貴であつたならば、此事實は全體の産物よりも、大なる比例を以つて、世界に於ける貨幣の増加したることを證明し、一般に低廉であつたならば、産物に比して、貨幣の減少したことを説明するものである。

斯の如く貨幣流通の狀態は國際間を通じて、平靜を保つを得るとしても、其之を保つには、或る時期の經過することを必要とするのであつて、其經過する期間に於て、或る政策に依つて、當然歸嚮す可き所に定着する機運を促進せしめることを必要とし、若し此方法に出でなかつたならば、貨幣の流入、流出共に適當の程度を逸して、流通の狀態を攪亂するに至るであらう。即ち急劇に貨幣流通高の一部が外國に輸出したならば、國家が如何なる方法を設けて、貨幣流通上の狀態を圓滑ならしめやうとしても、到底其目的を達し得べきではない。茲に於てか中央銀行は平生より國際間に於ける貨幣流出入の狀況に注意し、其「バロメートル」たる爲替相場の高下に依つて割引歩合を上下し、急劇の流出入を制止すると同時に、外國より流入

し來れる貨幣は之を正貨準備の内に存置し、必要の際に外國に支拂ふ可き貨幣は此準備金より支出し、貨幣流出の爲めに、流通上に意外の波瀾變動の發生するとなきを期しなければならぬ。中央銀行にして、此方針に出でたならば、例へば或る特殊の季節に於て貨幣の流出すること確實であれば、其以前から豫め金利歩合を引上げて、當然流出することを免かれざる正貨の取付に應ずる手段を取るから、愈々其取付の起れるに當つて、急劇に金利歩合を引上げ、金融市場を攪亂するの弊を緩和するを得るであらうし、貨幣の流入す可き季節に先だつては、徐々金利歩合を引下げて、貨幣に對する需要を促進し、流入の曉に於ける貨幣供給の増加と均衡を保たしめることとする。近時歐洲諸國に於て、中央銀行が全國の銀行券發行權を統一し、金融市場に統轄的勢力を及ぼすに至つてより、時に割引歩合を引上げて、爲替相場を自由に順にし、以つて貨幣の流出を防遏するに勉め、又外國より貨幣の流入するときには、自由に其買入に應じて正貨準備を増加し、以つて他日の流出に備へ、又割引歩合を引下げて、正貨流入の勢を遮斷する。國際間に於ける貨幣の流出入をして適度を保たしめることは、今日中央銀行の職務として、最も重要な

ものゝ一に屬すと云はれる。而して此職務を果す手段は一に金利歩合の上下に在るのみである。一國の金利歩合高きときは、金貨を内國に吸収し、其低廉なるときは、之を外國に驅逐する、此事は世人の承認する事實であるが、其資金の内國に流入し、又資金の外國に驅逐されるや、多くは金貨の形態に於て行はれるのである。故に今、例へば一國に於ける貨幣の一部が輸出し、國內に残存する供給が減少したならば、中央銀行は正貨準備の高を以前と同一程度に維持するに難く、其一部分に減少を來せば、正貨を準備として發行される銀行券亦減少す可く、銀行券發行高の減少は自ら市中諸銀行の有する金銀在高に減少を招き、中央銀行も市中銀行も亦金利歩合を引上げざる可からざるに至るであらう。金利歩合引上に伴ふ目前の結果は商人をして他人から借入れた資金を利用して、商品を手持ちにすることを不利益ならしめ、自ら之を賣急がしめると共に、一方に消費者に對しては、代價を引下げ、生産者に對しては、新規の注文を試みざるに至る結果、第一に一般物價は勿論、投機取引の目的物と爲る貨物の代價や、有價證券の市價に低落を惹起し、第二に銀行は或る期間を通じて、金利の引上げられた勢の繼續する場合には、金銀在高を基

礎として膨脹せしめた信用を利用して、其間に收める利益を大ならしめるを得るに至るであらう。第一の事實は必ず貨物並に證券の輸出を増加して、其輸入を抑制し、第二の事實は内國銀行をして其外國に有する預金殘高其他の債權を貨幣の形態にて本國に回収せしめると同時に、外國銀行も亦金利の高き國に於ける殘高を増加することに勉める。即ち是等二個の事實相重なりて、金は物價低廉にして、割引歩合の高貴なる國に流入し來り、物價の平準點並に金利歩合をして同一本位制度を有する國と均等ならしめるまで（距離、危險の相違其他の事情を除外する）即ち一國に於ける貨幣に對する需要の充足されるまで、斯る移動をして已むことなからしめるであらう。

第二に内國に於ける貨幣の流通高をして、之に對する需要に適合せしめることも、亦中央銀行の職務に屬する。即ち普通の物品に就て考へるに、物價の高貴なるときには貨物に對する需要は抑制され、其低廉なるときには、貨物に對する需要の増進されるが如く、中央銀行にして割引歩合を引上げたならば、自然貨幣は其金庫内に回収され、割引歩合の引下と共に、再び市場に出で、全體に於て需要に投合す

るまで流通高を増加するのである。一國には其主要貨物産出の時期、狀況、國庫金の收納並に支出、銀行會社の決算期、個人家計上に於ける季節等に依つて、貨幣に對する需要の速に増加すると共に、其季節外に於て、需要の減少することがある。斯る増減に對して、市場に起る波瀾を寡少ならしめるの用意に就ては、中央銀行の措置に依頼しなければならぬ。千八百六十五年十月英蘭銀行は内國に於ける貨幣需要の増加した爲め、急劇に正貨を取付けられ、一週間内に割引歩合に二分五厘の引上を行ひ、之を七分の高率に達せしめたことがある。倫敦、エコノミストは十月十四日發行の誌上に於て此問題に論及し、現時の金利騰貴は種々の原因並び生じたが爲めに起つたものである。蓋し一國には現金取引に於ける一種の潮流があつて、定期に銀行の手元現金を豊にし、又定期に之を乏しくする。毎四小半季の末に於ては、必ず現金の散出を促す可き潮流を生じ、銀行以外の階級に居る者は現金を得て、給料、賃銀、配當を支拂ひ、是等一個の金額は小であつても、全體の合計は甚だ大である。之を重なる原因とし、此以外には現金に對する愛蘭の需要と棉花投機業者の手形振出との爲めに、金利を騰貴せしめたと説明した。斯の如き聊か異

例の事件に屬すると思はれるが、尙ほ小額の現金需要は時々刻々に發生し、中央銀行に於て之に應ずるに足りる正貨を備へて置き、金利歩合に激變を招かずして、以つて需給の投合を謀る必要のあることは、論を俟たないのである。(堀江歸一著金融經濟一 班第七金融季節參照)

第三、貨幣の需要供給を調節し、其流通状態を平靜ならしめるに必要であることは、各地方に於ける貨幣の分布を適當ならしめる一事である。蓋し國民經濟發達の程度若しくは其活動の状態は地方に依つて異なる所があり、随つて貨幣に對する需要の強弱又は現に需要される貨幣の種類も地方に依つて異ならざるを得ない。例へば或る地方に於て、多量の産物が産出されるとしても、固より其地方に於て盡く消費される次第ではなく、其一部は他の地方に輸送される而して斯く貨物の移動するに當つては、一定の短期間に於て、特に貨幣に對する需要を増加するし、地方特殊の祝祭等に際しても、亦貨幣に對する需要の大なるを見るであらう。本位貨幣の分配に就ては、交通機關の發達並に金融機關の配置に依つて、格別の困難を見ないとしても、補助貨幣に至つては、其形量重大であつて、運搬に不便である爲めに、動もすれば地方に依つて分配の不平均を來さざるを得ない。之を除くには

如何なる方法を取ること、を以つて、適當であるとするか。補助貨幣全體の流通高の過不足を制する爲め、國庫に於て無手数料を以つて、本位貨幣と補助貨幣の間に引換を行ふ義務を負ふことの必要であるが如く、補助貨幣の地方的分布を適當なる状態に置くに就ても、亦同一の方針に據り、全國各地方の本支金庫に於て、右の義務を負ふことを必要とする。今日中央銀行の存在する國に於ては、金庫事務は中央銀行の擔當する所に係り、現に獨逸中央銀行の本支店の如きは、何れも右の義務に服して、以つて地方間に於ける貨幣分配の不平均を避けることに勉める。

第三章 貨幣技術論

第一節 造幣局の設備

國家が貨幣鑄造權を獨占し、貨幣の鑄造を行ふ以上は、其機關として造幣局の設備を爲さなければならぬ。アーネスト・セイドは造幣局の設備が一國の經濟社會に重要な關係を有する事實を挙げ、造幣局は經濟上最も重要な職務を行ふ可き最高の國家機關である。斯る職務の履行を確保するには、造幣局は一國政府の備へる材料機械を完全に運用し、最新の學術を應用し、發明改良を採用しなければならぬ。其地位は之を適當の地點に選ぶ可く、建物は宏莊なる可く、又工場は能く之を整備し、役員職工の技倆は之を練達せしめなければならぬと。(E. Seyd-Burges, p. 537.) 思ふに能く造幣局の要件を道破して遺漏なきの言とす云へるであらう。

造幣局の設備並に組織に關する問題は行政上の實務に屬し、本論の關する所ではない。唯概則として、セイド氏の所論に従ふことを以つて可なりとするのである。

るが、造幣局を如何なる地位に設立す可きかと云ふ問題に就ては、一國貨幣制度の運用と關聯して、自ら議論なきを得ない。國家は如何なる地點に造幣局を設立す可きものであるか。此問題を決定するには産金屬國と非産金屬國との間に區別を設ける必要がある。即ち産金屬國に於ては、造幣局は他に著しき支障の存せざる限り、之を鑛山の附近に設立し、鑛山より採掘精鍊した金屬は直に之を造幣局に輸納し、貨幣として諸地方に分配することを以つて、便宜に適したるものとする。換言すれば鑛山と造幣局とを同一地方に置くときは、鑛業者は採掘精鍊の後、地金を直に貨幣に換へる便宜が得られる。即ち造幣局は鑛業者に對して、常時確實なる市場たることを得るのであるが、此反對に造幣局が鑛山より遠隔の地位に在つたならば、鑛業者は金屬を其地方に輸送し、又は其中間に於て取引する必要を生ずる。然しながら非産金屬國に於ては、産金屬國と異なり、斯る關係に依つて、造幣局の地位を定めるを得ない。如何なる見地から之を定め可きかと云ふに、斯る國に於て、金屬の供給を受ける道は單に國際貸借の關係に基くのであつて、外國から地金を輸入することに依つて、内國に金屬を供給するを得るのである。然らば非産

金屬國に於ける金地金の輸入港は産金屬國に於ける鑛業地と同一の關係に居るものであつて、造幣局設立の地點は主として外國より地金を輸入する開港場に求めることを以つて、至當の道であると考へられる。

次に造幣局數の多寡も亦貨幣制度の運用に直接の關係を有する。通例造幣本局の外に適當と認める地點に支局を開設し、支局に於ては、或る程度まで貨幣の鑄造を行つて、本局の事業を補助するが、或は品位證明の事務を掌ることを主とし、自ら鑄造を行はざる場合もある。是等は専ら一國面積の廣狹、運輸機關整備の狀況等に依つて、定まる可き問題であるが、斯る事情を離れ、一國政治組織の關係に制されて、特に多數の造幣局を設立することがある。獨逸の如き、即ち此適例であつて、帝國統一の當時に於ては、聯邦州既存の設備を重んじ、從來の造幣局は之を存續することに勉めた結果、聯邦州に九個所の造幣局が並立した。是等の内、ハンノーヴァー、フランクフルト、ダルムシュタートの造幣局は千八百七十八年以來漸次閉鎖されたが、尙ほ今日に於ても伯林、ミュンヘン、ドレスデン、スツットガルト、カールスルーヘ、漢堡の六個所に於ける造幣局は存置されて、其事務を行つて居る。蓋し獨逸

は帝國に於て貨幣法、造幣規則を制定し、全國に之を施行して、以つて法令の統一を期したのであるが、貨幣の鑄造は帝國統一の以前から之を行つて居つた重なる聯邦州をして帝國の法令に準據して、續行せしめ、以つて諸州の既得權を尊重する方針に出でたものであるから、其の結果として、斯く多數の造幣局の存在するものと思はれる。合衆國に於ては千七百九十二年始めてフィラデルフィアに造幣局を設立して以來、千八百三十五年シャーロット(北カロライナ州)、ダローネガ(ジョージア州)、ニューオルレアンスに、千八百五十二年桑港に、千八百六十二年デンヴァーに、千八百六十三年カーソン(ネヴァダ州)に造幣支局を開設した。是等の内、デンヴァー、シャーロット、オルレアンスの三個所は其後貨幣の鑄造を行はず、單に地金を貨幣に引換へる職務を行ふに止まるが、一方に紐育、ボアス、シチー(アイダホ州)、ヘレナ(モンタナ州)、シャーロット、デッドウード(南デコタ州)、シヤトル(ワシントン州)の數個所に金銀輸納並に品位證明の事務局が開設されて居る。故に合衆國政府大體の方針は貨幣鑄造の爲めに太西太平洋兩洋の關門に造幣局を設立し、以つて商業上の中心地に貨幣を供給すると共に、地金の輸納者に便宜を與へ、而して金銀輸納並に品

位證明の事務は金地金の産出地に於て之を行ひ、金地に一定の造幣公價を確定すると共に、之を貨幣に引換へ、以つて全局の便宜に副はしめやうとするものである。而して合衆國に於ては各造幣局又は事務局の連絡密接であつて、例へば濠洲若しくは東洋の方面から多額の金地金が桑港に流入し來れる場合に、桑港に於て之を受取つた者が同地の造幣局に輸納するときは、電報に依り紐育其他の造幣局に就て、他人をして直に同一價格の正貨を領收せしめるを得るのである。即ち一の造幣局に輸納された地金を直に數千哩を距つる他の地方に於て、支拂の用に供するを得るものであつて、金融上又は貨幣流通上の關係を圓滑ならしめる効果の大なるものがある。或は此一事は合衆國が造幣局を介して、金地金の輸入を促進する結果を齎すが如くに解されるが、造幣局は必ずしも偏頗なる處置のみを爲すものではない。一方に造幣局は金地金輸出の場合にも、輸出者に便宜を供へ、工藝上使用される價格百弗乃至七百弗の小金塊の外に、主として輸出用に充てられる價格五千弗乃至八千弗の大金塊を百弗に付き四仙の料金を以つて賣却する。随つて金貨を以つて對外債務を決済しやうとする者は流通上、現に磨滅し、又輸送中磨

損す可き金貨を輸出するよりも、斯る金地を買入れて、輸出することを利益とする。或は之を以つて造幣局は金地金の輸出を助長するものであると云ふ非難が起らないでもないが、合衆國にして歐洲に債務を負ふて居る以上は、輸送の費用如何に拘はらず合衆國は之を支拂はなければならぬ。假に歐洲に對する支拂に金を以つてしなければならぬ人があり、而して之に要する金を得る費用が政府の處置に依つて、加重されるとしたならば、此事たる債權者に何等の痛痒を感ぜしめずして、單に債務者たる自國民を苦しむるのみである。金の輸出を便利にすることは、決して歐洲に私するものではない。一時國庫が金貨準備の蒐集並に蓄積に腐心したる時代には、金地の買却を中止したが、千九百年の貨幣法施行以來之を開始し、今日に至るも渝る所はなす。(Pratt-The Work of Wall Street, 2nd edition, pp. 318-9)

之を要するに貨幣の鑄造は機械力を使用して、大規模の計畫の下に行ふ可き事業であるから、數個所に小規模の小機關を設けるよりも、中央に大機關を設け、事業を統一集中することが經費を節約する道となるであらう。米獨兩國の方針の茲に向へることは前論に依つて明であるが英國に於てもノルマン征服以來造幣局

の数は漸次減少し、千六百九十六年にはダブリン造幣局、千八百十五年にはエデンバラ造幣局共に閉鎖され、一方に従來倫敦タワーに於ける造幣局はタワーヒルに移轉し、近代まで僅にウキンチエスター地方造幣局の存した外、造幣事業は殆ど一の中央機關に統一されるに至つた。我國に於ても大阪造幣局の外に、東京に存置された支局は明治四十年六月を以つて閉鎖された。

最後に造幣局の規模は一國經濟の發達に應じて、漸次之を擴張する必要があることを記憶しなければならぬ。若しも其規模にして狭少に失したならば、鑄造に日時を要すること多く、鑄造請求者は其間に利子を損失することの大なるを恐れ、自然磨滅貨幣を流通に付するに至るであらう。中央銀行が公衆に代つて鑄造を請求すること前記の如く、随つて鑄造日數間の利子の負擔、實際に存在せざる國に於ても、尙ほ流通上に鑄貨を使用する場合には、此點に注意する必要ありとされる。

第二節 鑄貨に關する技術

貨幣の鑄造は既に前章に於て説明したが如く、國家自ら貨幣の資料たる金屬に刻印を施し、其造幣價值を證明する行爲である。換言すれば貨幣法、造幣規則の規定する所に基き、金屬の品位量目を證明する爲め、其一部に記號を施すものに外ならない。貨幣鑄造の目的とする所、既に此一事に存する以上は、貨幣の形體、圖識、記號等鑄造上の技術に關する事項を定めるに當つても、亦此目的に重きを置き、貨幣をして、第一、流通上の便宜に適合せしめ、第二、最も完全に品位量目を表示し、且つ之を維持せしめる方法を取らなければならぬ。造幣機械に蒸汽力を應用する今日に於ては、斯る目的を達することは當局者の注意如何に依つて、敢て困難ならざるを得るのである。

先づ貨幣流通上の便宜から考へるに、貨幣形體の大小は此點に最も重要な關係を有する。而して一般の原則としては、第一、運搬携帯に不便を感ずる程、大なる可からず、第二、授受に困難を訴ふる程小なる可からず、第三、厚きに過ぎて、包裝に不便なる可からず、第四、各種貨幣の間に大小の區別判然たることを必要とし、第五、貨幣價值の區別を容易に認識するを得ると云ふ五個條を主張するを得るのである。

十八世紀中、瑞典に於て、平方七吋半、重量三封度半の青銅貨を鑄造したことの如き、又マリヤ、テレサ弗が直徑一吋六の長きに及んだと云ふことの如き、共に第一の要件を無視したものであると同時に、合衆國の一弗金貨の如き其形量の寡小なる點に於て、人民をして流通の不便を訴へしめた一例とす可きである。ジェヴァンス氏は拇指と食指とを連結した大さを以て極度としたが、其適否未だ知るを得ない。本位貨幣の流通する國に於ては、流通を簡便にし、又流通上に於ける貨幣磨滅の損失を防ぐ爲め、貨幣を包装し、Coin wrapperにて授受する慣例が存するから、斯る場合に貨幣にして厚きに過ぎたならば包装を不便ならしめ可く、大小の區別曖昧であつて容易に認識するを得ざる貨幣の如きは、流通の際に當事者の孰れか一方に損失を與へることゝ爲るであらう。

次に貨幣の品位量目を完全に維持する點から最も必要であるのは、第一、貨幣の偽造變造を防遏し、第二、貨幣をして國家の企圖する價值を保有せしめる二點に外ならない。今日國家は貨幣の鑄造權を獨占し、私人に貨幣の鑄造を禁止するけれども、貨幣鑄造の如き、私人にして或る施設を爲せば、行ひ能はざる所でないのであ

るから、時に貨幣の私造者を生ずることは、怪むに足らない。本位貨幣に就て云へば、國家の鑄造するよりも少しく實價の低きものを鑄造すれば、其程度に應じて鑄造者に利益を與へるであらうし、補助貨幣に至つては、國家の鑄造すると同一の實價を具有するものを鑄造するとしても、尙ほ私造者は相當の利益を收めるを得るであらう。國家の鑄造すると同一の實價を以つて、貨幣の鑄造されるが如き、實際に何等の弊害を存せざるやうに思はれるが、國家にして之を看過したならば、自然貨幣の價值を不確實ならしめる端を開き、定位貨幣に對する供給の統制を期し難く、造幣權獨占の理由を没却するに至るから、此種の貨幣鑄造に對しても亦其偽造として、之を處罰しなければならぬ。況や價值の劣れる貨幣を鑄造する場合に於て、其然るを見る。貨幣の偽造者に課するに嚴罰を以つてするのは、古來の慣例であつて、現に英國に於ては、ブラックストーンの時代から、偽造に擬するに叛逆を以つてし、千八百三十三年に至るまで偽造者に死刑の嚴刑を加へた。此他に類する事例は各國に求めるを得るのである。然も貨幣偽造の事實の發生するに及んで、偽造者に刑罰を課するが如きは、抑も事の枝葉に屬する。苟も貨幣價值の確

實を期する以上は、根本に遡り、貨幣鑄造上の技術に意を用ひて、民間に於ける偽造の行爲を困難ならしめる工風を講じなければならぬ。其方法として必要なる項目を挙げれば、(イ)貨幣の表裏両面に緻密なる美術的意匠に成る圖識を施し、(ロ)各種の貨幣の間に、其圖識を區別し、以つて低價の貨幣を高價の貨幣に變造する奸策を豫防し、(ハ)金屬に相當の混和物を加へて、或る程度まで貨幣の實質を鞏固ならしめ、機械力を使用するに非ざれば、鑄造し難きに至らしめるが如きは、貨幣の偽造變造を防ぐに最も効果ある手段であると認められる。

第二に貨幣をして完全に其價値を保有せしめるには、(イ)貨幣の實質を鞏固にし(ロ)各貨幣をして其價格の差別に従ひ、同一率の價値を保たしめ、(ハ)品位を正しくすることを必要とし、又價値を完全に維持する爲めに、鑄造上に必要なるは流通の際、惡意を以つて、貨幣量目の一部を毀損削取する惡手段の行はれることを防ぐ一事であつて、此目的を達する手段としては、(イ)成る可く形體の大なる貨幣を鑄造發行することを制限し、(ロ)貨幣の縁に邊紋 *Milling* を打出し、(十七世紀の央頃英國に於て始めて行はる)或は貨幣の表裏両面に全體を蔽ふ圖識を施して、以つて金屬を削取

する餘地なからしめることを必要とする。獨逸に於て、二十馬克金貨の縁には邊紋を打出さず、單に *Gott mit uns* の三字を記號するに止まり、佛蘭西の五法金貨亦 *Dieu protege la France* なる數文字を浮彫するのみに止まる。果して之にて如上の目的を達するに充分であるかどうかは、實際問題に屬し、茲に論ずる限りではない。斯る注意を技術上に施しても、尙ほ不正の輩あつて、數多の貨幣を蒐集し、之を一の囊中に收め、囊を震搖して、以つて貨幣を互に接觸摩擦せしめ、流通上自然に磨滅削減したるが如くに裝つて、金屬を削取することなしとしない。我國の如き金貨が絶へて市場に流通せざる國に於ては、本位貨幣に對して、斯る不正手段の行はれるのを見ないとしても、補助貨幣には往々にして此手段を蒙ることを免かれない。畢竟國內の産業沈衰し、國民に充分の職業を供へる道を缺き、徒手遊食の輩多く、加ふるに人民に徳義の念の乏しいときに生ずるものであつて、亦已むを得ざる所である。

斯る人爲の方法に依つて、貨幣の量目を削取する弊は鑄造上の技術に依つて、之を避けるを得るけれども、貨幣にして其流通上自然に磨滅するときは、故意の量目

削取と同じく、價値の確實を期し難きに至る道理であるから、此點に就ても亦注意する必要がある。即ち(イ)適當の混和物を設けて、金屬の性質を鞏固ならしめ、(ロ)貨幣の形體を圓形ならしめ、(ハ)封筒の儘にて流通する慣例を開くが如き、流通上に生ず可き磨滅を豫防する方法として極めて肝要である。

第三節 公差

貨幣の品位並に量目は各國共に貨幣法に於て、之を一定し、法定の品位量目と符合する貨幣を鑄造發行しなければならぬこと論を俟たざる所である。各國に於ける貨幣鑄造上の技術は近年著しく進歩し、法定の品位量目と實際鑄造された貨幣の品位量目との間に、差違の大なるものは甚だ少なきが如くであるが、尙ほ場合に依つては、多少の差違を生ずることなきを保し難いのである。若しも微細なる差違の存することを理由として、一々貨幣を改鑄するとしたならば、鑄造手續の煩雜、造幣局經費の増加を免かれざる道理であかるら、之を避ける爲め、或る程度まで、法律に於て兩者の相違を公認し、多少法定の品位量目と異なる貨幣であつて

も、其差違にして或る範圍内に止まるならば、尙ほ其發行を許容する便宜法を取ることと常とする。而して斯く法律を以つて公認された差違を公差 *Remedy; Tolerance* と云ふのである。

公差に二種の別がある。一は純量に對する公差であつて、他は全量目に對する公差である。我國現行の貨幣法に據れば、本位金貨の純量公差は一千分の一、補助銀貨の純量公差は一千分の三であつて、全量目の公差は貨幣額面の種類に依つて、多少の相違を存する(第九、第十條參照)。又外國の實例を參照するに、英吉利、獨逸、羅甸同盟諸國共に、純量公差を一千分の二以内に置く規定である。即ち造幣局に於て、貨幣の鑄造を行ふに當り、其純量又は全量目が法定の純量又は全量目に比較して、多くても、或は少くても、其多少の程度にして法律の認めたる公差の範圍を超越しない以上は、貨幣として世上に發行するを得るのである。

然らば公差の程度は之を如何なる範圍に置く可きものであるか。固より貨幣法が公差を認めるのは、貨幣鑄造上に於ける一種の便宜手段に出づるものであるから、妄に其範圍を廣からしめる可きではない。公差の範圍廣きに居る結果とし

て、法定よりも純量、全量目の多き貨幣が発行されたならば、民間に於て私に量目を削取する者を生ずるのは勿論、法定よりも純量、全量目の少なき貨幣と相並んで市場に現はれたならば、實價の不平等なる貨幣は同一市場に流通し、國家自ら求めて、グレシヤム法則の作用を促すと同一の結果を見るに至るであらう。又貨幣にして内國市場に於て、個數に據つて流通するときは品位量目に於ける多少の差違は敢て問ふ所でないとしても、個數に據つて流通するのは、單に内國市場のみに止まり、外國に對しては、一々純量に據らなければならぬ。然らば公差の大なる貨幣の流通は貨幣を輸出して、對外支拂を爲す地位に居る一局部の人民に不利益を及ぼす道理であつて、斯の如きは事の可なるを見るを得ない。造幣機械の改良、造幣技術の進歩と相伴つて、公差の範圍は之を減縮することを要する。現に英國に於て前年貨幣法制定の際には造幣機械の幼稚であつた結果、ソヴェレン金貨に一千分の一、六二の量目公差並に一千分の二の純量公量を認めなければ、完全なる機械の使用される今日に於ては、公差の割合を減縮するを得るのは勿論であつて、又實際鑄造される貨幣の品位量目は遂に前記の公差よりも少なる差違を存するに

止まると云はれる。

貨幣法が公差を認める理由、右の如くである以上は、政府が時々貨幣の試験を行ひ、實際鑄造された貨幣の品位量目が公差に對して如何なる關係に居るやを検案することは、最も重要な措置である。英國には古來ピックスの検査(Trial of pyc)と稱されるものがある。即ち造幣局内に *pyc-chest* なる箱を備へ、金貨は毎十五封度の鑄造に付き一個、銀貨は毎六十封度の鑄造に付き一個の割合を以つて、此箱に貯へ置き、一年一回時を期して、金匠組合の役員立會の上にて、検査を行ふ。又合衆國には大統領の任命に係る檢定委員會があり、我國に於て大藏大臣が造幣局に出張して試験を行ふが如き、何れも造幣上の責任を明にする趣意に出であるのである。公差を計量するに當り、鑄造された貨幣の一個毎に就て、之を行ふのは當然であるが、鑄造される貨幣の數量の多きときには、事の煩雜を慮り、造幣上の手数を省略する爲め、所謂大數公差法に據り、貨幣の百枚又は千枚と云ふが如き、大數に就て公差を計量する方法が行はれる。即ち此方法に據れば、手数を省略する利益のあることは論を俟たないが、大數公差法に於ては貨幣一個の量目大に減損して法定の

公差を超過し、随つて一個の貨幣としては、發行するを許す能はざるが如きものがあつたとしても、他に量目の完全なる貨幣あつて、共に之を計量する方法に出でたならば、一片又は少數の貨幣に於ける量目の不足は大數の上に於て相平均し、全體の量目不足をして大數公差法に定めた公差に達せしめず、毎片公差法の下に於て發行する能はざる貨幣をも大數公差法の下に於て發行することを許し、其結果貨幣の量目を不同ならしめ、公差を定めた趣意を没却する嫌なきを得ない。斯る弊害を避け、尙ほ一方に大數公差法の下に公差の計量を簡便ならしめる趣意を收めやうとするには、大數公差の割合を貨幣の數に比較して、或る程度まで減縮する必要がある。我國の如き此方法を取るものであつて、貨幣法第十條に左の規定が設けられた。

金貨幣野目の公差は左の如し。

二十圓金貨	每片公差	〇・〇三二四 ^{グラム}	一千枚公差	三・一一二五 ^{グラム}
十圓金貨	同	〇・〇二二六九	同	二・三二五〇
五圓金貨	同	〇・〇一六二〇	同	一・五三七五

即ち二十圓金貨毎片の公差は奇零グラム〇三二四であるが若しも大數公差法の下に於て、之を一千倍して、三十二グラム四としたならば、直に前記の弊害を免かれざる譯であるから、貨幣の個數は之を一千倍するに拘はらず、大數公差を毎片公差の九十六倍内外に止めるのである。然しながら尙ほ斯る制限を附するとしても、單に危険の程度を減縮する效力のあるに止まり、全く危険其ものを除却することを得ないのであるから、獨逸貨幣法の如き、絶對的に大數公差の簡便法に據らず、公差は必ず貨幣の毎片に就て計量する規定を設けた。

第四節 通用最輕量目

前節に論じたが如く、國家が故意に貨幣の品位並に量目を劣惡ならしめる手段は文明國に於て、其跡を絶つに至つたが、貨幣が流通することに依つて、其職務を盡くし、廣く各人の間に授受されるときは、爲めに自ら磨滅して、量目を減損するに至るであらう。而して貨幣磨滅の程度は流通度數の多寡に依るものであるから、各種の貨幣にして、互に磨滅の程度異なるであらうし、又流通の回數同一であるとし

ても、本來貨幣は鑄造の當初から同一の量目を有するものでなく、公差の範囲内に於て、既に量目に異なる所があるのであつて、磨滅の程度も亦量目の多少に依つて、異ならざるを得ない。又形體の小にして、薄き貨幣は其大にして厚き貨幣よりも、多く磨滅するであらうし、巧妙に鑄造された貨幣は其然らざる貨幣よりも、磨滅の程度の少なき道理であると共に、其資料とする金屬の種類に依つて、磨滅の程度の異なる可き道理である。斯る事情の存する以上は、貨幣が市場に出で、流通し、其間或る時期を経過するや、結局同一の表面價值を有する貨幣であつて、其實價に相違を來すことは免かる可からざる數である。若しも永く貨幣流通の状態を斯る成行に放任して、顧みる所なかつたならば、人爲を以つて、價値に低減を加へた場合と同じく、貨幣流通上に混亂を生ずるに至らざるを得ない。此弊害を豫防する爲め、文明國が貨幣制度を組織するや、貨幣法に於て必ず貨幣の通用最輕量目なるものを一定し、貨幣にして磨滅の結果、實際に有する量目が所定の通用最輕量目に達したときには、此貨幣より法貨たる資格を褫奪し、一方に國家は此種の貨幣を回收して改鑄を行ひ、斯くて完全なる貨幣として、世間に供給する手段に出でることを

必要とする。貨幣にして法貨たる資格を喪失する以上は、爾後其含有する地金の價値を以つて、授受されるのであるから、假令其實價の完全なる貨幣と相並んで流通しても、グレシヤム法則の作用を生じない。國家が前項に掲げた人爲に貨幣を劣惡ならしめる弊風を慎しむとしても、尙ほ斯る自然の狀況より生ずる磨滅に對して、保護の道を加へなかつたならば、到底貨幣流通の状態を完全に維持するを得ない。各國が貨幣法に於て貨幣の通用最輕量目を一定するのは、如上の理由に基づくものであつて、試に其一斑を云へば、我國貨幣法には、第十一條に通用最輕量目の規定がある。貨幣の全量目と比較すれば、左の如くである。

	量目	通用最輕量目
二十圓金貨	一六六六六五	一六五七五〇
十圓金貨	八三三三三三	八二八七五
五圓金貨	四一六六六六	四一四三八

英國貨幣法に於ける通用最輕量目は左の如くである。

量目

通用最輕量目

一磅 金貨	一一三・三三四	一一三・三五
半磅 金貨	六一・六三七	六一・一二五

獨逸貨幣法に於ける通用最輕量目は二十馬克並に十馬克金貨に對しては、全量目の一千分の五を減じた高、五馬克金貨に對しては、其一千分の八を減じた高を以つてする。

斯く各國の貨幣法に於て、貨幣の通用最輕量目を定め、其以下に量目の低減した貨幣は之を國庫に回収して、其改鑄を行ふに當り、改鑄の費用は國家自ら之を負擔す可きものであるか、或は通用最輕量目の以下に量目の減損した貨幣の最後の所有者をして、之を負擔せしめ可きものであるかと云ふ問題を生ずる。若しも貨幣法に於て、此種の貨幣の法貨たる資格を褫奪し、其所有者をして、完全なる貨幣と交換する爲めに、造幣局に之を提出せしめる場合に、其表面價值に準じて新貨幣を交付する規定を設けにならば、改鑄の費用は國家に於て負擔することゝ爲る可く、又此反對に所有者をして提出せしめた貨幣の地金價值に準じて、新貨幣を交付する規定を設けたならば、改鑄の費用は最後の所有者に於て負擔することゝ爲る。換

言すれば、我國に於て通用最輕量目に達した二十圓金貨を造幣局に提出した者のあつたときに、國庫は表面價格たる二十圓の新貨幣を提出者に交付す可きか、又は千分の五、四以上を減じた地金價值十九圓九十九錢四六以下を交付す可きか、此決定の如何は貨幣の流通状態に關係する所少なしとしないのである。

今、兩法の得失を比較するに本來貨幣量目の磨滅は貨幣の輾轉流通する間に生ずるものであるから、改鑄の費用即ち磨滅した量目を填補するに要する費用を獨り最後の所有者に負擔せしめることは、理に於て公正を失するのみならず、貨幣流通状態を完全ならしめる便宜に適合せざる嫌がある。蓋し此方法を取るときは、何人も自ら進んで磨滅貨幣を造幣局に提出し、改鑄の費用を負擔しやうとする者はないのであるから、改鑄に依つて貨幣の價值を完全ならしめる機會は單に政府が公納として磨滅貨幣を收受し、之を造幣局に交付する場合に限られ、爲めに改鑄の時機を逸し、市場には實價の不完全なる貨幣の流通する結果として、其授受に種々の不便困難を招くことゝ爲る、寧ろ國庫に於て、改鑄の費用を負擔することを以つて、公正並に便宜に適した處置とするのである。此點に就て、レキシス氏が「貨幣

は流通の間に磨滅して、實價を失ふものであるから、其量目が一定の割合以下に下つたときは、國家が其發行した貨幣の回収に任じ、完全なるものと引換へることは、貨幣政策上極めて必要である。而して其磨滅から生じた損失は國家が公衆の代表者として之を負擔することを以つて、至當であるとする^{Handwörterbuch, Bd. VI, Art. Münzwesen, S. 813}と云ひ、ロツ、氏が「量目の減損した貨幣は經濟上最も薄弱なる地位に居る人の手に入り、此輩が銀行に對して支拂を爲す際には、銀行は之を秤量して、受取るから、量目の減損は結局斯る地位に在る者の負擔に歸する。國家が通用最輕量目を下つた貨幣を表面價值を以つて收受するのは、公益を維持する道である」と云ひ^(Fiskalpolitik, II, S. 81)ヘルフェリッヒ氏が「貨幣法に通用最輕量目を定め、此量目以内に低減した貨幣には法貨たる資格を失はしめることは、此種の貨幣の流通を絶つ良法であつて、且つ國家が通用最輕量目以内に減じた貨幣を表面價格にて收受し、完全なる量目を有する貨幣を鑄造發行するときは、量目減損より生ずる損失は最も公平に分配されると云つたのは、^(Gold & Silb.)共に適切の言とす可きである。

但し通用最輕量目以下に、量目の減損した貨幣を國庫に於て回収する場合には、

量目の減損が果して貨幣流通上に於ける自然の磨滅から生じたものであるか、將た又故意の毀損に依つて生じたものであるかを區別しなければならぬ。換言すれば自然の磨滅に依つて、量目の減損した貨幣は、國家に於て表面價格に據り、之を完全なる貨幣と引換へ可きであるが、故意に毀損した貨幣に對しては、實價に依つて新貨幣を交付することを以つて、至當であるとする。今我國の貨幣法に於ては、其第十二條に

金銀貨幣にして磨滅の爲め通用最輕量目を下りたるもの、及び銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣にして、著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は其表面價格を以て、無手数料にて政府に於て引換ふ可し。

と規定したが、更に第十三條に

貨幣にして模様の認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす。

と規定し、此種の貨幣に對しては、國家に於て其引換に任ぜざることとした。英國に於ては千八百七十年の造幣規則を以て通用最輕量目以内に量目の低減したる

貨幣は之を法貨とせず、其低減が不法の取扱から出たのと、自然の磨滅から出たのとを問はず、總て之に伴ふ損失を最後の所有者の負擔に歸せしめる規定を設けた爲め、量目の減損した貨幣は遂に國庫に回収されず、盛に市場に流通するに至つた。英蘭銀行の如き、營業上の關係から、磨滅した貨幣を收受した場合には、中央銀行の任務として、之を回収する勞を辭せないけれども、世人は英蘭銀行が法規を厲行することを恐れ、同銀行に對して支拂を爲すには、勉めて磨滅貨幣を以つてすることを避ける。隨つて事實同銀行をして此種の貨幣を回収する機會に乏しからしめるのである。現にジエヴォンス氏の調査に據れば、千八百六十九年ソヴェレイン金貨の三割一分五厘、半ソヴェレイン金貨の五割は法定の通用最輕量目以内に量目の減損を來し、而して量目磨滅の平均割合はソヴェレイン金貨に於て五厘三毛、半ソヴェレイン金貨に於て、其倍率に居つた。斯る不良の貨幣流通状態に對して、世間に反對論の湧起するのは當然であつて、千八百八十四年には倫敦銀行業者より、流通状態の改良を陳情した一方には、益々其紊亂を甚だしくして已まなものであるから、政府は先づ千八百八十九年の條例に據り、千八百三十七年以前

に係る金貨は之を國庫に回収し、量目の減損が一ソヴェレインに付き四グレイン以内であつて、且つ不法に削減されたものでないときは、表面價格を以つて、其引換に當り、四グレイン以上減損せる貨幣は地金として取扱ふこととし、更に千八百九十年造幣規則に改正を加へ、第一通用最輕量目以下に量目の減損した貨幣であつて、其減損が自然の磨滅から出たものであるときは、造幣局は表面價格を以つて、其引換に當り、第二ソヴェレイン又は半ソヴェレイン金貨であつて、量目に三グレイン以上の減損あるときは、反證の示されざる限り、故意に削減の行はれたものと認める規定を置き、自然の磨滅に對しては、總て國家の費用を以つて改鑄することとし、之と同時に千八百三十七年即ちヴェクトリア女皇即位以前發行された金貨は千八百九十一年二月末日限り、其流通を禁止した結果、爾後大に貨幣の量目を完全ならしめるを得た。現に千八百九十九年英蘭銀行に於て秤量した結果に據れば、金貨三千二百四萬二十磅の内、輕量のもの二割四分四九の多きを占めたが、千九百三年に於ては、秤量した金貨三千四百三十六萬一千磅の内、輕量のもの僅に二分七厘三の割合に減じた。英國が多年貨幣量目磨滅の損失を最後の所有者に負擔せしめ

る制度を行つたのは、人民は平生度量衡を携帯し、貨幣を授受するに當つて之を秤量し、法貨の資格を喪失した貨幣を收納することを峻拒すると云ふ法律上の假託に基けるものであるが、此種の假託にして現實と異なる以上は、如上の制度の如き到底之を認容するを得ないのである。

他の諸國に行はれる制度を見るに、獨逸は貨幣法第九條に於て量目の減損した貨幣は國庫に於て表面價格を以つて收受し、造幣局に於ても亦表面價格を以つて、之を引換へる義務あることを規定した。然るに合衆國は之と反對の制度を取り、金銀貨の量目が一千分の五を減じたときは、實價に準じて流通せしめ、造幣局も亦實價に準じて收受するとした。其理由とする所は政府に於て、表面價格を以つて、引換に任ずるときは、利益を得る目的を以つて、故意に貨幣の量目に削減を加へる者を生ずることを、恐れると云ふ一事であるが、決して之を正當視するを得ない。羅甸同盟諸國に於ては此點に就て明確なる規定を存しないが、佛蘭西銀行の如き、表面價格を以つて、量目の減損した貨幣を收受し、國家も亦同一の處置に出でる制度である。

備考。ヘルフェリッヒ氏の貨幣論(Das Geld, S. 328, S. 374.) ホワイト氏の貨幣銀行論(Money and Banking, p. 24.)

に於ては共に英國が通用最輕量目を超過した輕量貨幣引換に關する制度に改正を加へたことを看過し、舊制度に對して攻撃を試みて居る、一言附記する。

第四章 貨幣價值論

第一節 貨幣價值に關する一般の原則

貨幣の價值を論ずるに當つては、第一貨幣が其資料たる金屬に對して、如何なる價值の關係を有するか、第二諸般貨物に對して、如何なる價值の關係を有するか、二種の方面に區別して之を論述しなければならない。

元來貨幣は一國の貨幣法並に造幣規則に據り、金屬を資料として鑄造されたものであつて、既に地金と貨幣との間に、國家の制令の介在する以上は、國家は或る程度まで金屬から獨立して、貨幣自己の價值を有せしめることが出来る。即ち國家の制令は能く輕量の貨幣をして重量の貨幣と同一の價值を保たしめるを得ると同時に、一方に於ては貨幣に對して、唯一の資料と爲るものは金屬に外ならないのであるから、或る程度まで金屬の價值は貨幣の價值を左右するに至るのである。經濟學の術語に於て前者を貨幣の職務に依る價值即ち職能價值 (Funktionswert) と云ひ、又後者を貨幣の資料に依る價值即ち素材價值 (Substanzwert) と云ふ。

然らば如何なる程度まで貨幣の價值は金屬の價值より獨立し、又如何なる程度まで、之に依つて左右されるものであるか。此關係を明瞭ならしめるには、貨幣の種類に遡り、貨幣の内にて第一、自由鑄造の下に、無手数料鑄造の行はれる貨幣、第二、自由鑄造の下に、鑄造料の賦課される貨幣、第三、制限鑄造の下に、鑄造される貨幣の三種に區別しなければならぬ。

第一 自由無手数料鑄造の貨幣。國家が造幣局を公開して、貨幣の自由無手数料鑄造を行ふときは、貨幣の價值は必ず其資料たる地金の市價と相一致することをもつて、根本の原則とする。元來金屬の如き鑄産物は各地方に所在する鑛山の間に於ては勿論、一の鑛山に於ても、一定の分量を産出する費用相違し、且つ收益遞減の法則に支配されるのである。或る鑛山は其生産の條件に於て、他の鑛山に勝ると同時に、如何なる鑛山と雖も、其採掘の歩を進めるに隨つて、早晚以前と同量の鑛物を得るに當り、其生産費に増加を招かざるを得ない。之を純粹の理論に徴すると、貴金屬の價值は結局最も劣等なる鑛山に於ける生産費に相當し、所謂限界生産費に依つて決定されるのである。然しながら實際に於て兩者は常に一致して、

誤まらざるを得るかと思ふに、敢て然らず、兩者の間に屢、其一致を缺くことがある。即ち其の重なる原因は鑛山の投機的性質、供給の新源泉の不規律に發見されること、貴金屬の耐久的性質等であつて、第一の原因は鑛業者をして一時損失を蒙つても、之を顧慮せずして、事業の經營を繼續せしめるし、第二の原因は一時金屬の供給過剰を告げて、其價值に低落を來しても、容易に之を復舊する能はざらしめるし、殊に第三の原因のあるに於ては、金屬の產出額に多少の増加を見るときも、必ずしも直に其供給を増加するが如き、影響を及ぼすことが出來ないのである。換言すれば普通の商品に於ては、生産費を以つて價值の決定される標準とするを得るのであつて、生産費低くして、價值が高かつたならば、直に貨物の供給を増加して、價值の低落を促すと同時に、生産費が高くして、價值が低かつたならば、直に貨物の供給を減縮して、價值の上進を招く道理であるが、貴金屬は一般の貨物と異なり、其資質甚だ鞏固であつて、一年の產出額は決して其年度内に消費されて、次年度の需要に應ずるに、其年度の供給を待つと云ふが如きことなく、累年蓄積して、以つて供給額の全體を成すに至るものであるから、年産額に多少の増減を見るときも、其増減

は之を累年の蓄積高に對照するとき、纔に其一小部分に當るに過ぎない。現にデーナ、ホートン氏は金の年産額の金貨の總額に對する割合は一分七厘七毛であつて、銀の年産額の銀貨總額に對する割合は約一分であること云ふことを擧げた。(D. Horton-Gold and Silver p. 28.) 又千九百二十三年合衆國造幣局年報に於ては、同年中世界に於ける金貨の總額十九億六千二百萬磅に對して、同年の金産額七千六百萬磅に過ぎざることを掲げた。金の年産額の貨幣全體に對する割合の寡少なること、斯の如くなるに於ては、其累年蓄積高に對する割合の更に寡少なる可きは論を俟たない。然らば生産費減少の爲めに、金屬の年産額が増加しても、將た又生産費増加の爲めに其年産額が減少しても、金屬の供給を決定するものは、依然たる累年の蓄積高であつて、生産費と價值とが往々にして一致を缺くのは、畢竟此事實あるが爲めに外ならないのである。

即ち金屬の價值は需要供給の關係に依つて定まり、累年の蓄積高に年産額を加へたものを以つて、供給とする次第であるが、一方に金屬に對する需要は造幣上、工藝上並に貯藏上に於ける三用途に區別せられ、上記の供給高は是等用途の間に分

配せられて、其需要を充たし、價值の高低は一に需要供給の増減に依つて左右されるのである。而して一定量の金屬が是等三種の用途に分配されるに就ては、如何なる原則が之を決定するかと云ふに、マーシャル氏の所謂適合需要の原則に據り(Marshall-Principles of Economics, 5th. ed. 1909.) 各用途に於ける金屬の限界的效用を均等ならしめることを標準として、其間に分配されるのである。即ち金屬の如く、世界各國に於て需要され、各國に於て種々の用途を有し、各用途に於て互に異なつた效用を生ずる場合には、各用途に於ける價值は其用途に於ける限界的效用に依つて定まり、而して一の用途から他の用途に向つて金屬の移動することの自由である以上は、各用途に於ける限界的效用は略ぼ均等に歸するものである。故に造幣上の需要の増加した爲め、此用途に於ける金屬の效用増加するときは、工藝用貯藏用に於ける金屬は是等の用途を去つて、造幣用に供せられ、双方の増減に依り效用の程度を均一ならしめるに至るのである。此事たる、金屬の價值と貨幣の價值とを一致せしめる道に外ならない。更に具體的に之を説明すれば、例へば工藝用貯藏用等に於ける金屬の需要に減少を來したならば、地金の市價は供給過剰の爲めに、常に一般貨物に對し

て、低落するのみならず、貨幣に對しても亦下落する。故に地金を所有する者は金屬として之を市場に賣出し、以つて貨幣に換へるよりは直換に造幣局に輸納し、貨幣として收受することを以つて、利益ありとなし、斯くて地金は續々造幣局に輸納され、一般貨物に對する地金の價值と貨幣の價值とを均一ならしめるまでは、地金の供給を減縮して、貨幣の供給を増加し、前者の價值を騰貴せしめると共に、後者の價值を低落せしめ、以つて兩者の間に於ける價值の平均を保たしめるを得るに反し、工藝用貯藏用に於ける需要増加すれば、貨幣の所有者は貨幣として之を所有するよりも、地金として市場に賣出すことを以つて、利益ありとする道理であるから、之を鎔解して、地金の供給を増加すると同時に、貨幣の供給を減縮し、双方の價值を均等ならしめるに至るのである。即ち此事たる、適合需要の原則に據つて、金屬が各種の用途に分配され、貨幣の價值と地金の價值とを均等に歸せしめる所以であつて、自由無手数料鑄造制度の下に於て貨幣價值の變動を抑制する理由も亦茲に存するものと云へる。金の造幣價值と地金價值と相一致するのは、流通貨幣の價值の低落せざる證據であるとは、十九世紀の當初英國に於て地金論争の盛であつ

た當時、ヘンリー・ソーントンの道破した所であつて、今日に於ても何等異なる所あるを見ないのである。(H.T. Thornton-Nature And Effects of Paper Credit, p. 191)

第二 鑄造料を賦課される貨幣。國家が貨幣の鑄造に手数料を賦課するとき、其鑄造料は地金を鑄造して、貨幣とする費用に相當するのであるから、其料金に相當する金額だけ、貨幣の價值は常に地金價值の以上に居る可き道理である。故に一國に於ける貨幣の供給増加して、其價值低落するとしても、低落の程度が鑄造料を超過せざる間は、熔解の土地金として使用されることはない。鑄造料の賦課と相俟つて、考量す可きことは、貨幣鑄造の速度換言すれば、造幣局が地金を收受してより、鑄貨として之を輸納者に交付するまでの期間の長短である。此期間にして永きに亘つたならば、自由無手数料鑄造の下に於て、尙ほ鑄造に要する期間の利子だけ貨幣の價值をして、地金の價值よりも、高からしめる結果を生ずるし、地金を貨幣に變換する費用手数料の如きも、鑄造料と同一視するを得るのである。

國家が鑄造料を賦課する大體の方法は造幣局に於て輸納を受けた地金の一部分を控除し、残額のみを鑄貨とするものと、輸納を受けた地金の全部を鑄貨とし、外

に鑄貨の一部を鑄造料として保留するものと二種の方法に區別するを得るのであるが、其孰れの方法に據るを問はず、斯く發行された貨幣が法貨の資格を有し、一般人民に於て、其授與を拒まざる以上は、同一の價值を保つ道理であつて、貨幣の含有する地金に比較して、貨幣の價值は鑄造料だけ高きに居ることゝ爲る。但し此場合に貨幣が法貨たる資格を有し、人民が其授受を拒まないと云ふ條件は右の如き價值の決定を生ずるに就て、最も必要である。蓋し鑄貨にして法貨として一般に授受されなかつたならば、貨幣に對する需要並に其價值に影響を及ぼすに至るからである。此點に就ては第二章第五節に論述した所を参照されたい。

故に多くの場合に於て、貨幣の價值は或る程度まで其資料とする貴金屬の價值を超過することがあるのであるが、然も適當の規律ある制度の下に於ては、兩者の差は極めて僅少であつて、少額なる鑄造料を以つて其限度とする。而して國內に金屬を産出する國に於ては、金銀は國民産業に於ける普通の貨物と異なる所を存しない、金銀は種々の用途に供せられ、其用途の一として、交換媒介物と爲るのであるから、是等金屬の生産者にして、普通の利益を收めるを得なかつたならば、資金を

鑛業から回収して他の事業に供用する、随つて貨幣の供給を減縮して、物價を低落せしめ、貨幣と交換される貨物の分量を大ならしめるであらう。又國內に金屬を産出せざる國に於ては、貨幣の價值が地金に對して低かつたならば、貨幣の一部は鎔解されて、地金と爲り、外國に輸出されると同時に、貨幣の價值が地金に對して、高きときは、地金は外國より輸入されて、内國に於ける貨幣の供給を豊富ならしめるのである。茲に一事の注意を要するは、金銀の如き形量の輕小なる割合に、高額の價值を代表する貨物を運送するには、價值に比較して、運送費を要すること最も少ないと云ふ事實であつて、其結果金の生産地が如何なる地方に在るを問はず、之を需要する國に於て、自由に其供給を受けるを得るのである。フリードリッヒ・コッホ氏は、倫敦に於ける金取引を題する小著に於て、倫敦より世界主要地に對する金地金の運賃並に保険料を掲げたが、千九百四年に於ては十萬磅をアムステルダム、ロツテルダム等に輸送する運賃は六十二磅十志であつて、保険料亦二十五磅に過ぎない。他の地方に對しては多少之を超過するけれども、尙ほ其低きは論を俟たなす。(F. Koch-Der Londoner Goldverkehr. S 14) 即ち鐵、石炭の如き形量の重大なるに比して、價值の低

廉なる貨物は其運搬に費用を要し、遠隔なる地方に運送することが出來ないから、苟も一國が豊富なる供給を受けやうとする以上は、其國內に産出されることを以つて、必要の條件とするけれども、貨幣に對する需要を充すには其資料たる金銀の取て國內に産出されると否とを問はないのである。現に歐洲諸國の内に於て、英佛獨諸國の如きは、殆ど國內に金を産出せざるに拘はらず、合衆國、濠太利、露西亞並に南阿弗利加より金の供給を受けて、其間に何等の故障を訴へないのに反して、露西亞は十九世紀中多くの時期を通じて、國內に金を産出するけれども、永く紙幣を流通して、之を主たる通貨に充て、居つたし、合衆國亦南北戦争以後世界に於ける金産出國として第一位を占めたに拘はらず、能く正貨の流通を維持することが出來ず、千八百九十三年並に千八百九十四年には銀貨鑄造並に銀塊購入高の増加した爲め、金貨の流出甚だしく、之を國內に保留するを得なかつた實例がある。故に一國に於て、貨幣の資料たる金屬の供給を成すものは内外金鑛に於ける産出額のみならず、舊來産出せられ、現に外國に於て貨幣に供用されて居るものに及び、國際貸借の差額の自國に有利である以上は、之を吸収するを難しとしないのであ

る。即ち合衆國の如き千八百六十年南北戦争の結果として、不換紙幣を増發するや、合衆國は單に内國に産出する金を海外に輸出したのみならず、現在流通する金貨にして驅逐されたものも亦少なしとなかつた、又獨逸に於ても貨幣制度改革の當初鑄造した金貨は多く英佛米諸國の貨幣を吸収して、改鑄したものである。是等の事實は國際間に於ける金の移動甚だ自由であつて、價値の地方的差違を存すること、少なく、貨幣と地金との價値相一致する傾向の顯著なることを示す資料とす可きものである。唯千八百五十年代に於ける濠洲金礦若しくは其以後のトランスヴァール又はユーコン地方の金礦の如く、世界の他の地方から接近するに困難なる地方に於て、金の産出される場合には、金の價値は人口の稠密なる舊國に於けるものに比較して、低廉であることを免れない。蓋し未開の金礦地方に於ける物資并に勤勞の供給は金の供給の饒多であるに比較して、多く制限されることを免れないからである。

第三 制限鑄造の定位貨幣。定位貨幣の鑄造は自由鑄造制度の下に、私人をして國家に之を請求せしめるものでなく、國家に於て固く鑄造額を制限することを

常とする。此制限にして適當に行はれ、供給者たる國家が貨幣の供給をして、需要に超過せしめざる限りは、假令其鑄造に就て造幣收益を徵收するとしても、定位貨幣の價値は本位貨幣に對する造幣價値に依つて定まり、其資料たる地金の價値に左右されないものである。随つて鑄造資料たる地金の價値が低落しても、定位貨幣の價値に何等の影響を及ぼさず、又此反對に地金の價値が騰貴しても、其騰貴が定位貨幣を地金として使用して、利益ある程度に達するまでは、定位貨幣の價値は毫も其影響を蒙らず、唯此程度に達した時に至つて、始めて定位貨幣を熔解し、地金として之を使用する者を生ずる、斯くて定位貨幣は供給の減縮する結果、地金と平均を保つまで、其價値を騰貴せしめるに至るのである。

第二節 貨幣數量説

即ち自由無手数料鑄造の本位貨幣を除き、他の定位貨幣又は手数料鑄造の本位貨幣の價値は或る程度まで、地金の價値と異なることを以つて、一般の原則とする。貨幣の種類に依つて、其價値が地金の價値と相一致する道の異なること前論の如

くであるが、一旦貨幣として市場に流通するときは、其如何なる方法に依つて、地金の價值に左右されると、又地金の價值より獨立して貨幣價值を保つとを問はず、一國の經濟社會には産業組織、國民生活其他社會全體の狀態に依り、一般貨物をして生産者から消費者の手に移らしめ、又貨幣をして交換の媒介物たる職務を盡さしめ、又貸借の目的物として、貸借の標準たる職務を果さしめ、又其一部を保存して、價值の貯藏たる職務を致さしめる等、或る分量の貨幣をして、行はしめる作用を必要とする。所謂商業の數量 (Volume of Trade) と稱せられるもの即ち是れであつて、此高は貨幣に對する需要を成し、市場に流通して、如上の作用を爲す可き貨幣の高は貨幣の供給と爲り、需要供給の増減に依つて、價值の高低を生じ、以つて物價の騰落を定めるに至るのである。例へば貨幣資料たる地金の供給増加し、地金價值の貨幣價值に對して低きに至つた關係から、多量の地金が自由鑄造制度の下に、貨幣に鑄造されて、其供給を増加し、價值に低落を來したならば、一般貨物の供給にして、以前と同一の高に居る以上は、必ず一般物價の騰貴を惹起すし、又此反對に地金の供給減少し、貨幣が地金に鎔解されて、貨幣の供給を減縮し、貨幣價值の騰貴を來した

ならば、一般貨物の供給にして、以前と異ならざる以上は、必ず一般物價の低落を招かざるを得ない。即ち貨幣の價值と一般物價とは反比例を以つて高低し、而して貨幣の價值は貨幣の需要と供給との關係に依つて、定まるものであつて、貨幣の方に於て、其需要供給に増減を生じ、或は貨幣の價值を左右する地金の價值に變動があるときは、其變動は必ず正反對の方嚮に於て、一般物價に影響を及ぼさざれば已まない。經濟學の術語に於て、貨幣數量説 (Quantity Theory of Money) と稱せられるものは即ち此學説であつて、英國正統學派の學者の主張して以來、一般の承認する所と爲つて居る。

但し右の學説は其主張されるや、他の事物の同一であることを以つて、一の要件とした。即ち貨幣の供給が増加しても、同時に貨幣に對する需要を増加せしめる事情があり、又貨幣に對する需要が増加しても、同時に貨幣の用途を節約する事情があつたならば、貨幣數量説は其適用を妨げられる道理であるから、此制限を付することゝ必要であるとしたのである。而して他の事物が常に同一の關係に居らざることゝ亦事實であつて、又物價が貨幣數量の増減と正確なる比例を以つて高

低せざることも、事實たるを失はない。然しながら貨幣數量の増減が比例的に物價をして高低の方嚮に就かしめることは否定す可からざる所である。而して貨幣數量の増減に依つて高低するものは、個々の貨物に於ける物價ではなくして、一般平均物價である。個々の物價は其騰貴する場合に於ても、又其下落する場合に於ても、緩急の差なきを得ない。例へば貨幣價值低落の爲めに、先づ物價に騰貴の勢を生ずるのは生産者階級、殊に主として労働者の消費に供せらる可き貨物である。而して斯る貨物の中にて、既製品の代價は一時急速に騰貴するとしても、一方に之に應じて供給が増加したならば、永く騰貴の勢を持続する能はざるのみならず、時に生産過剰の爲めに、物價に一時的低落を見ることなしとしない。又労働者階級の消費に供せられる食料品は製造品の如く、物價騰貴の場合に、生産を刺戟されないから、其代價の騰貴す可きことは論を俟たない。又或る種類の物價は所謂伸縮自在の性質を有して、機會ある毎に變動するけれども、他の種類の物價に至つては、長期間を通じて、契約に於て一定して居り、又法律若しくは習慣に依つて、支配されるものもある。又卸賣相場は小賣相場よりも早く變動し、小賣相場は買銀よ

りも早く變動する趣きがある。然も數量の増加した貨幣が流通し、又物價騰貴の状況の下に於て、使用される以上は、或る物價にして、貨幣數量に對し、比例以下の騰貴を爲すに止まつたならば、他種の物價は比例以上の騰貴を爲し、物價の平準點をして貨幣の數量と比例するに至らしめる可き道理である。即ち貨物の種類に依つて、物價の騰貴する時期の遅速若しくは程度の緩急に別のあることは、之を免かれないとしても、全體に就て見るときは、貨幣の價值低落すれば、一般平均物價騰貴し、貨幣の價值騰貴すれば、一般平均物價低落することを以つて自然の勢であるとする。千八百八十八年英國金銀問題委員會が當時の物價下落の原因に就て、外國經濟學者の意見を照會するや、ビヤーンソン、ナッセル、レキシス諸氏が頗る晦澁なる意見を報告した間に於て、獨り白耳義のドラヴェリー氏が或る貨物の代價下落は生産高の増加、運輸の改良、機械の進歩、一般製造技術の發達に其原因を求めざるを得るけれども、物價の一般的下落殊に前記の諸原因に支配されざる貨物にも及んで居る物價の下落に至つては、一般的理由を求めざるの外なく、而して此一般的理由は貨幣供給の減縮を除いて、他に之を見るを得ないと云つたのは出色の文字として、吾

人の稱賛を禁ずる能はざる所である。(Second Report of the Gold & Silver Commission, p. 270)

從來貨幣數量説に對して非難の根源と爲つたのは、其主張者の假設した他の事物の同一であると云ふ制限必ずしも常に行はれず、市場に於て種々の職務を盡す貨幣の數量が多く其供給と一致せず、貨幣の數量同一であつて、供給の減縮したと同様の場合があり、又其増加したと同一の場合がある一事である。何故に論者は貨幣の數量と其供給と相伴はざることを説くか、其重なる事情として、彼等の擧げる所は左の三點に外ならない。

第一 貨幣流通の遅速。

第二 物々交換の行はれる範圍の廣狹。

第三 信用取引の行はれる程度。

今、序を逐うて、是等の事項を説明するに、一の市場に於て流通する貨幣の數量は同一であるとしても、其流通の遅速が供給に重大なる關係を有することは論を俟たない。而して貨幣流通の速度は或る時期に於て、人の支拂に供する貨幣と同一時期に於て、人の所藏する殘高平均額との比率を以つて、之を知ることが一般の法

則であるが、此比率の高低は貨幣現在高の多寡、人口分布の粗密、運輸交通の便否、貨幣の種類、産業の盛衰等に依つて、左右されるの常であり、而して流通の度數の頻繁なる貨幣は數量同一であつても、之を増加したと同様の作用を致す可きこと、恰も汽船の噸數同一であつても、航海の回數の頻繁であるときは、其少なきものよりも、多量の貨物を積載運搬するを得るが如くであらう。又貨幣用途の範圍と物々交換の範圍とは互に相反するものであつて、物々交換の行はれる場合には、其程度に應じて、貨幣の用途を節する次第であるから、貨幣の供給は自ら物々交換の行はれる範圍の廣狹に依つて、左右されざるを得ない。而して今日の經濟社會に於て、貨幣の供給に重大の關係あるものは、信用取引の消長である。蓋し信用のものたる、其經濟上に於ける效果より云ふときは、人をして將來の貨幣所有を保證として、現在の權利を行使せしめるを得る。而して信用證券は是等の權利の證明と爲り、又之を移轉する用具と爲るものであるから、其如何なる形式に據つて流通するを問はず、總て貨幣の用途を節約する效果ありと云へる。即ち信用取引にして行はれるときは、價値の尺度として、一般貨物の價値を定めるものは貨幣に外ならない。

が、交換の媒介物として、各種の取引を決済するものは、信用證券である。随つて信用取引の効果は間接に貨幣の供給を増加したのと同一であつて、其結果貨幣の供給は信用取引の行はれる程度に依つて、影響を蒙るに至るのである。

貨幣數量の外に、貨幣の供給を左右する事情のあること、以上の如くであるとするれば、斯る作用の効力の存する限り、貨幣數量説は其適用を妨げられ、例へば貨幣の數量が増加しても、一方に恐慌其他の事變に際して、遂に信用取引の範圍に收縮を來したならば、貨幣の用途亦遂に増加し、其價值敢て低落せず、随つて一般物價を騰貴せしめざるが如く、數量説をして實際に應用する能はらざらしめる事情を見ることがあるであらう。此種の議論は貨幣數量説を否定する論者に依つて唱出され、獨逸のヒルデブランド、塊地利のメンガー、合衆國のラフリン等は貨幣數量説の全體を否定し、貨幣の供給を定める就て、斯る複雑なる事情あるに於ては、貨幣の數量は必ずしも其價值の高低と格別の關係なく、物價の高低を左右する原因とも爲らず、寧ろ物價騰貴の爲めに、多量の貨幣を流通せしめる必要を生ずると云ふ關係から、貨幣數量の増減は物價騰落の結果であるとする説を述べるに至つた。即ち

ヒルデブランドが社會の必要とする貨幣の高は一般平均物價、交換に付せられる貨幣の高、交換の平均速度並に交換の伸縮し、分散する限度に依つて定めらる可きものであるとし、此點から同一の物價平準、一年内に於ける同一數量の取引、貨幣流通の同一速度を有する二個の社會に於ても、尙ほ一の社會は農業地であつて、貨幣は獨り農産物出廻前後の時期に伸縮するに反し、他の社會は工業地であつて、一年を通じて貨幣の伸縮同一なる状態に居つたならば、前者に於て要される貨幣が後者に於て要されるものよりも大であると云ふ事實を挙げ、前者の社會に於て、貨幣の伸縮自由なるを得なかつたならば、一年の大部分を通じて、最多額の貨幣を要する時期に於けると同一の供給あることを必要とするとした。(Hildebrandt-Theorie des Geldes, Kp. I, 1.)

然しながら右に掲げた諸種の事情は或る程度まで數量説の作用を左右する原因と爲るには相違ないが、必ずしも其作用の全體を覆す効力のあるものではない。貨幣供給の要部を占めるものは、即ち其數量であつて、信用の膨脹の如き、一に貨幣の數量に依つて、左右されるものである以上は、貨幣數量の増減を以つて、價值高低の主要なる原因とすることは、一般の原則として、眞理たるを失はない。今、貨幣數

量と貨幣供給との一致を妨げ、又貨幣數量説の適用を傷けるに至ると認められる事情を観察し、其數量説の全體を撼搖するに足らざる所以を明にするに、第一に考量を要するは、貨幣流通遲速の問題である。今日の如く經濟社會に金融の諸機關確立し、資金の運轉を謀り其疏通を講ずる場合には、貨幣を收受して、一時用途を見出さざる者は直に之を銀行に預託し、銀行をして一團の資金として、之を運用せしめる習慣の動かし可からざるものがある。此習慣にして廣く行はれるに隨ひ、貨幣流通上に於ける遲速の度は時期に依つて、著しく變動するものではない。往昔貨幣を貯藏し、有事の際に遽に之を市場に放出し、流通の繁閑殆ど常なかりし時代と比較したならば、今日の如く平生より貨幣の死藏を避け、成る可く之を運用することに勉める場合には、時期に依つて、流通の回数に、非常の差違を生ずるものではない。唯今日に於ても地方と都會とを比較すれば、貨幣流通の回数に、或る相違の存することを免かれないし、時期に就て云へば、平時と恐慌時若しくは其以後とに依つて、多少の差はあるけれども、然も恐慌の如き、非常の事變であつて、之を以つて一の原則を左右するものとするを得ないし、又地方に於ける金融機關完備して、都會と地

方との金融の連絡密接なるに至つたならば、都鄙に於ける流通回数の差も自ら消滅す可き道理である。

物々交換の取引に於ては、貨幣を以つて代價を現はさず、貨幣を以つて交換の媒介物に充てず、隨つて如何に取引が行はれても、貨幣に對する需要を増加するに至らないのである。斯くて物々交換は恰も貨幣と交換せらる可き貨物の供給即ち貨幣に對する需要を減縮したのと同じの效果を生ずるのであるが、物々交換の如きは、社會に於て寧ろ其弊害に堪へる能はざるの故を以つて、漸次貨幣の用途を發達せしめるに至つたものであるから、現時の社會に於て、其行はれる範圍は鑛山、家内工業、多數の女工を使役する工場等に於て、僅に勞働報酬の一部分を支拂ふのに貨幣を以つてせず、物品食餌の類を以つてするに止まり、決して廣く世間に行はれて、貨幣供給を左右する跡のあることを認めるを得ないのである。

唯、今日貨幣の供給に重大なる關係を有するものは、信用取引であつて、信用證券の授受流通は單に貨物交換の媒介を爲すに止まらず、貸借の標準たるを得る次第であるから、其使用されるに隨ひ、其伸縮に依つて、貨幣數量の増減が物價に及ぼす

影響を左右することがあるであらう。随つて貨幣數量説を否認する者も専ら論據を茲に置くの常である。然らば信用は貨幣流通上に於て如何なる地位を有し、又如何なる効果を及ぼすものであるか、是れ吾人の考量を要する問題である。元來信用の性質は之を二個の方面から觀察することが出来る、一は信用が人をして將來の貨物に對して、現在の貨物を獲得しめる一事であり、他の一は信用が一人をして他人の現在所有する有價物を自由に使用するを得せしめることである。随つて其孰れを以つてするも、債權債務の關係を生ずる。若しも債務者にして、債權者をして其現在要求し得るものを他日に於て受取ることを承諾せしめたとすれば、債務者は債權者から信用を得たと云ふ可く、其債權者にして他日債務を支拂ふことを債務者に許容したとすれば、即ち信用を與へたものである。即ち信用取引の行はるゝや、一時貨幣の用途を節約するに相違ないが、信用を決済するには、別に貨幣に對する需要を惹起さざるを得ない。一の場所に於て貨幣の供給を豊富ならしめるとしても、他の場所に於て、之を匱乏ならしめるに至る。信用の種類を其形式に據つて區別すれば、讓渡すを得ざる形式のものがあり、定期支拂の讓渡證書

の形式のものがあり、要求拂の讓渡證書の形式のものがあつて、債權債務の關係を生ずる點に於ては効果は一であつて、要するに一時的使用の目的を以つて、有價物を他人に交付するものに外ならない、随つて之に對する支拂の行はれざる間即ち信用の消滅するまでは信用取引は完了されたものと見るを得ないのである。ミルの如きは、信用を以つて購買力を意味するものとし、其貨幣と同一様の影響を物價に及ぼすことを斷定した。(Principles, BK. III, ch. XII, § 2.) 然しながら此所説は貨幣の借入れのみを見て其決済を見ず、現在を認めて、將來を認めざる事實に於て缺點なしとしない。即ち貨幣を使用するときは、取引は即時に完了し、貨幣と貨物とは直に其所有者を異にするに反し、信用を利用するときは、貨物の所有者は異なつても、爲めに生じた債務は必ず將來に於て決済せられること必要とする。茲に於てか、信用より生じた債務は結局他の信用に依つて相殺されることがあるとしても、其信用の起るや、必ず一方に之を決済するに必要な貨幣に對する需要の隨伴することを認めなければならぬ。若しも信用の作用が總て自動的であつて、貨幣を要せずして之を完了するを得たならば、信用は完全なる貨幣の代用物と爲り、貨幣と同一の

影響を物價に及ぼすに至る道理であるが、事實に於て、信用の作用は斯の如く完全なるものではない。蓋し正貨を以つて行はれる支拂は、債務の合法的決済であるに反し、信用を以つて行はれる支拂は合法的決済でないのであるから、信用の利用に便利其他の長所の伴ふものなき限り、正貨は常に信用に先だつて、使用されるのである。唯金額の大なる支拂に就て、信用を利用するときは、正貨の勘定、取扱、判別等に伴ふ煩勞、運搬並に貯藏の費用、是等に於ける危険を省約する故を以つて、大なる便利と爲る。然しながら總て是等の利益たる、銀行の支拂能力の存続することを肯定して始めて之を見るのである。茲に於てか今日信用の中樞機關たる銀行に於ては、必ず取付に應ずる爲め、常に或る高の貨幣を所有しなければならぬ。固より其高に就ては、銀行に就て異なるものゝあるには相違ないが、尙ほ之を律する最少限度なるものが存在して居る。即ち債務は盡く信用に依つて、相殺されず、銀行は其一部の差額を貨幣の形態に於て、所有する必要がある、而して其割合に就ては、英蘭銀行營業部の支拂準備金の如く、習慣上から、一定の限度の支持されて居るものゝあると同時に、合衆國聯邦準備金銀行若しくは同銀行に對する出資諸銀

行の準備金の如く、法律上の制限に服するものもあるけれども、其孰れに據るを問はず、信用の基礎として、貨幣の存在しなければならぬ理由に至つては、即ち一である。現代の預金銀行は取引先の爲めに清算所たる職務を致し、之に關聯して發生する信用は取引先に對する銀行の支拂請求(貸付割引)と爲り、銀行に對する取引先の支拂請求(預金)と爲り、取引先相互間に於ける支拂請求(爲替)と爲り、是等は何れも銀行の帳簿に記録されて、互に相殺されるけれども、正貨の基礎を缺いて、銀行が是等の職務を全うするを得る事例は未だ見ざる所である。信用の過度の膨脹に依つて、危険の起る場合には信用に對して、制限の加へられることに依つて、救済の道を求めなければならぬ。而して取引先に信用を許與することは、一に銀行業者の絶對的自由に屬し、何等法律上の制限を存しないのであるが、合法の業務を行ふ爲めに、誠實に資金の融通を望む者に對して、絶對に貸出を拒絶したならば、爲めに生ずる結果の有害である掛念が存するので、斯る場合に臨むや、銀行は第一、擔保物の資格を嚴重にし、第二、貸出期限を短縮し、第三、取引先の資金を必要とする目的に就て差別を爲す等の手段に出るのである。

次に信用が價值の貯藏としての貨幣に對する需要を節約するを得る程度如何を考へるに、第一、小切手其他の形態に於て、信用の利用されるときには、人が囊中又は金庫内に收め置く可き貨幣の必要を減じ、第二、紙幣又は銀行券の如き廣く交換媒介物に充てられて、一般に授受されるものを流通したならば、是等は人民の囊中に於て、價值の貯藏たる用を爲し、毫も貨幣と異ならざる觀を示すであらう。茲に於てか、一部の論者は是等の外見的事實から推究して、信用を以つて一個の獨立した事物と見做し、全然貨幣の必要を省略し得るものゝ如くに考へるけれども、此種の論者は信用が一般に富を基礎とする事實を認めて、一方に特に其貨幣に依頼する事實を等閑に付するの常である。信用は財産又は富を引渡す契約ではなくして、貨幣を引渡す契約である。信用證券は交換媒介物たる作用を爲すものであるから、信用の膨脹は交換媒介物の供給を増加するけれども、然も此故を以つて貨幣の供給を増加したとするを得ない。信用取引を決済するに就て、新に貨幣の需要を惹起すことは、免かる可からざる所である。

以上論ずる所に據り、信用の作用と貨幣の供給とに關聯して生ずる事相を推究

するに、信用證券として、最も顯著なるものは、小切手、爲替手形、約束手形の類であつて、卸賣其他金額の大なる取引には、此種の證券が使用され、毫も貨幣を動かさずして、貸借を決済するを得るが如くであるけれども、凡そ信用證券を流通に付するに、何時に於ても之を本位貨幣又は現金と引換へることが出來、而して現金と引換へられた場合には、更に之を本位貨幣に引換ふるを得る保證あることを必要とする。而して銀行業者の公衆に付與する信用は其如何なる形式を以つてするを問はず、債務に對して有する資産の分量殊に債務取付に應じて、支拂に供へる貨幣の數量に依つて、制限される次第であるから、社會の需要する程度を超越して、信用を擴張したならば、結局之を代表する證券の流通上に故障を生ずると共に、銀行の支拂準備金に對する取付を來して、信用の收縮を招かざるを得ない。蓋し一國に於て商工業好景氣の下に、事業上の信用旺盛なるや、債務の相殺行はれ、小切手を支拂ふに銀行の信用を以つてし、銀行は帳簿上の取引を利用し、交換所の利用亦盛と爲るから、銀行の要する現金の高は自ら少なく、銀行は比較的少額の支拂準備金を以つて大なる預金を支持するを得るに反し、事業上の信用の沈衰するや、人民は銀行

より預金を引出し、取引は多く現金に依つて行はれ、銀行の貸出は自ら制限され、支拂準備金は銀行の金庫内に於て増加するに至らざるを得ない。茲に於てか、信用の勃興する際には一定の銀行準備金をして、大なる預金通貨を支持せしめるに至ると云へる。然れども事業其ものにして、舊來の物價平準點に於て、此増加した交換媒介物を吸引する程度まで膨脹せざる以上は、貨幣の價值は低落して物價騰貴し、輸入の増加と共に、輸出減退し、爲替相場は輸出現送點に騰貴し、比較的過剰の貨物たる金は外國に輸出されるであらう。斯くて金の輸出されるや、貨幣供給の減少に加ふるに、其減少の預金通貨を減縮する勢は相俟つて物價を低落せしめざるを得ない。之に反して事業上の信用減退したならば、前記と正反對の事相を生じ、多額の銀行準備金は少額なる銀行預金に對して必要と爲り、現金取引減少し、物價低落し、輸入の減退と輸出の増進とを見る可く爲替相場は輸入現送點まで低落し、金は外國より輸入し來つて、貨幣供給若しくは預金通貨の増加に依つて物價をして舊來の平準點に復せしめるのである。

元來社會に於て交換媒介物に對する需要の起れる際、一國の信用制度が既に其

支拂方便を供給する能力の極度に達して居る時と、尙ほ之に達して居らない時とある。若しも支拂準備金の多寡、信用機關の狀況等より考量して、既に其極度に達して居るときは、銀行に於て、交換媒介物を供給しやうとすれば、新に多くの準備金を收得しなければならぬ。此關係から從來社會に出で、流通して居る貨幣は市場から銀行に回収され、之に伴つて貨幣の限界的效用は上進し、貨幣の價值は貨幣をして準備金の用に供せしめて、以つて信用の膨脹を維持せしめるに足る點に於て定まり、一方に貨幣の限界的效用の上進した結果として、物價の下落を來し、或は少なくとも其騰貴を妨げることゝ爲るのである。又信用制度が其能力の極度まで運用されて居らない場合には、同一の準備金を以つて以前より増加せる交換媒介物を供給するを得るが如くであるけれども、一方に信用の膨脹すると同一の割合に於て、物價騰貴を惹起す勢を妨げる事情のあることを記憶しなければならぬ。蓋し信用の膨脹其極度に達するときには、必ず割引歩合の騰貴を促すの常であつて、此騰貴と共に、融通資金に對する利子は貨物賣却より生ずる利益を減殺し、以つて信用の膨脹を抑制するに至るのである。換言すれば預金にして要求次第、

貨幣を以つて支拂はる可きものである以上は、貨幣の形態に於て準備金を備へることを必要とし、随つて貨幣準備金並に預金の三者間には自動的に増減を律される關係の發生を見るのであつて、如何なる銀行と雖も、金庫中に多額の貨幣の存在することを見て、之に満足するものはない、必ず之を營業上に利用して、以つて利益を博しやうとするであらうし、而して之を爲すや、割引歩合を引下げ、低率の利子を以つて貸出を爲し、斯くて信用を膨脹せしめるのであるが、一旦此反對に準備金たる貨幣の在高が減少したならば、割引歩合の引上に依つて、信用を收縮しなければならぬ。更に之を國際間の關係に就て推究するに、貿易の行はれる二國間の物價平準點は相互に獨立するものではない。固より二國は各種の貨物に就て同一の物價を有すると云ふ意義ではないが、尙ほ物價平準點が同一の關係を持つることとは事實である。随つて信用膨脹の結果として物價騰貴の爲めに輸入を増進せしめ、正貨の流出を招いたならば、到底膨脹した信用を維持するに難く、結局正貨の減少に應じて、之を收縮するに至るのである。

之を要するに信用證券の内で、自由に個人の間で轉讓流通するものは、或る程度

まで貨幣の代用物たるを得るに相違ないが、其根本の性質に至つては、單に今日決済せらる可き貸借を將來に延期するに止まり、今日節約された貨幣に對する需要は他日に至つて之を増加せしめるのである。即ち信用の増加若しくは信用證券の發生は一の取引即ち貨幣に對する需要あつて、始めて生ずることが多いのである。フラックス氏の如き、信用證券は全然商業上に於ける貨幣の用を絶滅せしめるを得ない。信用制度の作用を圓滑ならしめるには、其條件として、必要の場合に於ては、何時にても信用を代表する貨幣の存在することを必要とし、随つて貨幣の或る高は信用に伴ふ要求に應ずるに、缺く可からざるものであると云つて以つて數量説を支持する論據に充てやうとした。(Flux-Economic Principles p. 168)

第三節 貨幣價值の變動

若しも經濟生活に於ける組織が簡單なる状態に居り、總ての取引は悉く一定の場所に於て、即時に決済され、随つて定期取引なるものにして、存在しなかつたならば、貨幣の職務は單に交換の媒介物たり、價值の尺度たるに止まり、相當の資格を備

へる金屬を資料として貨幣を鑄造し之を主たる貨幣として貨幣制度を制定する以上は、貨幣經濟の趣意を果すを得たのであるが、社會組織の複雑なる今日に於ては、取引が成立と同時に直に決済されることの如き、到底之を望むを得ない。今日の社會に行はれる取引の多くは何れも期限付であつて、取引の成立と共に、當事者間に必ず貸借の關係を生じ、一方を債權者たらしめ又他方を債務者たらしめざれば已まない。貨幣が貸借の標準たる職務を果し、取引成立の時から、其完了の時に亘つて債務を決済する目的物と爲るのは、如上の事實に基くものであつて、貨物の賣買、給料、賃銀、利子の授受、租税の徴收納付等一として此關係に據らざるはない。殊に近代經濟社會の進歩するに隨ひ、其特徴として注目し値するは、諸般産業に必要なる資金が之を經營するに適當なる人に依つて管理され、之に適當せざる者は債券株式を所有して、利子配當の頌與を得るに止まる一事であつて、此結果貸借の關係は愈々複雑繁多ならざるを得ない。若しも貨幣にして單に交換の媒介物たり、價值の尺度たる職務を盡すに止まるならば、貨幣は流通運搬に便宜であり、又相當の價值を有するものであれば、即ち足れりとするを得るのであるが、此以上に更

に期限付の契約に對して、一個の標準たる職務を盡すに於ては、是等の資格に加ふるに、他の一資格を必要とする。即ち貨幣の價值が一定の期間を通じて、其確實を維持し、契約の成立から其履行に至るまで、債權者債務者の利害關係をして常に同一の地位に居らしめる、即ち債權債務の關係の生じた時に於けると同一の價值を以つて、債權者は債權を回收し、又債務者は債務を決済するを得ることゝ爲らなければならぬ。若しも此要件に反して、貨幣の價值が變動したならば、即ち一國の經濟社會に不健全なる分子を誘導するものであつて、富の破壊は生じないとしても、富の不正なる移動の生ずることは、之を免かれない。而して此移動たる、正當の理由に基かないものであるから、人をして自己の勤勞に依つて、富を獲得するよりも、寧ろ投機僥倖に依つて、之を獲得する念を強からしめ、生産に對する獎勵、經濟上の成效に對する尊敬を薄からしめる道理である。殊に貨幣の價值は總ての人に對し、又總ての目的に向つて、平等に變動せず、國民の支出も収入も亦同一の率を以つて動かさず、隨つて貨幣を以つて代價並に報酬を測つたならば、各種の階級に對して、不同の影響を及ぼし、勢一方から他方に向つて、富の移轉することを免かれな

いのである。

貨幣價值の變動は一國の經濟社會に如何なる影響を及ぼすものであるか。先づ貨幣價值の下落した場合から立論すると、貨幣にして價值の尺度たる職務を盡す以上は、貨幣の價值にして下落するときは、其結果として必ず(一)一般物價を騰貴せしめ、(二)總て貨幣の購買力が低減し、一般の物價が騰貴したならば、定額の債務を負ふ者は其負擔を輕減されて利益する。一般の債務者、納税者、其他法律習慣若しくは契約に依つて定額の支拂を爲す義務を負ふ者の如き、即ち此地位に立つを得るのである。例へば甲乙の間に一年を期限とし、年利五分を以つて百圓の貸借をしたとするに、債務者は期限終了に際し、百五圓を債權者に交付して、貸借を決済するを得る道理であるが、其間遽に貨幣價值に一割方の低落を告げたとすれば、債務者の返済する百五圓の貨幣は一年前即ち契約成立當時に於ける九十四圓五十錢と同一の購買力を有するに過ぎない。茲に於てか債務者は返済の際に、借入れた當時の貨幣を以つて購ひ得たよりも、少量の貨物を賣却して、以つて負擔を免かれるを得ることゝ爲り、貨幣價值の下落したゞけ、其負擔を輕減されるのである。或

は貨幣價值の變動は一年を通じて、或る程度に於て行はれるとしても、貸借の決済は一年内に於ける短少の期間に於て頻繁に行はれるものであるから、一年を通じて、行はれる貨幣價值の變動を以つてしては、大なる影響を債權者並に債務者に及ぼさざるが如くであるが、終局の効果は必ず以上の如くでなければならぬ。而して公私法人の債務に至つては、長期を以つて、特色とするのであるから、其影響の特に顯著なるものがある。(三)物價が或る期間繼續して騰貴するときは、製造工業を始め、總て生産業に従事する者は貨物代價の騰貴せざる間に、仕込んだ原料品其他の材料を使用して、製造加工する間に、若しくは其れ等の物資を倉庫店舗に置く間に、物價に騰貴を來すのであるから、自然事業の収益を増加し、産業を獎勵するに至るし、其甚だしきに至るや、投機を誘致し、事業に向つて過度の資本投下を促し、之を固定せしめることがある。商人の如きは代價の騰貴した貨物を買入れ、同じく騰貴した代價を以つて、之を賣却するのであるから、纔に後者の前者に超過する差額を以つて、利益とするに反し、製造工業者の如き多數の労働者を使傭し、多額の賃銀を支拂ふ者は賃銀が物價騰貴と同時に増進せざるこの關係から、物資の代價

と生産費との差の大なるだけ特に利益する所著しきを得る道理である。(四)物價騰貴の一國財政上に及ぼす影響を考量するに、官業官有財産の収入は物價騰貴と共に増加し、租税中從量税法に據るもの、収入は遽に變動しないとしても、從價税法に據るもの、収入は課税目的物の金額の大なるに隨つて増加し、一方に一般經費中法律又は契約等に依つて金額の確定せざるもの、殊に貨物購入、勤勞雇傭に關する經費の膨脹することを免かれない。(五)定額の債務を負ふ者が物價の騰貴に依つて利益するが如く、定額の債權を有する者、法律又は契約等に依つて一定の支拂を受ける者例へば、官公吏、其他民間の吏員、公債社債年金證書の所有者、貸金業者を始め一般の債權者、保險契約に於ける被保險者、一般の勞働者は損失を蒙らざるを得ない。蓋し賃銀俸給殊に後者の如きは物價の騰貴と共に、同一の程度又は速度を以つて、之を増進せしめること困難であつて、他の所得の項目にも亦同様の趣きがあるからである。但し定額の給與を受ける者に於ても、兵卒、僕婢、家内工業の勞働者の如き、現物を以つて、給與の一半を受ける場合には、物價騰貴の影響の緩和される事實を見るであらう。

之に反して貨幣の價值が騰貴するときは、以上と正反對の結果を現はし、一般物價の下落、産業の不景氣、債務者并に定額支拂の義務を負ふ者の負擔増加、債權者并に定額給與を得る者の利益、一般經費の減少、官業収入の減少、租税殊に從價税法に據るもの、收入減額を免かれないのである。

S. W. Jevons-Investigations in Currency and Finance, new edition, pp. 76ff,

E. W. Kemmer-Money and Prices.

High Prices and Deflation.

然らば次に貨幣價值の變動は國際間の取引に如何なる影響を及ぼすであらうか。固より二國が同一の貨幣本位制を採用するときは、價值變動の影響を蒙るところと少なく、唯貨幣價值の變動が兩國の物價を左右する速度の緩急に依つて、貿易上の關係に消長を來すに止まるのであるが、例へば甲國は金貨を本位とし、乙國は銀貨を本位とする場合に、金貨の銀貨價值騰貴し、又は下落するか、或は金貨並に銀貨の價值は一般貨物に對して同一方嚮に於て變動するとしても、尙ほ其變動の程度に於て異なるものがあつたならば、兩國間の爲替相場は動搖して、歸嚮する所を失

ひ、兩國金融上の關係は爲めに阻隔され、各般の取引をして投機に類するに至らしめる。蓋し一國に資金を齎す者は必ず自國に於ける放資に依るよりも、高率なる利益を收める希望を有するに相違ない。然るに今、爲替相場にして變動したならば、放資に依つて生ずる利益を減殺す可く、此危険の存在するに拘はらず、尙ほ資金を放下する者ありとすれば、其利子の高率なることは論を俟たない。而して貿易上の關係を見るに、金銀比價の變動が繼續するとき、價値の騰貴しつゝある貨幣を本位とする國例へば金貨國に於て、一般物價が其割合に準じて下落せざる間は、價値の下落しつゝある貨幣を本位とする國例へば銀貨國に對して、貨物を輸出するに當り、輸出原價を回収するに、多額の貨幣(銀貨)を受取らなければならぬから、金貨國の銀貨國に對する輸出品は銀貨國に於て賣價騰貴し、自然販路を妨遏されるに至り、一方に銀貨國の金貨國に對する輸出品は以上と正反對の理由に依つて、獎勵されるに至るであらう。然も金銀比價の變動は常に同一の方嚮に於て行はれず、時に銀價が金に對して騰貴すると共に、時に下落することがあつて、兩國の貿易は自然投機の性質を帯び、健全なる發達を見るを得ないのである。

貨幣價值の變動に依り、内國經濟上に、將た又國際經濟上に種々の影響を生ずること、前論の如くであるが、其騰貴したと、下落したとを問はず、或る時期を経過して久しきに及んだならば、各種の事情は互に相調和して斯る影響を消滅せしめるに至るのであつて、其れには、唯時の經過を必要とするのである。例へば貨幣の價值下落して、物價騰貴したならば、定額の所得を受くる者は損失を免かれまいとしても、或る時期を経過するに隨ひ、賃銀給料等は他種類の所得と均衡を保つまでに引上げられる。固より賃銀が物價騰貴と共に上進するに就ては、労働者の團體的運動を必要とし、其勢力の缺如せる場合には、兩者の調節は困難であつて、賃銀は物價の背後に緩歩すると稱される所以であり、給料に至つては、更に物價變動の影響を受け、其騰貴に際して上進すること、遅緩であるが、終局の効果は斯の如く爲らなければならぬ。商工業者の如きも物價騰貴と共に、原料品の代價騰貴し、賃銀給料共に上進したならば、事業收益の實額は是等に蠶食され、單に貨幣價值の下落したる爲めに、其稱呼金額を大ならしめるに止まり、純益に至つては、以前と同一の割合に歸するのである。

貨幣價值の下落に際して、債権者が不利の地位に、又債務者が有利の地位に立つことは曩に論じた所の如くである。然も斯る利不利の關係は決して永く繼續するものでなく、或の時の後に於て金利歩合の變動を通じて、調和されるのである。蓋し資金の貸借は通例貨幣の形態に於て行はれるのであるが、人の之を借入れるや、貨幣として、保藏するが爲めではなくして、貨物を買入れるが爲めである。而して之を貸出す者も貨幣を介して、貨物を貸渡したのと異ならない。今貸借期間内に於て、物價が騰貴したとすれば、債務者は其借入れた當時と同額の貨幣を債権者に交付しても、尙ほ此貨幣は曩に購ひ得たよりも、少量の貨物を代表するに過ぎないのである。假に物價が毎年三分の割合を以つて騰貴するものとするに、年初に他人に百圓を貸與し、五分の金利を得やうとする者は貸出金百圓と同一價值に相當する百三圓に加ふるに、之に對する五分の利子即ち五圓十五錢を以つてした百八圓十五錢を收めなければならぬ。即ち物價騰貴の際、債権者並に債務者の利害をして、其以前に於けると同一の地位に居らしめやうとするには、金利歩合の上進を必要とする。債権者は必ず貨幣價值低落の爲めに、自己の蒙る損失を償ふ必

要上、貸付金に對して、高率の金利歩合を要求し、債務者亦各自の競争上金利歩合を上進せしめるに至り、斯くて始め貨幣價值低落の爲めに得た利益を後に金利歩合の上進に依つて喪失するに至るのである。而して斯く金利歩合上進するが故に公債社債の如き利子の確定せる有價證券の市價は低落し、斯く低落した市價を以つて新に有價證券を買入れた者をして、物價騰貴時代に確定せる率の利子を收得することの損失なきに至らしめる。利子の變動し得るものは物價騰貴の時代に必ず利子の上進を來し、其變動し得ざるものは利子を付せらるゝ證券の市價低落に依つて、其利廻を變動し得る金利と同一割合に達せしめるのである。

或は貨幣の供給増加して銀行の支拂準備金が豊富に爲つたならば、銀行は之を基礎として信用を擴張することが出来るので、金利の低落を來し、上來叙述した所と正反對の結果を生ずると云ふ説は屢々世間に行はれる所である。然しながら此事實の現はれるのは、貨幣價值の低落が物價の騰貴を惹起さざる或る期間に限られるものであつて、物價騰貴し、而して其騰貴の勢の繼續すること確實であれば、金利歩合の上進は之を免かれるを得ないのである。

國際間の關係に就て考へるに、前例の如く金價騰貴、銀價低落の場合に、金貨國より銀貨國に對する輸出が困難と爲り、銀貨國より金貨國に對する輸出が容易と爲るのは金貨國に於ける物價下落と銀貨國に於ける物價騰貴との割合が金銀比價變動の割合に達しない間であつて、或る時期を經過し、比價變動の影響が充分に兩國の物價に及んだならば、特に一方の貿易を獎勵し、又他方の貿易を妨害することはないのである。

故に或る時期を經過するときは、貨幣價值の高低から生ずる變動は舊來の關係に復する道理である。而して一國經濟社會の全體から見るときは、貨幣價值の變動に依つて生ずる影響は一方に存する富を他方に移すに止まり、殊に貨幣價值低落の場合には社會に於ける債務の負擔、習慣の束縛を緩和輕減し、總て既得の富に依つて生活する者に負擔を加へて、一方に富の生産に従事する者に利益を與へ、社會の活動的階級に刺戟を及ぼす觀がある。茲に於てか之を理由として、貨幣價值變動の影響を輕視し、或は其下落を可なりとする者がないでもないが、斯る所説は決して之を是認するを得ない。何となれば如上の變動たる、本來正當の事由に基

いて、生じたものではない、一方に不法の損失を加へて、他方に不當の利益を與へ、富の分配の公正を維持することを難からしめるからである。加ふるに物價下落の際に、損失を蒙る階級は物價騰貴の際に、利益するに相違ないが、偶々其同一階級であるに止まり、兩者の階級を成す者必ずしも同一の個人ではないのであるから、損得相償ふものとするを得ないのである。彼の貨幣の價值の下落することを以つて、經濟上に利益ありとする所説の根據は其下落が債務者に利益を及ぼす效果あり、又經濟社會に於て債務者の階級を成すものは多く無産者であることを理由とし、斯くて彼等に利益を與へるのは社會全體の利益に調和すると云ふ一事に外ならないのであるが、一國債務者の階級に對して、斯る斷定を下すのは、事實に於て一致せず寧ろ獨斷に趨る嫌ありとされる。現に銀行の如き自己の本來醸出する資産に超過する債務を負うて營業し、又商人事業家等にして、資本金以上に資金を借入れて、事業を經營する者少なしとしない一方に、債權者の階級を見れば薄給の吏員其他の有給者が粒々辛苦の結果、剩し得た貯蓄金を他に貸付ける者少なしとしない。斯る紛糾せる事情あるに拘はらず、漫然債權者と債務者の地位を區別し、一

方に損失を及ぼす可き貨幣本位を以つて利益ありとするが如き、到底其意の存する所を知るに苦しまざるを得ないのである。

第四節 貨幣價值測定法

貨幣の價值が需要供給の關係に依つて、高低の變動を現はすこと、前論の如くであるが、此高低を知り、貨幣本位が果して其主眼とする價值の確實を得ると否とを判斷するには、如何なる方法を以つて、之を測定したならば、可なりとするを得るか。元來此測定法の必要を生ずる理由は之に依つて定期支拂から生ずる負擔の輕重を知り、各地方又は各時期に於ける物價、賃銀、所得を比較し、進んで貨幣本位の適否を決する標準を得ることに存する。随つて測定の方法に就ては、最も其確實を期しなればならない。

思ふに貨幣が價值の尺度たる職務を盡し、其價值を以つて一般貨物の價值を示し、之を物價とする以上は、貨幣價值の高低は必ず物價の上に反映す可き道理であるから、物價の高低を以つて、貨幣價值の變動を測定する標準とすることが出來

る。若しも總ての物價が共に騰貴し、又は共に低落したならば、貨幣價值の變動を測定することは、容易の業たるを得るのであるが、斯の如きは實際に發生する所ではない。或る物價は騰貴し、他の物價は低落すると共に、同一の程度に於て變動を生ずるものでない、随つて一定の方嚮に於て、物價の變動する事實は明瞭であるとするも、變動の程度を測定する困難に會せざるを得ない。又物價は貨幣との關係を離れ、貨物自身に變動の原因を生ずることがある。例へば政治上又は社會上の制度改革、新開地に於ける移住民の増加、新市場の開放、或る貨物に對する嗜好流行の變遷、新機械新生産法の發明、海陸に於ける交通運輸の進歩等貨幣と獨立して貨物自身の價值を左右する事項である。随つて單獨に貨物の代價に生じた變動を以つて、如何なる場合に於ても、直に貨幣價值の高低を測定する標準とすることは出來ないが、幾多の貨物を選定して、其物價を平均したならば、(一)戦争、流行又は嗜好の變遷等より、特殊の貨物に對して生ずる需要の増加は社會全體に於ける購買力の異動の之に伴はざる限り、他種の貨物に對する需要を減縮し、一方の物價騰貴は他方の物價下落に依つて相殺され、全體の平均數に於て、斯る一時の變動を受けざ

る物價を現はすに至る可く、(三)物價は生産費の増減に依つて、變動するとしても、生産費の増減が廣く各種の貨物に及ぶ場合には、必ず貨幣の資料たる金銀の生産にも之を及ぼし、假令以時期の遅速若しくは程度の大小に於て異なるものありとしても、結局生産費の減少した貨物の價值を測定するの同じく生産費の減少した金屬を資料とする貨幣を以つてすることゝ爲り、全體に於て物價に及ぼす生産費變動の効果を消滅せしめ、物價の平均數を以つて、貨幣の價值を測定する標準とするを得る道理である。而して諸種物價の平均數は經濟學の術語に於て、指數 (Index number) と稱するものであつて、其算出の方法は一定の貨物を選定し、其或る時期即ち基礎年度 (Base Year) に於ける平均物價を基礎物價 (Base Prices) とし、之を百とか、千とか云ふが如き數字を以つて代表せしめ、爾後一ヶ月又は一箇年に於ける平均物價を以上の基礎物價を代表する指數に比較し、以つて高低の變動を明にしやうとするものである。

今指數の實例を例解すれば、大略左の如くである。

物價	一九〇〇年		一九一〇年		一九二〇年	
	物價	指數	物價	指數	物價	指數
鋼鐵一噸	25.00	100	23.00	92	26.00	104
穀物一ブツツェル	.50	100	.45	90	.55	110
小麦同	.90	100	.92	102	.95	105
羊毛一ペール	.30	100	.25	83½	.28	90
石炭一噸	2.00	100	1.80	90	2.10	105
砂糖一擔	15.00	100	14.50	96¾	14.00	90
平均		100		6 554 92½		6 607 101½

右の表に據るときは、千九百年の平均指數百に對し、千九百十年の指數九十二、三分の一千九百二十年の指數百一、六分の一である。故に千九百年に比較して、千九百二十年は貨幣の價值下落し、千九百十年は貨幣の價值騰貴したものである事實を推測するを得るのである。從來此方法に依つて、物價を調査するものに、倫敦エコンミスト社の調査、ソーエルベック氏の調査、英國商務院、合衆國勞働省等の調査

がある。今左に倫敦エコノミスト社並にソーエルベック氏の調査を叙述して、其一斑を示すこととする。

エコノミスト社の指數算出法。此指數算出法は經濟學者ニーマーチ氏の創意に成るものであつて、各種の貨物二十二種を選定し、千八百四十五年から、同五十年に至る六年間の各種貨物の平均卸賣價格を百とし、其後毎年一月一日并に七月一日の物價を右平均物價に比例して、數字に改め、各種の分を算出合計し、標準物價の合計二千二百に對して、毎調査期に於ける各種平均物價の指數合計を比較し、以つて物價の高低を測定する。近年は千九百一年乃至千九百五年の五個年間平均物價を基礎指數とし、之を二千二百の數に依つて代表せしめる。調査に付する貨物は珈琲、砂糖、茶、煙草、小麥、肉、綿、麻、羊毛、藍、油材、木、獸脂、皮、鋼、鐵、鉛、錫、綿毛、交織綿絲、織物等であつて、最近の調査は左表の如くである。

一九〇一—五年 (平均)	二二〇〇	一九二〇年	三月	八三五二	
一九一四	七月	二五六五	同	十二月	五九二四
一九一八	八月	六二二二	一九二一年	十二月	四三五七

一九二二年	十二月	四二六四	同	十二月	四二五一
一九二三年	十二月	四五八〇	一九二六年	一月	四一八九
一九二四年	十二月	四八五五	同	二月	四一三九
一九二五年	六月	四三五一	同	三月	四〇八八
同	七月	四四四六	同	四月	四〇五三
同	八月	四四五〇	同	五月	四〇二九
同	九月	四四二七	同	六月	四〇三五
同	十月	四三二七	同	七月	四〇四五
同	十一月	四三二二	同	八月	四一四九

ソーエルベック氏の算出法。ソ氏の算出法はエコノミスト社の方法と比較すれば、大同小異であつて、エコノミスト社が一月並に七月を調査期とし、各一日の物價を以つて、指數の算出に充てるに反し、氏は一ヶ月の平均物價に據り、更に一年の物價を平均し、食料品並に原料品に就て、七十種内外の貨物を選んで此平均數を算出し、千八百六十七年より同七十七年に至る平均物價を百とし、爾後の高低を比較

して、常に之を世間に公にする。近年ソーエルベック氏其業を廢したものであるから、ステークスト社之を繼承することゝ爲つた。最近の調査は左の如くである。

年	食料品	原料品	兩項平均
一九九三年	七二	六六	六八
一九九四年	六四	六〇	六三
一九九五年	六二	六〇	六二
一九九六年	六二	六〇	六一
一九九七年	六五	五九	六二
一九九八年	六八	六一	六四
一九九九年	六五	七〇	六八
一九〇〇年	六九	八〇	七五
一九〇一年	六七	七二	七〇
一九〇二年	六七	七一	六九
一九〇三年	六六	七二	六九
一九〇四年	六八	七二	七〇

一九〇五年	七〇	七四	七二
一九〇六年	六九	八三	七六
一九〇七年	七二	八六	七九
一九〇八年	七三	七四	七四
一九〇九年	七三	七五	七四
一九一〇年	七四	八一	七八
一九一一年	七七	八三	八〇
一九一二年	七八	九二	八五
一九一三年	七七	九一	八四
一九一四年	八一	八八	八五
一九一五年	一〇七	一〇八	一〇八
一九一六年	一三〇	一四〇	一三六
一九一七年	一六八	一七九	一七四
一九一八年	一七〇	二〇八	一九二
一九一九年	一七六	二一六	一九九

一九二〇	二四五	二七〇	二六〇
一九二一	一一三	一六二	一三七
一九二二	一二五	一三一	一三九

即ちエコノミスト社並にソーエルベック氏の指數算出法は、定數の代表的貨物を選定し、其物價變動が一定の時期に於ける平均物價に對する割合を示す點に於て、軌を一にするものと云へる。而して其一般の貨物を網羅するに勉めたことは、貨幣價值の變動を知る目的を有するが爲めに外ならないのであるが、物價指數は時に一般家計殊に労働者生活狀態殊に彼等の純所得を示す資料とする目的を以つて、編成されることがある。英國商務院(後日労働省の事務と爲る)が毎月調査し、労働統計摘要に於て發表する指數、合衆國労働省が同様月次發表する指數の如き、即ち之に相當するものである。然しながら斯る特殊の場合を除き、一般の問題として、指數の算出を爲すには、如何なる條件を遵守す可きものであるか、又是等の條件から判斷して、前記二種の算出法は果して當を得たものと可きかどうか、以下是等の點に就て研究する。

今、指數算出に必要な條件を數へると、大略左の諸點に外ならない。

第一、指數の計算に使用する物價は商品取引所に於ける公定相場に據る可く、若しも之を得る能はざるときは、信用ある大規模商店の卸賣相場に據る可きである。蓋し取引所の公定相場は全國又は内外國に於ける需要供給を一處に集中し、多數の商人が互に競争して、之を定めるものであるから、眞實の價格を代表するに近く、且つ相場は公然世間に發表されるから、容易に之を知るを得るからである。エコノミスト社、ソーエルベック氏、ステイチスト社共に此相場を用ゆるが如き、故ありとす可きである。或はゼイトペール氏の如き、病院、救貧院、陸軍經理部等公共機關に於て購入する貨物の代價を標準とし、或は輸出入品の原價を標準とするものもあるけれども、前陳の理由に據り、指數の算出に用ゆるには、卸賣相場を以つて、最上のものである。第二、指數算出に使用する貨物の數を決定するのは、甚だ困難なる問題であるが、要するに計算の簡易と確實とを兩立せしめる點を標準として、決定す可きである。計算の簡單を標準とすれば、成る可く貨物の少數なることを可なりとするが、之をして少數に失せしめたならば、計算の確實を傷けるに至らざるを

得ない。即ち貨物の數多きときは、特殊の事情に依つて、一の貨物の上についた意
外の變動は他の貨物に起つた反對の變動に依つて相殺されることゝ爲るが、貨物
の少數であるときは、此作用を望むことが出來ず、一貨物又は少數貨物に於ける特
殊の變動に依つて、指數全體を左右されることなしとしない。第三項以下に掲げ
るが如き資格を有する貨物の數は一國の經濟社會に於て、自ら限りがあるのであ
るから此内に就て重要なるものを選択し、適宜の數を定む可きである。第三、指數
算出に使用する貨物は供給豊富であつて、恒久の性質あることを必要とする。蓋
し供給に制限ある貨物の代價は亂高下多くして、真正の標準とすることが出來な
いからである。既に第一の條件に依つて、取引所の公定相場を以つて、指數を算出
する物價とする以上は、貨物も亦標準賣買の行はれるものである可きは明白の事
實であつて、第一の條件に關聯して、此條件の必要を生ずる。第四、指數算出に使用
される貨物は各自獨立の關係に居ることを要する。即ち製造品の如きは多く同
一の原料品を以つて、製造されるものであるから、今、數多の製造品を指數算出の内
に取り、同時に原料品をも之に加へたならば、各貨物に共通する原料品の代價が騰

貴したときには、其騰貴は原料品並に各製造品の代價に現はれる。随つて一々之
を指數に算入したならば、物價騰貴の計算をして、重複過重のものたらしめる。之
に反して、食料品の如き、獨立の貨物を取るときは一貨物の代價が騰貴しても、他に
影響を及ぼすこと原料品と製造品との間に於けるが如く、直接ではないから、計算
を重複せしめる恐亦少ないのである。エコノミストの指數に於て、綿に關する貨
物が棉花、綿絲、綿織物、綿毛交織物の四種を包含する所から、往年南北戦争の際英國
市場に於て、棉花の輸入杜絶し、棉花の代價暴騰するや、其結果は過大なる程度に於
て、指數に現はれたことの如き、此一例とす可きである。第五、指數算出に使用する
貨物は時代の變遷に依つて、品質に於ける異動の少なきものなることを要する。
蓋し貨物の品質は時勢の進歩と共に、高尚精巧の度を加へ來り、此點から其代價の
變動することを免がれない。即ち貨物の單位は同一であつても、物價は品質向上
の爲めに騰貴す可く、殊に製造工藝品に於て、此傾向の大なるものがあるのである
から、此點より見るも、原料品食料品を指數算出に使用することを以つて、各時代に
於ける物價の高低を比較するに便利であるとする。第六、指數算出の基礎とする

時期は一般物價の上に高低の變動を現はすことの最も少なかつた時であることを要する。エコノミスト社が始め比較の基礎として、選んだ千八百四十五年より同五十年に至る六年間は恐慌の時期を含む故を以つて、此條件に反する嫌ありとされた。第七、物價は一年の平均相場に據る可く、特定の時日に現はれたものを取る可きではない。蓋し物價は季節に依つて、著しく變動するものであるから、確實の標準を得るには、全年の平均を以つて、之に充てることを至當とする。ソーエルベック氏の算出法は此點に於て、エコノミスト社の方法に勝る所ありと云へる。

上記の諸點は指數の算出に就て、服膺す可き條件として、學者間に異論を見ざる所であるが、此外に算出上重要な問題にして、尙ほ議論の一定せざるもの少なしとしない。其二三を擧げんに、第一は平均數を求めるとに當り、算術式に據るか、幾何學式に據るか、將た又ハーモニック式に據るかの問題である。例へば四と二十五と云ふが如き指數のある場合に、エコノミスト社並にソーエルベック氏の算術式を以つてすれば、十四半を以て平均數とするし、幾何學式を以つてすれば、十を以つて平均數とするし、ハーモニック式に據れば、 $\frac{4+25}{2}$ の方式を以つて、六、二十九分

の二十六を以つて、平均數としなければならぬ。ジエグオンス氏の如き幾何學式を主張し、前例に於て十を以つて、眞實の平均數とするのは、十が四に對して二倍半に當り二十五倍が十に對して、同じく二倍半に當る事實に基くものとした。故に此方法に依つて平均數を算出するときは、物價騰落の變動を平均數に於て現はすこと少なきを得るが爲め、或る特別の貨物の上に生じた極端なる變動をして、指數に誤まれる影響を及ぼすことなからしめ、斯る變動を平均數の上に於て、抑制するを得るのである。然しながら此方法を應用するときは、往々にして物價の上へ實際發生した變動を平均數の上に於て現はさざることがある。例へば左の如くである。

金塊—オンス	= 食料品—封度	物價指數	100	算術式にて	平均指數 = 100
"	"	"	100	幾何學式にて	"
金塊—オンス	= 食料品—封度	物價指數	200	算術式平均數 = 125,	
"	"	"	100	幾何學式平均數 = 100,	

右の方式に於て、幾何學式の算出を以つてすれば、平均指數には全く變動を見な

つたものと云はなければならぬ。然るに事實は之に反し、金塊二オンズを以つて、従前は二封度の食料品並に原料品を得るに過ぎなかつたのに、次表に於ては二封度半の得られる以上は、確に其變動は平均指數の上に現はれなければならぬ。故に此場合には、算術式に據り、金塊一オンズに對する平均指數が百から百二十五に増加したことを以つて、至當とする。幾何學式には斯る遺漏あるのみならず、其計算亦複雑である所から、此方式は廣く行はれるに至らない。ハーモニック式亦之と同様である。

第二に問題と爲るのは指數算出に用ひられる貨物の代價變動に就き、貨物の種類に依つて、輕重の差別を設けることの可否如何である。蓋し貨物には其一國經濟上に於ける關係の重大なるものと、然らざるものとある。エコノミスト社並にソーエルベック氏の指數算出法に於ては、此輕重の差別に意を用ひず、各種の貨物に對して、盡く同様の地位を與へた。随つて例へば穀物類の指數に二割五分の減少を見るときも、同時に毛皮、藍の如き雜品の指數に同一程度の増加を來したとしたならば、此増減は互に相殺され、平均指數に何等の變動を示すことなきに至る

が穀物類は國民日常の生活資料として、最も重要な消費品であつて、其騰落の關係の頗る緊切であることは、雜品と同日の談ではない。指數調査に於て、兩者を區別せざる爲めに、穀物類の代價の變動を他の物價變動に依つて抹消し、之を平均數に現はさしめざることは、算出法の宜しきを得たるものではない。茲に於てか平均指數を算出する以前に、各種貨物の國民經濟上に於ける關係の輕重に應じ、相當の數を各種の指數に加重し、然る後に平均數を算出して、以つて前記の缺點を除去することを適當の手段なりとする議論を生ずる。此方法はバルグレー氏が千八百八十七年商工業不景氣調査委員會第三回報告に於て、發表した指數算出法であつて、氏は各種指數輕重の程度を區別する標準として、内國に於ける消費量を以つて、之に充てやうとした。(Royal Commission on Depression of Trade and Industry. Appendix B. pp. 312-30.) 此方法は所謂等差式(Weighting System)と稱するものであつて、實例を以つて説明すれば、左の如くである。

	小麦	銀	肉	砂糖	綿	平均
初年	100	100	100	100	100	100
次年	77	80	90	40	35	70.4

此表に於て、平均指數は百から七十、四に減少して居るけれども、此減少に與つて力ある物價の下落は銀、砂糖、綿に關して居る。而して銀の如き國民消費に於て、重大の關係ある貨物ではなく、又砂糖の如きも代價に一時的暴落を來したものであるから、確實なる平均指數は寧ろ七十、四以上に居るものと推測される、而して等差式に據れば、之を表示するを得ること、左表の如くである。

次年度の指數	各貨物消費率	指數
小麦	7	539
米	1	30
肉	3	270
砂糖	2	80
鹽	4	340
	17	1289
		平均指數 $\frac{1289}{17} = 75.8$

然しながら等差式指數は其如何なる方法に據り、又如何なる標準を取るとしても、事甚だ複雑であつて、算出に困難なるものがある。等差の標準たる可きものは

各種貨物の生産高又は消費高等であるが、消費量の如き、之を知るに難く一度之を知るとしても習慣風俗の如何に依つて、變動することを免かれない。茲に於てか等差式を取らざる代りに、普通の指數編成法に注意を加へ、貨物の選擇を嚴重にして、貨物の經濟上に於ける地位の輕重に相違なからしめ、重要なる貨物は種々の形態を以つて、或る程度まで多く之を物價表に代表せしめ、以つて其物價の變動に重大なる關係を及ぼすものたらしむることを必要とする。エコノミストの物價指數が綿關係品を四種とし、一方に貨物の數を二十二に限れるが如き、聊か此種の意に出でたものと見る可きである。此點に就てラフリン氏が「等差式を取らざるが爲め、指數に於ける或る貨物の地位を過大ならしめることの誤は貨物の數を増加することに依つて、之を補うて餘りあると云へる。適當の等差を求めるとは、貨物の數を多くすることが算出上肝要であつて、斯くて算出の確實を期するを得る。又物價表に算入する貨物を適宜に選擇することは、等差法を採用するよりも重要である」と云つたのは、一の見解とす可きである。(Langhlin-Principles of Money, pp. 167-67)

我國に於ても近年日本銀行の行ふ物價調査は毎月初旬世上に公表され、物價の

高低を知るの材料と爲つて居る。此物價表に於ては、貨物を第一類内國の生産消費に屬するもの、第二類輸出品、第三類輸入品に區別し、第一類に於て穀物、鹽、味噌、薪、木材、石材等三十二品を、第二類に於て茶、生絲、羽二重、燐寸、綿絲等九品を、第三類に於て砂糖、小麥粉、大豆、毛斯綸、金巾等十六品を取り、明治三十三年十月の平均物價を百とし、爾後の高低を比較する方法であるが、指數算出の原則に背反するの點多きは前論に依つて明である。今最近年間の調査を掲げれば左の如くである。

	總平均	百分率
大正三年十二月中	一一九・八一	一〇〇
同 八年十二月中	三八一・五〇	三一八
同 九年十二月中	二七一・九八	二二七
同 十年十二月中	二七六・九五	二三一
同 十一年十二月中	二四一・七七	二〇一
同 十二年十二月中	二七八・五四	二三二
同 十三年十二月中	二八二・四五	二三五

同 十四年十二月中 二五六・二三 二一四

重要品に就き、大正三年十二月中の物價指數を百とし、大正十三、四兩年十二月中の指數を比較すれば、左の如くである。

	大正十四年末	大正十三年末
米	三〇〇	三二三
砂糖	一一八	一四二
生絲	二六六	二七四
綿絲	三一三	四二九
木材	二三〇	二三八
鐵	一三一	一四二
銅	一五七	一六七
洋紙	一九六	二〇〇
石炭	一九九	二三二
石油	一八二	二一八

第五章 貨幣本位論

第一節 貨幣本位制度制定の標準

貨幣の流通状態を完全ならしめる爲めに、貨幣本位を定め、本位貨幣の價值に據つて、他の貨幣の價值を律することの必要である所以は、曩に論じた所である。從來各國が二種以上の貨幣を流通に付するや、人民をして其相互の市價に據り、其價值を定めて、流通せしめた場合がないでもないが、斯の如きは、價值の確實を得る所以でなく、時勢の進むと共に、本位制度を制定することを常とする。今、既往に於て文明國に行はれたことがあり、又今日現に行はれつゝある貨幣制度に就て、本位制度を區別すれば、左の如くである。

- 一 金單本位制(Gold Monometallism)
- 二 銀單本位制(Silver Monometallism)
- 三 複本位制(Bimetallism)
- 四 跛行本位制(Limping Standard)

五 金爲替本位制(Gold Exchange Standard)

今、各種本位制度の特色を説明し、其優劣を比較評論するに先だち、凡そ一國が本位制度を制定するには、如何なる標準に據つて、之を選択す可きものであるか、又如何なる標準に據つて、其當否優劣を判断す可きものであるか、其標準たる可きものを案ずるに、左の四條件の外に出でないのである。

第一 貨幣の價值は如何なる本位制度の下に於て、最も確實なるを得るかどうか。貨幣價值の確實なることを要するのは、物價の變動を避ける趣意に基くものである。蓋し債權者と債務者、貨物の賣却者と購買者、貸銀支給者と貸銀收得者、定額の貨幣所得の支給者と其收得者との利害は多くの場合に於て、相衝突するものであつて、殊に物價の變動するときは、是等當事者の孰れか一方は損失し、他の一方は利益する地位に立つことを免かれないのであるが、貨幣本位政策に於ては、斯る物價の變動に依り、一方に蒙らしめた損失を以つて、他方を利益せしめることの不公平を避ける工風がなければならぬ。從來各國が種々の資料を選んで、貨幣に供用し、而して今日文明國に於ては、必ず金屬中、貴金屬を貨幣の資料に供用する例

を開いたのは、全く金銀が他の金屬又は普通の貨物と比較して、價値の變動の寡少であることを以つて、重なる理由とするのである。何故に金銀の價値は一般貨物に比較して、確實なるを得るか。其一斑は既に前節に於て略説した所であるが、其重なる理由は金銀が耐久的性質を有することに基く。随つて金銀と消耗品たる米穀棉花其他日常消費品とを比較すれば、何故に前者の價値が確實であつて、後者の價値が不確實であるかの事情を知るに難しとしない。即ち是等日常の消費品たる、一期の收穫より、次期の收穫に至るまでに、大概其現存高を消耗し盡し、一年定期の供給に依つて、始めて次の期間に於ける需要に應ずる性質のものであるから、若しも一年度の産額にして、不足したならば、直に需要に對して、調和の道を失ひ、其價値に劇變を生ずることを免かれない。即ち是等物資の價値は一年の收穫に於ける豊凶に依つて左右されることの關係に居り、殊に一年の端境期前後に於て價値に高低の變動を蒙り易きに反し、金銀は斯る消耗品と全く性質を異にし、其使用に依つて盡く消耗されるものでなく、貨幣として流通中に生ずる磨滅、水難其他天災の爲に生ずる滅失、不慮の事變に依つて、地中水中に埋没される貨幣又は地金の

或る分量を除いたならば、太古の時世に採掘された金銀であつて、今日に至るまで、尙ほ其實體を存し、供給の一部を成すもの少なしとしない。随つて金銀の現存高は年と共に累積し、米穀棉花の如き消耗品が一年定期の收穫に依つて、其需要に應ずると異なり、累年堆積せる高に年産額を加へた高を以つて、需要に應ずる次第であるから、需要の方に劇變があつても、多額の供給殊に各用途に分散された供給を以つて、之を支持するを得るのであり、又年産額に劇變があつても、其高たる、累年堆積せる高に比較するときは、一部分に過ぎないのであつて、増減孰れを問はず供給の大勢を左右するに足らない。此特色ある爲めに、米穀の類が一年の豊凶に依つて、其供給に異動を見るが如き事實は金銀に於て之を求めざるを得ないのである。

金銀の價値が他の一般貨物殊に消耗品に比較して、確實なるを得るのは、斯る事情に基くものであつて、從來文明諸國一般に、金又は銀を貨幣の資料に充てた理由亦茲に存するものとすれば、本位制度を制定するに當つても、此趣意に基き、貨幣價値の變動をして、最も寡少ならしめる制度を以つて、之に充つる必要のあるのは論を俟たざる所であつて、此一事は本位制度の良否を判断する第一の標準たる可き

ものである。

第二 一國經濟社會發達の程度に應じて、如何なる本位制度を立て、又如何なる種類の貨幣を本位制度の下に於て、使用することを以つて適當なりとするかは、本位制度を制定するに當り、第二に考量す可き點である。蓋し一國の經濟事情發達するに隨ひ、各種取引の金額増加し、一口の支拂に要せられる貨幣の多額と爲るのは、必然の勢であるから、若しも價值の低廉なる資料より成る貨幣を本位に充てたならば、貨幣の授受運搬に不便を感ずること少なからず、殊に時勢の進歩するに隨つて、其然るものありと云へる。又之と同一の理由に據り、一國の經濟社會に分業の制度發達し、各種の事業が一地方に集中するに隨ひ、地方の間に多額の貨幣を運送する必要を生ずる次第であるから、此點に於て便利なる本位制度を定めるのは、貨幣をして交換の媒介物たり、貸借の標準たる職務を完全に履行せしめる上に於て、極めて必要であると云へる。

第三 内國の關係に於て、貨幣價值の確實なることを要するが如く、國際間の關係に於ても亦價值の確實を得る本位制度でなければならぬ。蓋し本位貨幣と

して、價值の確實なるものを選定するときは、内國の物價は之に依つて意外の變動を蒙らず、貸借の關係も亦攪亂されず、貨幣をして完全に價值の尺度たり、貸借の標準たる職務を盡さしめるを得るに相違ないが、尙ほ今日一國の經濟社會に於て、重要な關係のあるものは、外國との通商金融であつて、貿易と云ひ、資本の流出入と云ひ、其消長如何は一國の經濟社會に容易ならざる影響を及ぼす可き次第であつて、假令ひ内國の關係に於ては價值の確實なる本位制度として稱揚するに足りるとしても、一方に自國と貿易金融の關係に於て密接なる聯絡のある國に對して、價值の確實を缺いたならば之を以つて完全なる本位制度と云ふを得ないのである。兩國の本位貨幣にして、同一資料より成つて居れば、爲替相場の變動する區域は現送費を以つて其限度とするのであるが、兩國互に異なる本位貨幣を取る場合には、兩種金屬の市價の相違するに隨つて、爲替相場亦動搖し、之が爲めに貿易の發達、金融の疏通を妨げるに至る。内外經濟上の共通關係を開くことを必要とする今日に於ては本位制度の良否を決定するに當つても、亦外國との關係を斟酌しなければならぬのである。

第四 最後に本位制度の適否を決定する標準は本位貨幣の資料たる金屬の供給が之に對する需要に應ずるに足るものであるかどうかの一點である。若しも其供給にして常に之に對する需要に應ずるに足らなかつたならば、貨幣の價值は常に騰貴の傾向を有し、價值の確實を維持す可からざるは勿論、貨幣として全體の職務を盡すに當つて、故障を生ぜざるを得ない。固より近代の如く信用制度の運用の發達した場合には、其作用に依つて、或る程度まで本位貨幣供給の不足を補ふを得るが如くであるけれども、信用の據つて基礎とする所は本位貨幣を以つて確實に支拂を行ふ一事であつて、此保證あつて、信用は始めて支持されるを得るのである。随つて其供給にして不足したならば、之を基礎とする信用取引の作用の收縮するに至るは必然の勢であつて、此點に就て充分の注意を要するのである。

第二節 單本位制の性質

以上論じた四個の標準から判斷して、最も適當なる本位制度として、如何なるものを以つて、之に推す可きであるか。先づ各種本位制度の特色から論ずるに、單本

位制とは其名の示すが如く、單一の貨幣を本位貨幣とする制度であつて、即ち金單本位制に於ては、金貨を以つて本位貨幣とし、之に無制限法貨たる資格を與へ、又其自由鑄造を認め、一方に貨幣流通上の便宜を謀り、定位貨幣の形態を以つて、銀、銅、白銅等を資料として、貨幣を鑄造し、補助貨幣たる用を致さしめる。日本、英吉利、獨逸諸國の如き、今日此制度を取るものであつて、又之に近づかうとする國も少なしとしない。銀單本位制に於ては之に反し、銀貨を以て本位貨幣とし、銀、銅、白銅等を補助貨幣とするものであつて、今日此制度の行はれる類例は實際に乏しいのである。貨幣制度の歴史に徴するに、併行本位制(Parallelwährung)なるものが十八世紀に至る二三世紀を通じて、多くの國に行はれた事例を見るのである。即ち國家は各種貨幣の間に於ける法律上の關係を一定せず、人民をして市價の定める所に據り、隨意に各種の貨幣を同時に流通使用せしめ、其間に統制を加へざるものである。千六百六十三年英國がギニー金貨を鑄造發行するや、民間に於ては金銀市價の高低に準じて、ギニー金貨に對する銀貨の割合を定めて、金貨を流通したことの如き、此一例であるのみならず、中世紀の都市に於て行はれた例があり、今日支那の貨幣流

通状態亦之に類すると云へる。其主として流通する貨幣の金貨であり、又銀貨であるに随つて、單本位制であるやに見へるが、外觀の類似するに止まり、單本位制たる實質と異なることを認めなければならぬ。

今、單本位制の論據とする所は何れに在りやと云ふに、左の如く之を類別するを得る。

第一 凡そ萬般の貨物は需要供給の關係に依つて、常に價值に變動の生ずることを免かれない。故に價值の尺度として金を用ひ、或は銀を用ひることは、既に變動極まりなき貨物の價值を測定するのに、更に價值の一定せざる標準を以つて充てるものであつて、到底不完全の嫌なきを得ない。然るに若しも其標準として、金銀兩種を併せ用ひたならば、一定せざる二個の標準を貨幣の本位とするものに外ならない。二個の標準は單に萬般の貨物に對して、變動するのみならず、二個の間に於ても、常に相互の價值に變動を生じ、其變動する度毎に、一般貨物との交換比率即ち物價に影響を及ぼさざるを得ざる道理であるから、貨幣價值の變動より物價に及ぼす影響をして其最少限度に止めしめやうとするには、價值の尺度たる本位

貨幣を單一にしなければならぬ道理である。

第二 單本位制は法制的形式を備へて、英國に於て實行され、其理論は専ら英國正統學派に屬する學者に依つて、主張されたのである。而して彼等は經濟學一般の學說を貨幣問題に應用し、總て經濟上の事項に於ける國家干涉の範圍を縮少する意見を懷抱すると同時に、總て貨物の價值は生産費を以つて、其正常點の定まる標準とし、一方に需要供給の關係に律せられて、或る限度内に於て、正常點を上下するものであり、國家に於て之に對して干涉を施しても、其意の如くに左右する効力なしとし、隨つて、此種の干涉を無用でありとし、斯る趣意に基き、貨幣の鑄造流通に就ても、國家は單に一種の金屬に品位量目の證明を與へて、之を本位貨幣とする點までに干涉の範圍を限定し、此以上に國家を通じて、金屬若しくは貨幣の價值を支配するを不可なりとし、之を論據に充て、以つて單本位制を主張するに至つたのである。即ち國家は貨幣資料を選定し、法定の品位量目に據れる貨幣價值を刻印し、而して私人をして之を標準として、各種の取引を行はしめ、之を以つて貨幣制度に對する國家職務の限度に充てやうとする。然るに複本位制に於ては、後に説明

する如く是等職務の外に更に第三の職務として、國家をして金の銀貨價值と銀の金貨價值とを決定せしめ、而して金貨と銀貨とに無制限法貨の資格を與へることに依り、斯く定められた比率の下に流通せしめやうとする。然も法貨に關する規定は金屬の供給を控制するに足らないのであるから、到底如上の目的を達するを得ないと考へられる。正統學派の學者が概して單本位制を主張し、複本位制に反對した所以茲に在るのである。(Dana Horton, Silver Pound, p. 42.)

第三 單本位制の下に於て、無制限法貨の資格を有するものは、單一の本位貨幣あるのみであるから、各種の取引を履行する目的物確定し、債權者は如何なる貨幣を以つて債權を回収するを得るか、債務者は如何なる貨幣を以つて、債務を決済す可きか、其貨幣の種類に就ては、契約成立の當時より、兩當事者間に於て、明確に之を知得し、契約期限内に於て、貨幣本位に變更の加へられざる限り、此豫望を實現するを得る爲めに、大に取引を確實にし、國內に於ては、信用取引の發達を助け、國際間の關係に於ては、利殖の目的を以つて、放下される外國の資金を吸収し、通商上關係ある諸國の取引を自國に於て決済せしめて、之に對する料金を收め、座ながらにして、

國際間の金融中心地たるを得る利益がある。英國が千八百十六年來金貨本位制を施行し、他國の貨幣制度特に本位制度に紛更を極めつゝある間に處して、獨り明確なる貨幣本位を維持したのは、同國をして國際金融の中心地たらしめた一理由として、單本位論者の夙に誇稱する所である。

以上の三點中、第三の論點は金單本位制に限られるものであるが、第一第二の論點は單本位制に於て其本位貨幣が金貨であると、銀貨であるとを問はず、共通する所である。然らば更に一步を進めて、金單本位制と銀單本位制とを比較し、其孰れを以つて他に勝れりするかと云ふ問題に對しては、自ら議論の分岐するものなきを得ない。

第一 金は之を銀に比較するとき、小量を以つてして、多額の價值を代表する特質を有するのであるから、金單本位制の下に於て、金貨を流通せしめたならば、貨幣の運搬授受を便宜ならしめる利益がある。

第二 運搬授受の便利は必ずしも貨幣の主たる要件ではない、更に重要なものは、價值の確實であるか否との一事であるが、此點に就て從來學者の研究した所

に據れば、銀は金よりも價值確實なるを得ると云ふ説が廣く行はれて居る。是れ専ら金銀生産上の状態に基いて、立論したものであつて、其理由として論者の擧げる所は左の如くである。

(イ)金は諸金礦より他の礦物と獨立し、金單獨の形態を以つて採掘されるもの頗る多きに反し、銀は金、銅、鉛等の諸礦物と合體して、採掘される高相當の多きを占め、現に英國造幣局檢定官であり、又鑛山學校の教授であつたロバーツ、オーステン氏が千八百八十三年の銀産額に就て調査した所に據るに、各種産出高は左の如き割合を示した。(First Report of Gold and Silver Commission, pp. 62-7, Append. VI.)

金礦物より精鍊高 五〇八、〇〇〇^{オンス}

鉛より同上 三〇、七二六、〇〇〇

銅より同上 七、二〇〇、〇〇〇

銀礦物より同上 四九、九二〇、七三三

合計 八八、三五四、七三三

オーステン氏以來久しく此種の調査に接しなかつたが、千九百三年合衆國々際

爲替委員會の報告書に徴するに、銀が他の礦物と相共に産出される傾向は從來に比して、更に顯著なるものがあるが如くである。左に報告の要領を掲げる。

銀の産出に關する状況は印度造幣局閉鎖之に伴ふ銀價低落の以前に存したものに對して、今日大に異なる點がある。特殊の銀鑛から産出される銀の高減少し、今日此方面から産出されるものは全體の四分の一に達しない。銅に對する需要、之に應ずる供給共に増加した爲め、銀の大部分は此方面より得られ、一方に冶金法の改良は金鉛を含有する礦物より精鍊する銀の高を大ならしめた。今や合衆國に産出される銀の九割乃至九割五分は鉛銅の精鍊に依つて得られるものである。(Report of the Commission on International Exchange, pp. 480-81.)

更に千九百二十年印度通貨問題委員會報告書中にも、銀の生産状況に關して、左の如き説明のあるを見る。

千九百二十二年中世界に於ける銀産額の約三分の二は劣等金屬より、其三分の一は貴金屬より精鍊されたものである。更に其内の約五分の一は主として銀のみを採掘する鑛山から採取され、約五分の四は金、銅、鉛、亞鉛等の同時に採掘され

る鑛山の供給に係るものである。(Appendix XXX. to Report of Indian Currency Committee, 1919.)
即ち金、鉛、銅等の副合物として、産出製錬される銀の高は決して少なしとしない。而して銅鉛の類は今日工業上の補助材料として、之に對する需要多く、其産出高の増加するときは必ず經濟社會好景氣であつて、商工業の繁昌する時期である。然らば其副合物たる銀も亦或る程度まで經濟社會の好景氣なる時に於て、其産出高に増加を來し、其不景氣なる時に於て、産出高を減縮し、自動的に供給をして、需要に適合せしめ、以つて價值の均一を保ち得る道理である。

(ロ)從來銀の産出採掘は大資本を擁する少數の鑛山に於て經營される有様であり、斯くて其供給をして需要に投合せしめること容易であつたのに反し、金は其初期即ち沈澱池 (Alluvial Deposit) から採用される時代に於ては、小資本を以つて、其採掘を行ふに難しとせず、又特に機械的作用をも必要としないものであるから、薄資なる事業家は金鑛發見の事を耳にするや、投機的念慮を以つて、妄に企業を試みやうとすることを常とした。其結果は既に加利福尼亞並に濠太利の金鑛發見に際して、實驗された如く、速に金の産出額を増加するは勿論、當業者は並立競争して、事業

に従ふ結果、需要に應じて、産出額を制限すること甚だ困難と爲り、随つて銀に比較して、金の價値に劇變を來し易いと云ふ所説は一般に認められた所であつた。

現に塊地利鑛山學の大家ズキス氏の如き如上の理由に據り、銀の價値を以つて、金よりも確實であるとする所説を唱出するに至つたのであるが、他の方面から見るに、此所説たる、専ら金銀生産上の状態に就て立論したものであつて、更に一步を轉じて、需要の方面から觀察すれば、自ら異なつた結論に到達せざるを得ない。即ち金銀に對する需要の方面より觀察するに、今日銀の需要は工藝上に於て漸次減少し、又各種の準備金、其他貯藏用に需要される所も亦少なく、唯纔に造幣上に於て需要あるのみである。換言すれば金は今日造幣用の金屬であり、併せて工業上の金屬であるが、銀は産業上の金屬たることを主なるものとし、造幣上の金屬たる範圍甚だ狭小である。即ち造幣用に於ける銀は専ら定位貨幣の形態に特定されて居るが、元來定位貨幣のものたる、地金價値以上の造幣價値を有することの關係上、用途轉換の作用を生ずる能はざるに反し、金に於ては用途轉換の作用に依つて價値の均一を保つ効果甚だ大なるものがある。且つ世界通商上に於て有力なる諸

國が盡く金貨本位制を施行する以上は、金の生産に多少の過剰を生ずるとしても、其生産高は全體に分配されて、價値の變動を抑制するを得るに反し、銀には斯る作用を望むことが出来ない。リカード一嘗て此點に就て説を成して、銀は其需要供給共に規律あるの點に於て、價値確實なるを得る。而して諸外國は何れも銀の價値に依つて、貨幣の價値を律して居るから、全體を通じて、銀は本位として金に勝る所があり、又永遠に此目的に供用される可きことは論を俟たない」と云つた。千八百五十年前後濠洲並に加利福尼に於ける金鑛發見、金産額増加の結果、金の價値低落し、金貨の本位貨幣たる適否に就て疑惑を生じた際、ジェヴオンズ氏は近時に於ける金發見の終局の效果は金をして價値の標準として優越せる自然的地位を占めるに至らしめる。金の大きな累積高使用され、産出の區域擴張し、加ふるに各國民其産出に干與するに於ては、金の價値が從來よりも確實と爲るのは勿論であつて、金は其饒多なることに依つて、自然に國際間の貨幣たる可きことを斷言した。數十年前金貨國の局限されて居つた時代に於て、既に此議論が行はれたとすれば、今日本位貨幣として金銀の優劣を論ずるが如き、無用の言とす可きである。

(Investigations in Currency and Finance, new edition, 1906.)

第三 又假に一步を譲り、銀の價値が金に比較して、確實であるとしても、既に説明した如く、貨幣本位の良否は單に内國經濟上の關係のみに依つて判斷を下す可きものでなく、對外經濟上の關係をも考量する必要の存する以上は、今日の如く世界多數の商業國は何れも金貨本位制を實行し、銀貨を本位とし、或は主たる流通貨幣とする國であつて、商業上稍や有力なるものは支那を除いて他に殆ど數ふるに足るものなき際に、單に内國に於ける價値の確實を理由として、銀單本位制を取つたならば、内國經濟上に於ては、或は可なるものありとしても、一方に多數の國と貿易上金融上の關係の疎隔されるに至ることの不利益は之を免かれるを得ない。随つて假に理論上銀貨を以つて本位貨幣に適すると云ふ議論を認めるとしても、實際政策上の問題としては、何等重きを置くに足らないのである。

第三節 複本位制の性質

今日單本位制として、各國に採用される制度を見るに、多くは金貨を本位とし、又

實際學者の議論も之に嚮ふ所以は前節に論じた所に依つて、既に明白であらう。然らば次に單本位制と複本位制とを比較して、如何なる點に優劣の關係があるか。先づ複本位制の何ものたるやを説明するに、複本位制とは金銀兩種の貨幣の間に於て、法律上一定の比價を立て、双方の貨幣に自由鑄造を認め、且つ無制限法貨たる資格を賦與するものである。而して本位貨幣の外に、流通上の便宜を謀り、銀、銅、白銅等を資料として、定位貨幣を鑄造し、補助貨幣の用を致さしめることは、他の本位制に於けると異なる所あるを見ない。或は複本位制の定義を説明する學者中、往々にして其要件を逸する者がある。例へばダーウキン氏の如き、複本位制とは法律に定めた比價に據り、二種の貨幣の一を以つて、債務者に於て隨意に債務を辨濟する制度であるとし、自由鑄造に就て何事をも云はない。斯の如くなれば複本位制と跛行本位制との間に、何等の區別を存せざるに至る。自由鑄造の道にして備はらなかつたならば、複本位制は適法に存立するものとするを得ないのである。

(Darwin-Bimetallism, p. 5.)

複本位制の論據とする所は左の三點であつて、自ら單本位制の缺點に相當する。

順次之を説明する。

第一 單本位制に於ては、本位貨幣の價値の變動の甚だしきに反し、複本位制に於ては、其變動を抑制し、之を狭小なる範圍に限定し、進んで之を絶無ならしめる作用がある。蓋し一種の本位貨幣のみを交換の媒介物として、使用するとき、其本位貨幣の資料として使用される金屬の産出高に意外の増減を呈し、又金屬に對する需要に急劇の變動があつたならば、其度毎に貨幣の價値は需要供給の原則に據り、假令其他の消耗品に於ける場合とは自ら程度の異なるものはあるとしても、尙ほ其影響を蒙つて、變動せざるを得ない。此價値の變動の免かれ難きことは、單本位論者の明に承認する所であつて、畢竟彼等の意見を以つてすれば、單本位制の下に於て斯る變動のある以上は、二種の本位貨幣の流通する複本位制の下に於ては、單本位制に於ける場合と比較して、正に二倍の變動を來すであらうと云ふ推測を下すものゝ如くであるが、複本位制の下に於て價値の尺度と爲るものは、必ずしも二種の本位貨幣相並んで各別に之を爲すのではなく、複本位制の原則として、二種の本位貨幣の間に一定の法定比價を設け、之を標準として、二種の貨幣を流通せし

める以上は、此法定比價は兩者を連結し、二種の本位貨幣をして能く一種と同様の作用を致さしめ、加ふるに後に説明する矯制作用に據り、貨幣資料に於ける價値の變動を二種の貨幣に及ぼして、變動の區域を狭少ならしめるを得るのである。

何故に複本位制に於ては、金銀市價の變動を二種の貨幣に及ぼして、以つて價値變動の區域を減縮するを得るのであるか。假に金銀の市價が永く一と一五半の比率を保つて居る場合に、銀の産出額が意外に増加して、其供給を過剰ならめたとすれば、必ず其價値に影響を及ぼし、銀の價値は一般の貨物に對して、下落するのは勿論、金に對しても亦下落し、一と一八と云ふが如き比率に變ずることがあるであらう。此場合に他に斯る變動の勢を矯制する作用にして存在しなかつたならば、銀貨を本位とする國の一般物價は直に銀の價値が一般貨物に對して下落した影響を蒙り、物價の騰貴を來すのは勿論、貸借其他の關係をも攪亂するに至る。然しながら若しも假に、一と一五半の法定比價を以つて、複本位制を實施する國があるとするれば、能く斯る變動を矯制するを得るのである。即ち銀の價値が金に對して下落し、一と一八の比率を現はしたならば、複本位制を實行する國に於ては、法定比

價と金銀市價との間に間隔を生じ、内國に於て貨幣として金を使用するときは、其一を以つて銀一五半と交換するに過ぎないけれども、金地金として之を市場に賣却すれば、其一を以つて銀一八と交換するを得るし、又單本位制の國に於ては、銀十八を以つて金一と引換へるに止まるが、銀地金として一旦複本位國の造幣局に之を輸納するときは、銀一五半を以つて、金一と交換するを得る次第であるから、銀は自然に複本位制の國に吸収されて、之に對する需要を増加する一方に、金は複本位國より單本位國に流出し、又は内地に於て鎔解されて、地金と爲り、以つて其供給を増加し、需要供給の兩方面から銀價の下落と金價の騰貴とを抑制し、一旦一と一八に變動した金銀の市價が複本位國の法定比價たる一と一五半と一致するまでは、此異動を沮止されることはないのである。此作用を複本位制の矯制作用 (Compensatory Action) と云ふ。假に説明の便宜上、一と一五半の法定比價に對して、市價が一と一八に變動する事例を挙げたが、矯制作用の實現を見るには兩者の差違の斯の如く大なるに至るを要しない。兩者の差にして、(一)他の市場に貨幣を輸送する日數間の利子、(二)輸送の費用、(三)鎔解精煉の費用等の形態に於て、輸出者の蒙る失費

を償ひ、且つ對手國と本國との爲替相場の變動若しくは地金市場の變動に依つて輸出者の蒙らうとする危険に酬ゆるに足りたならば、直に矯制作用の發動を見るを得るのである。

要するに矯制作用は人が廉價なる市場に貨物を購入して、之を高價なる市場に賣却する一の經濟行爲を基礎とするものである。一般の貨物に此種の取引の行はれるが如く、貨幣にも亦行はれて、以つて價値の變動を抑制するのである。故に複本位制にして、完全に維持され、且つ其作用の大なるを得たならば、金銀の需要供給に多少の變動があつても、其價値に及ぼさうとする影響を抑制し、常に法定比價と同一の割合を以つて、金銀貨を流通せしめるを得るのであつて、斯く法定比價が市價と一致する場合には、金銀貨共に貨幣たる資料は異なつて居るとしても、其貨幣は法定比價に律せられ、随つて金銀兩種の本位貨幣あるに拘はらず、其本位貨幣たる作用を致す上に於ては、金銀貨同一體であつて、一種の本位貨幣と異なる所なく、然も矯制作用あつて、價値の變動を抑制するを得るのである。而して斯く金銀市價を確實ならしめる結果、國內の物價に及ぼす變動を絶ち、貸借の關係を一定し、

信用取引を圓滑ならしめる利益をも數へるを得るのである。

第二 千八百九十年代の後半に至る三十年間、世界に於ける金の供給は大に不足して、之に對する需要に應ずるに足らず、爲めに金貨國に於ける本位貨幣の價値は著しく騰貴して、一般物價を低落せしめ、債務者の負擔を増加し、商工業の不景氣を來すと共に、農業の沈衰を招き、労働者を始め動勞に依頼して衣食する者の所得を減じ、下層社會の生計に壓迫を加へるもの、少なしとシなかつた。此事たる、要するに單一の貨幣を本位とするが爲めに生ずる缺點であつて、複本位制の如く二種の貨幣を本位とするときは、斯る弊害の生ずることはないと考へれる。即ち前記の場合に複本位制の矯制作用にして發動したならば、造幣上に於ける銀の需要を増加すると同時に、地金としての金の供給を増加し、兩者の作用相重なつて、金の價値の騰貴する勢を沮止して、金貨國に於ける物價下落を其甚だしきに至らしめず、物價下落の時代に、複本位制が採用されたならば、爲めに物價騰貴の勢を助成するに難しとしない。複本位制に關する議論并に實際の運動が此時代に於て旺盛を極めたのも亦怪しむに足らないのである。

第三 單本位制の下に於て、列國が金銀貨の内、其欲するものを選んで、本位貨幣とし、互に異なる貨幣本位を採用し、然も、其間複本位制國の金銀市價の變動を矯制する作用を致すものがなかつたならば、金貨國と銀貨國との爲替相場は常に動搖し、爲めに國際間に貿易、金融等に關する取引の發達を望むを得ない。然るに茲に複本位制を採用する國があつたならば、單に同一本位の國に於けるのみならず、矯制作用の效力充分である以上は、之に依つて本位の異なる國の間にも、爲替相場を確實ならしめるを得る利益を生ずる。

第四節 複本位制の論據評論

以上の三點は複本位論の論據として、複本位論者に依つて、一般に唱出される所であるが、果して幾何の價值を之に許すを得るであらうか、是れ本節に於て研究しやうとする問題である。

思ふに第二並に第三の論據は往時に於ては相當の價值を有したに相違ない。而して將來に於て之を復活することがないとも云へないが、今日に於ては論據と

して殆ど其勢力を失墜した觀なきを得ない。先づ第二の論據に就て考へるに、千八百九十年代の前半に於けるが如く、金の産出額が年々一定の高に固着して、毫も増加の勢を示さない一方に、列國は續々貨幣制度を改革し、造幣上より金を需要する所甚だ多く、且つ工藝上に於ても、多額の需要の續出せる時代に於ては、或は金の供給不足、之に伴ふ貨幣價值の騰貴、物價の低落、商工業の不振等を理由として、單本位制に非難を加へるを得た道理であるけれども、千八百九十年代の後半期に入るや、金産出の狀況は全く面目を一變し、長足の勢を以つて増加して、殆ど其底止する所を知るを得ない。殊に近時に於ては、金の供給過剰から生ずる影響を抑制する方法に就て議論を惹起すに至つた状態であつたとすれば、斯る際に供給不足を論據として、金單本位制を非難するが如き、全く機會を逸せるものと評するの外はない。ジェヴォンス氏は千八百八十一年五月發刊の「コンテンポラリー・レヴュー」に於て、金供給過不足の問題に論及し、近時世界の通商を行ふに足るだけの金が存在しないと云ふ説に接するけれども、斯る所説に對しては重きを置くに足らない。第一、金價にして騰貴したならば、多額の金は産出され、金採掘の事業自ら發達する

し、第二、需要供給の變動にして、之を避けるを得るに於ては、或る限度内に於て金の存在する多寡の如何は全然問題とするに値しない」と云つた。(Investigations in Currency and Finance, new edition, p. 203.) 即ち今日はジエッオンス氏の指摘した第一の事實の發生したものであつて、複本位制の論據の撼搖するに至れることは明白である。

次に第三の論點に就て見るに、千八百七十三年獨逸の貨幣制度改革以前に於けるが如く、世界有力なる國にして、尙ほ銀貨本位を採用するもの多く、随つて金貨國と銀貨國と相對して、貿易を營み、金融上の關係を結んで居つた時代には、双方の間に複本位制の國介在し、矯制作用に依つて、爲替相場の均衡を維持する必要最も大であつたのであるが、今日は形勢全く一變し、商業上有力なる國は殆ど擧げて金貨を貨幣本位とし、多少世界の經濟と關係ある國であつて、銀貨本位制を採用するものは一二數へるに過ぎない状態であるとすれば、斯る場合には是等一二の國と爲替相場の均衡を維持することを理由として、複本位制を主張する者ありとしたならば、事の本末輕重を辨ぜざる非難を免かれないのである。

故に今日複本位制を主張する重なる論據は、其矯制作用に依つて、本位貨幣の價

値を確實ならしめると云ふ一事を除いて、他に之を求めざるを得ない。然も此論據は果して推重するに足る可きものであるかどうか。此點は從來見解の分岐することを免かれなかつた所であるが、本來複本位制の矯制作用なるものは決して絶對の效力を持つものではなく、此作用に依つて、本位貨幣の價值を確實ならしめるを得る點に就ては、大に制限を加へなければならぬ事情が存するのである。其理由は左の如くである。

第一 複本位制の下に於て、金銀市價の變動する度毎に、價值の下落した金屬を資料とする貨幣が其騰貴した金屬を資料とする貨幣に代つて、造幣上に需要され、一種の貨幣と他種の貨幣との間に於て、貨幣と地金との間に於て、用途轉換の作用を爲すことは疑を容れざる所であつて、此一事は矯制作用の基礎を以つて目すべき所であるが、此用途の轉換は如何なる程度まで實際に行はれ、又如何なる程度まで金銀の市價に反應を及ぼす可きものであるが、複本位論者の説明する所に據れば、金銀貨は造幣上に於ける各自の需要の變動するに隨つて、互に無制限に轉換し、市價の變動の甚だしきときは、價值の騰貴した貨幣は全く造幣上に於ける用途

を絶つに至るものである。果して斯の如くであれば、矯制作用の効力は絶對であつて、頗る有力であるやに思はれるが、斯る事實は實際に現はれることを望み得ない。價値の騰貴した貨幣が地金として流通外に驅逐されず却つて其下落した貨幣と相並んで、高價の割合を以つて、依然貨幣として使用される場合がある。前例に據り、複本位制の國に於ける法定比價は一と一五半であつて、金銀市價は銀の金貨價値の低落した結果、一と一八に變動したとすれば、複本位論者の説明する所に於ては、法律を以つて金銀貨に無制限法貨たる資格を付與する以上は、用途轉換の作用に依つて、斯る市價の變動を抑制し、之を法定比價に一致せしめるを得ると云ふのであるが、是れは法貨に關する規定を過重視したものである。斯る規定のあるに拘はらず、銀行業者、兩替商其他多額の貨幣を取引する者は金貨に打歩を付し、依然貨幣として之を使用する道を設け、金銀市價の變動如何に拘はらず、金銀貨と共に流通せしめる場合がある。是れ貨幣流通上に於て、國民の約定の効力あり、時に法貨の規定を除却し去るを得ることを證明するものである。蓋し金貨は之を銀貨と比較するに造幣上に特殊の用途の存するものがある。其少量であつて、多

額の價値を代表するが爲め、運搬に便利であつて、各地方の間又は國際間に於ける取引を決済する用に供されるが如き、其用途の重なるものであつて、既に斯る特殊の用途の存する以上は、複本位制の下に於て、金貨流出の端を發したならば、世人は盡く之を海外に流出せしめることを不便であるとし、打歩を付して其流出を防遏しやうとするに至ることを以つて、自然の勢なりとする。果して然らば複本位制に於ける矯制作用は充分に其効力を發揮することが出來ず、隨つて完全に本位貨幣の價値を確實ならしめる効力なき道理である。況や金貨と銀貨とは貨幣として地位を異にし、前者は大額面の取引決済に、若しくは銀行の支拂準備金用に、後者は小額面の取引決済に適し、一方を以つて他方に代らしめる能はざる事情の存するに於ては、尙ほ更ら其然るを見るであらう。

第二 假令價値の下落した貨幣が盡く其騰貴した貨幣に代つて市場に流通し、充分に矯制作用を發動せしめたとしても、市價の變動が急劇であるか、又は複本位國に流通する貨幣の高寡少であつて、矯制作用の行はれる範圍狹隘であつたならば、市價と法定比價とを一致せしめることは甚だ困難であらう。即ち銀價低落

と共に複本位國に於ける銀貨の鑄造高が増加しても、必ずしも銀地金の供給を減縮するに足らず、金價騰貴と共に、複本位國に於ける金貨が地金として輸出されても、亦敢て金地金の供給を増加するに至らなかつたならば、即ち矯制作用の効果は不充分であつて、複本位制の下に於て、金銀貨相並んで共に流通せず、常に價値の下落した貨幣のみを本位に充てることゝ爲るであらう。英國の學者が複本位制を貶稱して、交代本位制(Alternate Standard)と云ふ所以茲に在るのである。而して複本位制に於て、斯る事情から交代本位制の實を現はすに至つたならば、種々の弊害に接せざるを得ない。其重なるものを挙げれば、左の如くである。

(イ)既に前節に論じた如く、凡そ一國が本位制度を制定するときには、單に一國內部の關係のみに止まらず、對外的關係をも考量しなければならぬ。否後者を以つて、前者よりも重しとせざるを得ざる場合がある。例へば或る國が一と一五、半の法定比價を以つて複本位制を施行しつゝある場合に、金銀の市價が一と一八に變動したとし、而して複本位制の國に於ける矯制作用の效力は此市價の變動を抑制するに足らず、隨つて國內の金貨は盡く外國に驅逐され、複本位國から一變して、

銀單本位制の國と爲つた際、自國と貿易、金融其他の關係の最も密接なる國の多數は金單本位制を取り、是等と本位貨幣の種類が異なるに至つたとすれば、其結果は如何であるか。單本位制に變じた後に、比價が變動すれば、其度毎に之を矯制するの作用存せざる以上は、本位を異にする國の間の貿易は投機に類して、真正なる取引は全く跡を絶ち、國際間に於ける資金の融通を沮止し、國際間に資金需給の投合を見る能はざるに至るのである。

(ロ)斯く金銀比價變動の爲めに複本位國が單本位國に一變し、前例に於けるが如く、銀單本位國と爲つたと假定するに、尙ほ普通の單本位國と比較して、貨幣流通上の關係に異なる點がある。即ち斯る事實上の銀單本位國に一變した後に於ても、其國にして尙ほ法律上複本位制を維持し、造幣局を公開して、一と一五、半の法定比價を以つて金銀貨に對する自由鑄造を行ひ、又此割合を以つて、無制限法貨たる資格を金銀貨に與へて居る以上は、若しも市價が反對の方嚮に變動し、例へば一と一四と云ふが如き比率を現はすに至つたとしたならば、再び矯制作用に依つて、銀貨を流通外に驅逐し、金貨を内國に吸収し、以つて金單本位制の國に一變するに至る

であらう。果して然らば複本位制の國に於ては、常に價值の低落した貨幣のみを本位とし、又之を流通するものであつて、債務を辨済するにも、諸般の支拂を爲すにも、兩種の本位貨幣中、比較的價值の下落したものを以つて、之に充てるのであるから、金銀市價變動の状態如何に依り、貨幣取引の目的物は常に變動して、定着する所を失ひ、此點に於て取引の安全確實を保つ能はざる缺點を生ずると云はなければならぬ。交代本位制は其表面に於て、單本位制と同一であつても、其實質に於て、之に劣る所以、茲に在るのである。

之を既往の實驗に徴するに、金銀市價の變動寡少であつて、一方に複本位制の矯制作用の適用される範圍も亦廣大である場合には、複本位制の下に金銀市價の均衡を維持するを得たのであるが、之と反對の事情の存する場合には、複本位制の作用は多く失敗に歸した事實がある。今、佛蘭西に於ける複本位制の歴史に就て之を論證する。蓋し佛蘭西は千八百三年以來、一と一五半の法定比價を以つて複本位制を實施し、以つて多年に及んだのであるが、同國の如き多額の正貨を流通使用する國に於て斯る制度を實行するときは、或る程度まで市價の變動を抑制するを

得る效力のあることは論を俟たない。千八百三年以來墨西哥並に南亞米利加の諸地方に於て反亂革命續出し、爲めに銀の産出額を減じた一方には、烏拉爾並に西比利亞地方に於ける金の産出額増加し、供給過剰の爲めに、金價低落の傾きを現はすや、佛蘭西は多額の金を内國に吸収して、之を金貨に鑄造すると同時に、銀貨を國外に排出し、以つて比價の變動を抑制したのである。殊に矯制作用の效力の最も顯著なる好適例として、見る可きものは、千八百四十九年濠太利並に加利福尼に於ける新金鑛發見以後の事實に在りと云へる。次章に於て説明するが如く、是等兩地方に於ける金鑛の發見は世界經濟上に特筆す可き重大事件であつて、世界に於ける金の産出額の増加したこと驚く可きものがある。即ち千八百四十一年から千八百五十年に至る十年間の産出額は一年平均七百六十三萬八千八百磅に過ぎなかつたのに、千八百五十一年から千八百六十年に至る十年間の産出額は一年平均二千七百八十一萬五千四百磅に増加した。金産出額の増加する勢の此の如く急劇である以上は、需要供給の原則に據り、金價は下落し、金銀比價に變動を來す可き道理であるのに、少しく其徴候を現はすや、佛蘭西は多額の銀貨を流通外に排出

して、其供給を増加する一方には、多額の金地金を内國に吸収し、造幣局は其輸納を受けて、之を金貨に鑄造し、金に對する造幣上の需要を増加し、之に依つて比價の變動を未然に防止するを得たのである。左に此事實を示すに足る可き統計を掲げる。

金銀輸出入並に金銀貨鑄造表

年	金輸出入(+)入超 (-)出超		金貨鑄造高		銀輸出入(+)入超 (-)出超		銀貨鑄造高	
	百圓法	百圓法	百圓法	百圓法	百圓法	百圓法	百圓法	百圓法
一八五一	(+)	八五	(+)	二六九	(+)	七八	(+)	五九
一八五二	(+)	一七	(+)	二二七	(-)	三	(-)	七一
一八五三	(+)	二八九	(+)	三二二	(-)	一一七	(-)	二〇
一八五四	(+)	四一六	(+)	五二六	(-)	一六四	(-)	二
一八五五	(+)	二一八	(+)	四四七	(-)	一九七	(-)	二五
一八五六	(+)	三七五	(+)	五〇八	(-)	二八四	(-)	五四
一八五七	(+)	四四六	(+)	五七二	(-)	三六〇	(-)	三
一八五八	(+)	四八八	(+)	八八	(-)	一五	(-)	八

年	金銀市價	金貨鑄造高	銀貨鑄造高
一八五九	(+) 五三九	七〇二	(-) 一七一
一八六〇	(+) 三二二	四二八	(-) 一五七
一八六一	(-) 二四	九八	(-) 六二
一八六二	(+) 一六五	二二四	(-) 八六
一八六三	(-) 一二	二二〇	(-) 六八
一八六四	(+) 一二五	二七三	(-) 四二
一八五一	一五・四六		一八五八
一八五二	一五・五九		一八五九
一八五三	一五・三三		一八六〇
一八五四	一五・三三		一八六一
一八五五	一五・三八		一八六二
一八五六	一五・三八		一八六三
一八五七	一五・二七		一八六四

して、其供給を増加する一方には、多額の金地金を内國に吸収し、造幣局は其輪納を受けて、之を金貨に鑄造し、金に對する造幣上の需要を増加し、之に依つて比價の變動を未然に防止するを得たのである。左に此事實を示すに足る可き統計を掲げる。

金銀輸出入並に金銀貨鑄造表

年	金輸出入(+)入超 (-)出超		金貨鑄造高		銀輸出入(+)入超 (-)出超		銀貨鑄造高	
	百圓	圓	百圓	圓	百圓	圓	百圓	圓
一八五一	(+)	八五	二六九		(+)	七八	五九	
一八五二	(+)	一七	二七		(-)	三	七一	
一八五三	(+)	二八九	三二二		(-)	一一七	二〇	
一八五四	(+)	四一六	五二六		(-)	一六四	二	
一八五五	(+)	二一八	四四七		(-)	一九七	二五	
一八五六	(+)	三七五	五〇八		(-)	二八四	五四	
一八五七	(+)	四四六	五七二		(-)	三六〇	三	
一八五八	(+)	四八八	八八		(-)	一五	八	

年	金銀市價	金貨鑄造高	銀貨鑄造高
一八五九	(+) 五三九	七〇二	(-) 一七一
一八六〇	(+) 三二二	四二八	(-) 一五七
一八六一	(-) 二四	九八	(-) 六二
一八六二	(+) 一六五	二二四	(-) 八六
一八六三	(-) 一一	二二〇	(-) 六八
一八六四	(+) 一二五	二七三	(-) 四二
一八五一 ^年	一五・四六		一八五八 ^年 一五・三八
一八五二	一五・五九		一八五九 一五・一九
一八五三	一五・三三		一八六〇 一五・二九
一八五四	一五・三三		一八六一 一五・二六
一八五五	一五・三八		一八六二 一五・三五
一八五六	一五・三八		一八六三 一五・三七
一八五七	一五・二七		一八六四 一五・三七

即ち佛蘭西は一と一五半の法定比價を以つて、複本位制を實行して居つたのであるから、金價下落の爲めに、市價が一と一五半以内に變動するときは、金の輸入並に金貨の鑄造高を増加する一方に銀貨の輸出を増加し、以つて矯制作用を發動するに至らしめるものであつて、當時金の産出額の増加の著しかつたに拘はらず、金銀市價が略ぼ一と一五半を中心として動搖し、此以外に急劇の變動を來さざるを得たのは、要するに之を矯制作用の效力に歸しなればならない。或は佛蘭西に於て、一と一五半の法定比價を以つて、複本位制を實施して居つたに拘はらず、市價が正確に之と一致しなかつたと云ふ故を以つて、複本位制の作用を不完全であるとし、又矯制作用の効果を輕視しやうとする者もあるが、法定比價と市價とは必ずしも相一致するものではなく、又矯制作用の効果として、必ずしも兩者を一致せしめることを要しない、唯市價の確實を得るに近き効果があれば、即ち之を以つて足れりとするのである。殊に佛蘭西は當時金地金一キログラムの鑄造に對して九法の鑄貨を徵收し、輸納者に三千九十一法の鑄貨を交付して居つたのであるから、金地金の造幣公價は一キログラムに付き、三千九十一法を超過せざる一方に、銀地

金一キログラムの鑄造には三法の鑄造料を徵收し、輸納者には百九十七法を交付するのみであつた。即ち銀貨は地金の價値よりも一分五厘高く、随つて金貨と引換の上銀貨を鎔解して海外に輸出するまでには、銀地金の價値に一分五厘以上の騰貴を來すことを必要としたのである。換言すれば、佛蘭西に於ては、鑄造料賦課の結果として、金銀市價の變動が一に對する一五、四五乃至一五、七四の間に居る場合には、金銀貨の孰れか一方を流通外に驅逐せざる道理であつて、鑄造料の賦課が貨幣價値の變動を大ならしめる證據とするに足りるが、矯制作用の效力を否定する材料とは爲らないのである。

以上は佛蘭西に於て複本位制の成效した一例であるが、千八百七十一年獨逸の貨幣制度改革後、金銀市價に變動を生ずるや、其變動の劇烈であつた爲め、佛蘭西の複本位制は羅甸同盟に屬する諸國の援助を以つてして、尙ほ前回と同一の效力を現はす能はず、空しく失敗に終つた。今、當時佛蘭西に於ける金銀の輸出入金銀貨鑄造額並に金銀市價を示せば左の如くである。

年	金輸出(+)入超 (-)出超	金貨鑄造高 <small>百萬元</small>	銀輸出(+)入超 (-)出超	銀貨鑄造高 <small>百萬元</small>
一八七〇年	(+) 一一九	五五	(+) 三五	六九
一八七一	(-) 二二四	五〇	(+) 一五	二三
一八七二	(-) 五三	—	(+) 一〇二	二六
一八七三	(-) 一〇八	—	(+) 一八一	一五六
一八七四	(-) 四三一	二四	(+) 三六〇	六〇
一八七五	(+) 四五四	二三四	(+) 一九四	七五
金銀市價				
一八七〇年	一五・五七	一八七三年	一五・九二	
一八七一	一五・五七	一八七四	一六・一七	
一八七二	一五・六五	一八七五	一六・六二	

千八百七十年以後數年間は獨逸の貨幣制度改革に續いて、諸國も亦續々銀貨排斥の方針を以つて、貨幣制度を改革した一方に、銀の産出額は次第に増加したものであるから、若しも佛蘭西に於て引續き複本位制を維持し、例へば千八百七十一年

から同七十三年に至る三年間に於けるが如く、多額の金を輸出したならば、其輸出を以つてして、金銀市價の變動を抑制する能はず、随つて金の輸出は其限度とする所を失ひ、結局複本位制から一變して、銀單本位制と爲り、前項に論じた交代本位制の弊害を生ずる危険の顯著なるものあるに至つた。茲に於てか佛蘭西は遂に法律上複本位制の作用を停止し、即ち千八百七十四年を以つて、銀貨の鑄造高に制限を加へ、千八百七十六年に至つて銀貨の鑄造を廢止し、以つて僅に此危険を免かれを得たのである。此事實から推測するときは、複本位制の矯制作用なるものは、市價の變動劇烈と爲り、法定比價に對して、大なる間隔を生じた場合には、充分の效力を發揮する能はざることが明白であつて、金銀交代本位制に一變することを避けやうとする以上は、永く金銀市價と異なつた法定比價を以つて複本位制を維持す可からざる理由は、佛蘭西の歴史に徴して、疑を挾む可からざる次第である。

第三 最後に單本位制と比較して複本位制の缺點とする所は貨幣價値の變動の頻繁なる一事である。固より複本位制の下に、金銀兩種の貨幣が相並んで流通する以上は、矯制作用の效力に依つて、或る程度まで金銀市價の變動を抑制するを

得るは論を俟たない所であるが、尙ほ金銀の生産又は消費の状態に異常の變動を生じたならば、市價の變動を抑制するに足らざること前論の如くである。金銀兩種の金屬中例へば銀の供給にして金の供給よりも不規則であるとしたならば、金銀兩者を基礎とする貨幣制度が一の金のみを基礎とする貨幣制度よりも不確實であることは、已むを得ざる所である。單本位制の下に於ては、金貨國は金貨價値の變動に依り銀貨國は銀貨價値の變動に依り、各々其影響を受けるに反し、複本位制の下に於ては、双方の價値の變動する度毎に、影響を蒙らざるを得ない。複本位制論者の所説を以つてすれば、斯く貨幣價値の變動は頻繁であるとしても、變動の區域は双方の金屬に擴充されて、却つて之を狭小ならしめる利益ありとするが如くである。思ふに複本位制の下に於ては、物價は低價と爲れる貨幣を單獨に使用した場合に於ける程高からず、又高價と爲れる貨幣を單獨に使用した場合に於ける程低からず、其間に居つて高低宜しきを制する利益あるものとしても、然も此利益は頻繁に物價に變動を及ぼす損失を償ふに足りるかどうか。換言すれば複本位國に於ては、金銀市價の變動に依り、時に金貨を本位とし、時に銀貨を本位とし、本

位貨幣の異なるに随つて、物價の高低極まりなきに反し、單本位制に於ては、一種の本位貨幣を使用する結果、下落の方嚮に於けると、將た又騰貴の方嚮に於けるとを問はず、一の方嚮に變動すると云ふ差違があるのである。何れの種類の變動を以つて、經濟上に弊害の少なきを得るか、單本位論者と複本位論者との間に於て、議論の分れる所であるか、一般に經濟社會の局面に立ち、各種の事業を經營し、又は商業取引を行ふ者の利害から云ふときは、本位貨幣の價値が常に變動して、高低極まりなきよりは、寧ろ一種の方嚮に向つて、變動することを以つて、弊害の少なきものと認めなければならぬ。何となれば、物價が今後繼續して、騰貴す可きか、或は繼續して、下落す可きか、營業者に於て前途を豫測することが出来たならば、之に對して自己の利益を保護する手段を施すを得るに反し、物價が時に騰貴し、時に低落するが如き亂高下を呈し、然も其間に如何なる種類の貨幣を以つて、債權を回収するを得るか、全然不明なる状態であつたならば、殆ど商業をして投機に類するに至らしめるからである。殊に今日貸借にして商業上の關係に出づるものは、期限の短かきことを常とするのであるから、貨幣の價値に頻繁なる變動を生ずるが如きは、

勉めて之を避けなければならぬ。要するに銀が金よりも生産並に消費の状況に於て、一層確實なるものであると云ふ事實の證明されない限り、金銀貨を本位とする複本位制が金のみを本位とする單本位制よりも、確實なる價値の尺度たるを得ることは、之を斷定するを得ないのである。

複本位制の缺點として、特に顯著なるものは、二種金屬中の一に對して、人為的高價を付し、爲めに物價の確實を妨げるのみならず、却つて之を攪亂して債權者債務者の利害關係を毀傷する一事である。而して十九世紀末より二十世紀に入つて十數年間金銀市價は益々銀價下落の方嚮に於て變動し、從來複本位制の傳習的比價を以つて目された比率に對して、間隔を生ずること甚だしく、如上の非難有力と爲つたものであるから、複本位論者は之に當る爲め市價と同一の法定比價を採用する方策を主張するに至つた。彼のレオナード・ダーウキン氏の如き熱心に此方策を唱道したけれども (L. Darwin-Binckellism, 1897) 此場合に於ても今後金銀市價に如何なる變動を生ずるかは、豫め之を知るを得ない、金銀市價に些細の變動の生じた爲めに、忽にして矯制作用の發動を來し、貨幣流通上に異動を生ずるが如き國民

として其煩に堪へざる所である。又斯る變動に接しないとしても、本來社會の發達するに隨ひ、所得並に物價の平準點は漸次上進し、其上進と共に、貨幣として金貨を使用するに至ることは、自然の勢であるから、之に背反する貨幣流通上の状態は決して其可なるを認めるを得ないのである。

第五節 國際複本位制

以上論述したる複本位制の缺點は此制度の眼目とする矯制作用の完全に行はれざるが爲めに生ずるものと認められる。随つて若しも矯制作用の效力完全であつて、偶々價値の騰貴しやうとする貨幣を排除し、一方に其下落しやうとする貨幣を吸収したならば、能く金銀市價の變動を抑制し、金銀兩種の貨幣を同價の下に流通せしめ、貨幣價値の確實を維持するに足ること、複本位論者の唱道する所の如くなるであらう。茲に於てか複本位制に關して、利害損失の分岐する所は其矯制作用の完全に行はれるかどうかに繋がるもの少なしとしない。或は複本位論者の内には、所謂交代本位制の下に於て、常に一方の本位貨幣から他方の本位貨幣に

移ることは、複本位制の特色であつて、一種類の貨幣が流通上に全く跡を絶つことは、毫も憂ふるに足らないとし、或は常に價值低落の傾向ある貨幣を本位とし、一國の物價をして騰貴の方嚮に居らしめることは經濟上に利益であると云ふ説を唱へる者がないでもないか、斯の如きは貨幣制度に關する根本の觀念と矛盾した奇僻の議論であつて、一顧の價值だも有せざるものと云はなければならぬ。

要するに複本位制の利益を發揮せしめるには、矯制作用の完全に行はれることを以つて、必要の條件とする。而して複本位制の範圍の狹隘であるときは、其作用充分なるを得ずして、結局金銀市價の變動を抑制するに足らないのである。斯くて複本位論者は更に論歩を進め、有力なる商業國をして聯合の下に複本位制を實行せしめ、以つて上記の缺陷を補はうとする説を主張するに至つたのである。國際複本位制と稱せられるもの即ち是れであつて、其所説の要領は一國單獨の複本位制の成效せざる理由を以つて、矯制作用の適用される範圍狹隘であつて、依つて以つて金銀市價の變動を抑制する能はざる一事に歸し、此弱點を除却する爲めに有力なる商業國が聯合して、一定の比價の下に複本位制を行つたならば、大に矯制

作用の勢力を増進すると同時に、此作用に對する反抗力なきに至らしめ、以つて、金銀市價確定の効果を發揚する諸點を強調するに至つた。隨つて國際複本位制にして成立すれば、其結果として左の如き利益を生ずるものと想像されたのである。

- (一)同盟國の間に同種類の貨幣を流通せしめること。
- (二)貨幣の價值を確實ならしめるを得ること。
- (三)同盟國の間に於て爲替相場の動搖を避けること。
- (四)貿易其他國際間の取引を發達せしめるを得ること。

以上の所説たる、金銀市價變動の甚だしかつた時代に、本位制度の問題に關聯して、有力なる學者に依つて主張され、又國際間に其實行の計畫されたことも、一再に止まらなかつたのであるが、然も常に失敗に歸して、一回も實行の機運に達せず、今日に於ては、一の空論として何人も之に重きを置くものなきに至つたのである。然らば其原因は何れに在るかと云ふに、第一は國際間の偏見である。即ち複本位制が國際間に成立して、爲めに銀價に騰貴を來したならば、現に多額の銀貨を所有する國の如き、又銀の内國に産出される國の如きは、特殊の利益を收めるに反し、他

の諸國は是等の利益を享けることが出来ず、恰も自國の努力に依つて、他國を利益せしめるの嫌なきを得ない。第二に、國際間に貨幣制度を統一しやうとする場合に、如何なる國の制度を基礎とす可きものであるか、同盟に干與する國は盡く自國の制度を維持しやうとする希望を繋ぎ、此點に於て利害の衝突を惹起さざるを得ない。第三、從來複本位制度を採用して居る國には、各々一定の比價を存し、此比價は國に依つて異なるものがある、随つて新に複本位制の同盟を成立せしめるに當り、此異なる比價の孰れを採用す可きかと云ふことも亦一の難題と爲る。第四、複本位制成立の曉には、同盟國の協約に依つて、銀に人爲的高價を賦與する結果を生ずるであらうし、斯く協約の效果に依つて高價を付せられた銀貨を法貨として、金貨と共に、債務を辨濟するを得せしめたならば、時に信用の基礎を薄弱ならしめる恐れある可く、又既成の契約を攪亂するに至るであらう。第五、國際複本位制が金銀市價と隔絶した法定比價を以つて實行され、而して其矯制作用が發動したならば、金の價値は一般貨物に對して低落すると同時に、銀の價値は一般貨物に對して、騰貴す可き道理であるから、從來の金單本位國又は銀單本位國は共に複本位制

成立の爲めに、物價の變動を免かれるを得ないのである。此點に就てマーシャル氏が金銀調査委員會に於て述べた所は最も明瞭である。曰く複本位制にして例へば市價よりも二割高き程度に於て、銀の價値を公定する特殊の形態を取つたならば、金貨國の物價をして約一割騰貴せしめると同時に、銀貨國の物價をして、約一割低落せしめ、世界全體の平均物價をして從來と同一の程度に居らしめると。

(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, p. 4.) 以上の諸點は國際複本位制の成立に伴ふ困難の重なるものであるが、是等の困難を排除して、此制度を成立せしめたとしても、尙ほ金貨に對する優先の習慣の依然として存在する以上は、金貨の流出に際して、國民が能く晏如たるを得るかどうかは未だ實際に明なるを得ない。十九世紀末に於ける二三十年間合衆國に於て、複本位論の唱道されるや、特に複本位制に依つて物價を騰貴せしめ、以つて民望に副はうとする政治家の野心から、金銀市價の一と三〇内外に居る場合に、一と一六の法定比價を以つて、複本位制を行はふとしたことがあつた。若しも此種の計畫にして實行されたならば、銀は墨西哥、印度、支那から輸入されると共に、國內の銀産出高亦増加し、急劇過大なる貨幣價値の低落に依つて物價

を騰貴せしめることは必定である。斯の如きは貨幣本位制を通じて一國の物價を攪亂しやうとするものであつて、貨幣學說の根本を無視した嘆なきを得ない。

(Fisher-Purchasing Power
of Money, p. 327.)

左に掲げる一二學者の所説に徴すれば、國際複本位制が曾て成效したことなく、今日に至つて全然一個の空論を以つて目される所以自ら明なるを得るのである。ナツセー氏曰く列國の間に複本位制に關する條約を締結したるのみであつては、未だ其履行を確保するに足らない。從來金貨を以つて各種の支拂に充てる慣例に習熟して居る國民が形量の重大なる銀貨を取引に使用することに就て、反對しないかどうか。又は金貨に打歩を付して、之を流通上に留保しやうとするのではないかどうか、共に實際に起る可き問題である。固より私人は契約を爲すに當つて、特に金貨を支拂に充てる可き約定を結ぶを得るのであるから、若しも一般に斯る約定を結ぶ風と爲つたならば、金貨は民間に流通し、一方に形量の重大なる銀貨は銀行又は國庫に残存する結果を生ずるであらう。而して銀貨は國際間の條約に依つて其價値を維持するものであつて、條約の廢罷、消滅と

共に、價値に下落を來す恐れのある以上は、銀行にして斯る貨幣を基礎として、銀行券を發行したならば、危険の大なること論を俟たない。銀行も此事實を認め、成る可く兌換準備金の内に、金貨を多くして、銀貨を少なくする策を取るであらう、斯る情勢の下に於て、金貨が打歩を以つて一般に流通することは、免かる可からざる所であつて、複本位制の行はれ難き所以は茲に在ると。(Schönbergs Handbuch.)

マーシャル氏は千八百八十六年の商工業不景氣調査委員會第三回報告並に千八百八十七年の金銀調査委員會最終報告に於て、複本位制に反對する意見を陳述したが、氏が委員長の質問に對して答へた所を抄録すれば左の如くである。

若しも定率鑄造制度(Fixed-Ratio mintage)の下に、金銀の比價を一と一五半に法定し、而して銀採掘の費用が金に比較し、繼續して低落するとしたならば、下の如き結果を生ずる。第一、多數の金鑛は閉鎖され、一方に銀鑛採掘の利益は異常に増加し、銀の供給も亦之に伴つて増加する。第二、今日金の年産額二千萬磅の内、千二百萬磅は工藝上に使用され、ゼートベール、ハツプト氏等の調査に據る約三百萬磅は東洋に送遣される。而して斯る工藝上の用途は何れも近代に爲つて起

つたものであつて、富の増殖分配に基くのであるから、今後印度の如き、金が裝飾品と爲らずして、貯藏の方便に充てられる地方に於ても、尙ほ増加し、結局工藝上に於ける金の消費高は其一年の産額を超過すること、數百萬磅の多きに上るであらう。第三、斯く金の蓄積高の減少し、一方に銀の蓄積高の増加するときは、世上には、必ず定率鑄造の約定の打破された場合を想像する者を生じ、金銀の市價が一に對する二十にも、又三十にも變動するに至ることを疑ふであらう。第四、此種の豫想は世人をして争つて金を貯藏するに至らしめ、一方に確實なる資金貸出に對する利子歩合は低落し、利子の低落と共に人は他日價値の騰貴する金を貯藏する念慮を強くするのである。蓋し金の一オンスは其價値に於て、銀の十五オンス半に當るのであるが此價値たる、約定に依つて維持され、而して其約定は何時破棄されるか、知る可からざるものであるとすれば、人民は資金を他人に貸出すが如くに、之を金に引換へて、貯藏することに依つて、同じく利益を收めるし、定率鑄造制度以外の國に於て尙ほ金貨を使用するものも、盛に金を吸收することに勉める。第五、斯る場合に定率鑄造制度の國は如何なる處置を取らう

とするか。若しも是等の國にして現時の政策に反し、敢て金の吸收に勉めず、之を其散逸するに任せたならば、金の價値騰貴は豫想した人を失望せしめるであらうが、事實は決して斯の如く爲らず、今後金の價値が其一に付き銀二十にも三十にも騰貴す可き場合に、一五半の割合を以つて、金を使用し、之を海外に散逸せしめることは各國の好まざる所であつて、其政府は既往に於て爲したが如く、將來に於ても、國際間の利害よりは、自國の利益に重きを置き、必ず金貨の吸收に着手す可く、斯くて數年ならずして、金貨は跡を流通上に絶つことゝ爲る。英吉利以下其他の諸國に於ては、銀貨は補助的用途に限られ、通貨の大半は銀行券より成り、而して此銀行券は約定成立の間は名義上金銀兩者を基礎とするのであるが、實際に於て金の鑛山より出づるや、工藝上若しくは貨幣協約以外の國の用途に吸收されるのであるから、銀を基礎とすることゝ爲り、銀の産出高に依つて伸縮する結果を見るのである。

定率鑄造制度の主張者は之に複本位制と云ふ名稱を冠せしめるが、複本位制の眼目は債務の支拂に金銀双方の定量を以つてする一事に存しなければならな

い。然るに定率鑄造制度は事實交代本位制と爲り、二種金屬の一を以つて支拂を行ひ、更に銀貨を基礎とする通貨制度に墮落する恐れがある。(Appendix to Final Report of the International Monetary Conference, p. 9.)

世人往々マーシャル氏を以つて複本位制に賛成した人であるが如くに傳へるけれども、氏は如上の見地から複本位制に反対し、進んで本位制度に關する新方案を案出したものであることを記憶しなければならぬ。

ニコルソン氏も亦從來最も熱心に複本位論を主張し、現に金銀問題委員會に於ては、委員の質問に應じて、金價騰貴の爲めに生ずる弊害を叙述し、進んで其救済策に言及して、余の主張する救済策は協約的複本位制即ち重要なる商業國の間に於て一定の比率を以つて金銀貨を鑄造する國際協約の成立に外ならない。余の意見を以つてすれば、重要なる商業國が此協約に加入する以上は、自今如何なる事情が起つても、金銀市價の確定することを疑はない。此協約に於て採用される法定比價は一と一五、半を以つて可なりとするが、必ずしも之に執着するものではなく、一と一五、半乃至二十の間に居れば即ち可なり」と云ふ意見を開陳したが、(First Report of the International Monetary Conference, p. 207.)

千九百一一年發行の自著貨幣論五版に於ては、國際複本位制に關して左の如き觀察を下し、其成立を斷念するに至つた。

國際複本位制にして、其成立の豫備條件を備へる以上は、今日に於ても尙ほ理論上其成立を期することを得べく、又之を以つて利益ありとするのであるが、是等の條件たる、今日に於ては、實在を遠ざかること甚だしきことを認めざるを得ない。從來最も公衆を感動せしめた二種の議論即ち金供給の不足と物價下落に基く産業上の不振とは、金産額に於ける三倍の増加と商業膨脹の事實とに依つて、從來有して居つた勢力を失墜した。加ふるに各國が擧つて金貨本位制を採用し、又格別の故障に接せずして、多額の本位銀貨を流通に付するを得る事實は相重なつて、複本位制をして更に實行の望なきものたらしめた。銀行業者を始め金融の業務に執掌する者は戦争を眼前に控へ、或は戦争の近きを耳にする今日、決して複本位制の經驗を試みることを好まないであらうし、又今後銀價が下落しても一時之を本位貨幣に使用した時代に比較すれば、其影響の如き、微細のものたるに過ぎない。(Money and Monetary Problems, pp. 440-441.)

以上の議論に徴するときは、複本位制若しくは國際複本位制なるものが、往年の勢力如何に拘はらず、今日一個の空論と爲つた事實を想像するに難しとしないのである。

第六節 跛行本位制並に金爲替本位制

複本位制は一國の單獨を以てするときは、必ず失敗する運命を免かれないし、國際間の聯合を以つてするときは、基礎の鞏固なるを得るとしても、聯合其ものゝ成立する望なく、一方に羅甸同盟諸國の如き、北米合衆國の如き、兩者の計畫に共に失敗し、而して後者は歐洲戦争を利用して略ぼ完全なる金貨本位國と爲つた次第であるから、今日文明國にして複本位制を實行する國は一として之を見ることが出来ず、最近數十年間複本位制又は銀單本位制を實施して居つた國は何れも貨幣制度を改革して、金貨本位制に移る方針に嚮ひ、唯歐洲戦争の打撃に依つて、停滯して居るのである。一方に在來の本位制度に於て、國內に多額の本位銀貨の流通して居つた場合に、一躍純然たる金貨本位制に移ると同時に、盡く本位銀貨を回収し、金

貨のみを以つて、本位貨幣に充てると云ふ方針を取つたならば、金貨の調達、銀貨の回収處分に費用を要し、又國民をして新貨幣の流通に慣熟せしめるに就て、相當の困難があるものであるから、或る國は一時の便宜手段として、本位銀貨の鑄造を禁止し、其供給を制限して、銀貨に地金以上の金貨價值を維持せしめ、之を定位貨幣として置きながら、尙ほ無制限法貨として、金貨と相並んで市場に流通せしめ、依つて以つて本位銀貨處分の困難を避けやうする貨幣政策を取るに至つた。佛蘭西其他の羅甸同盟諸國、合衆國の如き、歐洲戦争前何れも此制度を取つたのであつて、之を跛行本位制と云ふ。獨逸が千八百七十三年の貨幣制度改革以來三十餘年間施行した制度も亦之に外ならなかつたのである。

故に跛行本位制の特質は、(一)金銀貨に無制限法貨の資格を付與して、共に流通せしめ、(二)銀貨には自由鑄造を認めず、其供給は國家統制の下に一定の制限を加へ、斯くて銀貨の價值をして、實價に據らしめず、金貨に對する割合に依つて、額面と相等しき貨幣價值を有せしめると云ふ二點に存する。其跛行本位制の名あるのは、金銀貨共に無制限法貨の資格を有しながら、獨り鑄造の點に於て、銀貨は金貨と同等

の地位に居らず、随つて一の制度の下に於て、本位貨幣たる全部の資格を有する貨幣と其一部のみを有する貨幣と相並んで流通し、跛者の歩行と同一の状態があるからである。

跛行本位制實施の結果を考へるに、假令ひ内國に於ては、銀貨が無制限法貨として流通して居つても、既に其自由鑄造の停止された以上は、金銀の市價と法定比價との間に、如何なる點まで相違の存するに拘はらず、複本位制に於けるが如く、銀貨の鑄造高に増加を來して、銀貨の供給の増加する爲めに、金貨を流通外に驅逐すると云ふが如き事實を生ぜず、又自由鑄造の停止された結果として、銀貨の價値は其地金價値に據らず、供給にして適度に制限されて居る以上は、地金以上の貨幣價値を保ち、金貨と同價を以つて、流通するを得るのである。故に眞實本位貨幣として、一國の物價を左右し、爲替相場を決定するものは、金貨であつて、金銀市價の變動は是等の關係に何等影響を及ぼさず、此點に於ては跛行本位制は金貨本位制と同等の地位に居るものであると云へる。唯無制限法貨として、本位銀貨の流通する點に於て、複本位制と類似し、此點に於て金貨本位制と相違することを以つて、異色と

するのである。

近代の文明國にして跛行本位制を實施するもの、最も顯著なる實例は歐洲戰爭前の佛蘭西以下羅甸同盟諸國に於て、之を求めを得たのである。既に前節に論じた如く、千八百七十一年獨逸に於て、貨幣制度の改革された結果、金銀市價と同盟諸國の法定比價との間に差違を生ずるや、是等の諸國に於ては、複本位制に於ける矯制作用の影響を蒙り、國內に流通せる金貨は銀貨の爲めに、續々外國に驅逐されたのである。然るに同盟國に於ては、金貨を以つて商業上に便利であつて、又實際貸借の決済並に銀行の準備金に充てるのに最も必要なる貨幣であるとし、必ず之を國內に留保しなければならぬと信じた一方に、本位制度を純然たる金貨本位制に改め、從來流通して居る多額の本位銀貨を國庫に回収し、地金として市場に賣却したならば、益々銀價下落の勢を誘致して、國庫に損失を招く恐れがあるものであるから、本位貨幣は依然之を内國に流通せしめなければならぬ必要を認めないのである。即ち純然たる金貨本位制を採用することは、國庫の負擔を加重する點から云つて、許されざる所である事實に顧み、一方に此負擔を避けなから他方に

金貨本位制の實を收めやうとして、斯く跛行本位制の如き、折衷の方案を實行するに至つたものである。而して千八百七十三年から千八百九十年代の前半に至るまで、世界に於ける金の産出額は略ぼ同額に居つたものであるから、之に對する需要の強大なるに隨ひ、金の供給常に不足の傾なきを得なかつた。斯くて、佛蘭西以下羅甸同盟諸國は本位銀貨を回收處分し、之に代ふるに金貨の流通を以つてするの困難を感じ、容易に此機會に接する能はず、漸次遷延して、歐洲戰爭當時に至るまで此制度を存続することゝ爲つたのである。

以上の如くであるから、跛行本位制の由來は偶然の事情より發したものと見る可く決して一個の學說に基き、之を完全なる本位制度と承認して、採用された次第ではない。然しながら此制度たる、一國が銀單本位制又は複本位制から金貨本位制に一轉する一時の手段として、頗る便宜ありと考へられるし、今後必ずしも之と同一の制度の他國に行はれるものとは云へなくとも、尙ほ同一の原則を準用して、貨幣制度を改革する國のあると同時に、羅甸同盟諸國に於て今後此制度に復歸しないとも限らないのであるから、試に以下其利害の存する所を論究する。

先づ長所の方から考へるに、跛行本位制の利益とする所は左の如くである。

第一 跛行本位制の下に、多額の本位銀貨を流通し、之を交換媒介物とする結果世界に於ける金の需要を減殺節約し、金の供給に餘裕を生ぜしめると云ふ一事は此制度に伴ふ利益の最も著しきものである。蓋し跛行本位制は千八百七十三年以來世界有力なる商業國即ち佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利、獨逸、合衆國等に於て、本位制度として採用され、其多數は歐洲戰爭當時まで、之を襲用して居つたのであるが、若しも是等の諸國が斯る便宜法を用ひず、盡く純然たる金貨本位制を施行することを期圖したならば、世界に於ける金の分配に如何なる結果を及ぼしたであらうか。固より其後に於ける如く、金の産出額が著しく増加し、金の供給に聊か過剰を告げやうとする時代には、此事あつても、敢て深く憂ふるに足らない、現に獨逸の如き、後に説明する如く、千九百年代に於ける最初の十年間金供給の増加したことに乗じて、跛行本位制から純然たる金貨本位制に一進した例があるのであるが、其以前に於て、他の諸國が跛行本位制を廢棄したならば、遽に金に對する需要を増加し、世界に於ける金の分配を攪亂したことは、明白の事實である。今、合衆國造幣局長

の報告に據り、千九百二年並に同三年金供給の未だ豊富なるを得なかつた時代に於て、是等諸國に現存した本位金貨と本位銀貨との高を掲げれば、左の如くであつた。

	一九〇二年		一九〇三年	
	金貨	銀貨	金貨	銀貨
佛蘭西	九〇三、五〇〇 <small>千第</small>	三七三、五〇〇 <small>千第</small>	九四七、七〇〇 <small>千第</small>	三七三、四〇〇 <small>千第</small>
白耳義	一九七〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
合衆國	一、一七四、六〇〇	五七三、五〇〇	一、二四八、〇〇〇	五七〇、八〇〇
獨逸	七六二、八〇〇	七三、〇〇〇	七六三、五〇〇	六二八、〇〇〇

各國に於て、斯る多額の本位銀貨を排除し、之に代つて金貨を使用することの可能性なり、其得失なりは姑く別問題とし、假に各國が國庫に及ぼす負擔の大なるを顧みずして、此方策を施したならば、十九世紀末から二十世紀初葉金の供給の缺乏を告げつゝある時代に於て、世界に於ける貨幣問題を紛糾錯綜せしめたことは當然である。然るに跛行本位制あつて、金に對する需要を緩和し、金價騰貴の勢をし

て、其甚だしきに至らしめざるを得たとすれば、此制度の爲めに生じた利益も亦尠少ならずとするを得るのである。

第二 斯の如く跛行本位制は金貨に對する需要を節約する利益を生ずるのであるが、此利益たる廣く國際間に及び、一の跛行本位國に限られるものではない。然らば跛行本位制が跛行本位國其ものに與へる利益は如何なる點に在るか。思ふに各國が本位制度を定めるに當り、跛行本位制に依つて、多額の本位銀貨を流通に付するのは複本位制又は銀單本位制の弊害を蒙ることなくして、尙ほ流通に適する貨幣を供給する道たるを失はない、且つ資本の供給の敢て豊富ならざる國に於て、貨幣流通上に多額の資金を固定せしめることは、國民經濟の見地に於て、得策であると云ふを得ない。跛行本位制に於ける銀貨は其定位貨幣たる特質として、實價以上の表面價值を有する次第であるから、之を流通に付するときは、之を回收して、金貨を流通せしめるよりも、自ら流通に要する資金を節約する利益あるのみならず、世界に於て需要寡小であつて、供給に餘裕ある金屬を貨幣に供用する點に於ても、亦利益する所少なしとしないのである。

次に跛行本位制の短所は如何なる邊に在るかと云ふに、同本位制の缺點として數へられる所は左の如くである。

第一 跛行本位制の下に於て、本位銀貨の實價と表面價值との間に、異常の差違の存することは、一の缺點である。從來三四の國に於て實行された跛行本位制は是等の國が曩日複本位制の下に、銀價低落の影響を蒙り、法定比價と金銀市價との間に差違を生じた場合に、本位銀貨の實價の下落したのに拘はらず、其自由鑄造を停止し、供給の制限に依つて、以つて表面價值を維持せしめやうと云ふ趣意に出でたものである。随つて、本位銀貨の實價と表面價值との間に、差違の存するのは勿論であつて、此相違あるが爲めに、本位銀貨を回収して、之を金貨に代らしめることの困難であると同時に、之を流通に付したならば、到底贋造の弊を免かれるを得ない。例へば佛蘭西の五法銀貨は今日表面價值を以つて、流通するけれども、其價值は金銀市價が一と一五半の場合に於て、金貨と同一の地金價值を保つものに過ぎない、銀の金貨價值が低落して、市價が假に一と三五の割合に變じたとすれば、五法銀貨の實價は表面價值に對して、四割五分内外に當るに過ぎないであらう。固よ

り國家が此種貨幣の供給を適度に制限して、表面價值を維持せしめる以上は、斯る貨幣を流通に付するとしても、各種の支拂、貸借の決済に何等の故障を惹起さざる道理であること、恰も定位貨幣の一種たる補助貨幣の流通と異なる所はないのであるが、民間に於て此種の貨幣を私造する者があつたならば、假令ひ法定と同一の品位量目を保たしめるとしても、尙ほ私造者に一倍以上の利益を與へる道理であつて、私造銀貨は勢市場に流通して、其供給に過剰を告げ、貨幣流通の状態を不安全ならしめることを免かれない。且つ國家が此種貨幣の供給を統制するに就ても、中央銀行の協力を必要とし、同銀行に負擔を加へること、少なしとしないのである。

第二 跛行本位制の下に於ける大額面の銀貨は一國の經濟社會發達して、取引の金額、支拂の數量の共に増加するに隨ひ、商業取引の必要に適合せざるに至るであらう。蓋し經濟社會の發達と共に、貨銀並に物價の標準は必ず上進す可き道理であつて、貨幣としては、小量を以つて、多額の價值を代表するものを使用すること、流通運搬に便利である。純然たる金貨本位制の下に於ては、銀貨を使用するとしても、之を補助貨幣の形態に限るに反し、跛行本位制の下に於ては、舊來本位貨幣と

して流通したものを定位貨幣として使用するのであるから、其額面は自ら高く、随つて一般の流通に適せず、強て之を流通せしめるときは供給を過剰ならしめる危険なきを得ない。

第三 跛行本位制に於ける本位銀貨は之に對する需要の寡少である爲めに、供給過多と爲る恐れのあるのみならず、假に相當の需要があるとしても、其供給をして需要に適合せしめることは、甚だ困難である。蓋し今日國家は本位貨幣の表面價值と實價とを一致せしめて、以つて貨幣價值の確實を謀らうとし、此目的を達する爲め、本位貨幣に對して、必ず自由鑄造の制度を認めるのである。故に或る事情に依つて、貨幣の供給不足して其價值が騰貴したならば、地金は造幣局に輸納されて、貨幣の供給を増加すると共に、其供給過剰を告げて、價值に低落を來せば、貨幣の一部は熔解されて、地金と爲り、又は外國に輸出されて、自動的に貨幣の需要と供給とを調節するを得るのである。是れ今日各國に於て自由鑄造並に自由輸出の認められて居る所以であるが、跛行本位制に於ける本位銀貨の如き、自由鑄造の停止された結果、定位貨幣の形態に於て流通するものであるから、假令ひ供給に過剰を

告げても貨幣價值が地金價值以下に低落せざる限り、到底一部の熔解又は輸出に依つて其過剰を制するを得ない。本位銀貨の價值は地金價值に達せざる範圍内に於て低落し、以つて流通に困難を惹起することゝ爲り、勢國庫又は中央銀行に於て需要に超過した部分の銀貨を回收保藏し、以つて人爲的に需要と供給とを調節せしめ、依つて以つて其表面價值を維持する任に當らなければならぬ。現に佛蘭西の如き千八百七十年來五法金貨の鑄造を停止して、本位銀貨に對する需要を増進せしめることに勉め、國庫は金貨と同價を以つて銀貨を收受し、佛蘭西銀行は請求に應じて、銀貨を金貨に引換へ、金貨と銀貨との同價流通を期する次第であるが、尙ほ供給の需要に超過して流通上の状態を攪亂することを憂ひ、佛蘭西銀行をして一部の銀貨を回收保藏せしめて居る。即ち千八百六十八年複本位制の下に於て、同銀行銀貨所有高は其最高額に上つた時を以つてして、五億九千三百三十萬法に過ぎなかつたのに、千八百八十年には十一億八千三百五十萬法に上り、爾後此額を上下して渝る所を見なかつた。(歐洲開戦後銀價の騰貴に乗じ、佛蘭西銀行は所有に係る銀貨を處分した爲め、千九百二十一年當時に於ては、二億數千萬法に減少

した。固より此間佛蘭西の内外貿易は必ずしも大に發達して、以つて銀貨に對する需要を増加したと認めるを得ないのに、佛蘭西銀行に於て、斯く準備金の一部に多額の銀貨を保有するのは、跛行本位制を維持する必要より已むを得ざるに出づるものであつて、一方に金貨準備が之と同一の割合を以つて、増加して居らないとすれば、兌換制度の基礎を傷けるや、論を俟たないのである。

而して此事たる、獨り佛蘭西のみに止まらず、合衆國の如き一と一六を法定比價として、本位銀貨の流通を謀つた爲めに、佛蘭西と同様の地位に居つたのは勿論であつて、千九百年貨幣法改正の際、額面十弗以下の政府紙幣を回収し、又國立銀行の發行する五弗紙幣は全體の發行高の三分の一を超過す可からずと云ふ制限を設け、致々として一弗銀貨に對する需要を促進する方法を講じて已まなかつた所以である。然も一弗銀貨のものたる、其量目形體の重大であるが爲めに、流通に便ならず、勢國庫に現在高の一部分を回収し、以つて市場に於ける流通高を統制する必要を生じ來つた。而して國庫が多額の銀貨を所藏するのは、財政上に負擔の加へられる所以であつて、勢之を處分しなければならぬ。千九百十四年以後歐洲戰

争の進行するに隨ひ、銀の價値の騰貴したのに乘じ、合衆國政府が國庫に所藏する銀貨を處分したのは、即ち右の方針に準據したものであつて、本位銀貨の在高は千九百十三年末に於ける五億六千五百六十九萬弗から、千九百二十年末に於て二億六千九百八十五萬弗に減少した。一方に跛行本位制を實行しながら、他の一方に於て本位銀貨を無制限に流通せしめる能はず、寧ろ之を處分する必要に接することは、跛行本位制其ものに缺陷の存する事實を表明する次第である。

跛行本位制と由來形態を異にし、然も其實質に於て相似て居るものを金爲替本位制なりとする。跛行本位制は前論の如く、從來複本位制を取れる國に於て純然たる金貨本位制に移る過渡の一手段として、或は複本位制の爲めに、金貨の盡く流通外に驅逐されることを防遏する一方便として、銀貨の自由鑄造を停止し、金貨に準じて之を流通せしめ、此銀貨の金貨價値に依つて、内國の關係に於て、物價を表示し、又は貸借の標準を求めることとし、斯くて金貨國に對する爲替相場の確實を保つと同時に、内國に於ては、流通の便宜上、無制限法貨たる銀貨を存しながら、價値の尺度、貸借の標準として、内外に對し、金貨に據らしめることを主旨とするものであ

る。故に跛行本位制の下に於ては無制限法貨たる銀貨に對して、其價値の標準たる本位金貨の國內に存在することを要件とするけれども、金爲替本位制に於ては、必ずしも本位金貨の鑄造、其國內に於ける流通又は存在を計畫せず、唯在來自國に流通する銀貨の自由鑄造を停止し、供給の制限に依つて之に實價以上の高價を保たしめ、而して其保たしめやうとする價値の標準點を外國金貨殖民地の場合には本國金貨の價値に求め、之に對して一定の比率を保持し、金銀貨の同價を維持する爲め、外國に準備金貨を備へ、之を資金として爲替手形を振出し、對外債務の決濟に充てると共に、内國に於ける通貨の伸縮を統制することを必要とするのである。
(G. Vissering-On Chinese Currency pp. 10-12) 然らば金爲替本位制の國に流通する銀貨の高低に依つて、價値を左右されることなきに至るのであるから、銀價の變動如何に拘はらず、金貨國に對し爲替相場が確實を維持するを得るのである。而して跛行本位制を取る國に於て爲替相場が變動すれば、時に金貨の輸出を來したり、又時に其輸入を招いたりして、其孰れかに依つて爲替相場の變動をして、現送點を超過することなからしめるのであるが、金爲替本位制の下に於ては、外國に輸出せらる可き金貨は國內に流

通して居らず、又外國から金貨が輸入し來つても、之を國內に於て直接に流通せしめるを得ない。斯くて如何にして通貨の伸縮、爲替相場の確實を期するを得るであらうか。此點に就ては、金爲替本位制の下に爲替相場が平準點を超えて、或る點に達したときには、通貨を收縮し、其平準點以下の或る點に降つたときには、通貨を膨脹し以つて所要の目的を達しやうとするものであつて、而して通貨の收縮は國庫自ら爲替手形を賣却し、斯くして得た通貨を保藏することに依つて之を行ひ、通貨の膨脹は斯く保藏された通貨を流通に付することに依つて、之を行ふのである。而して金貨國に對する爲替相場が稍や確實と爲つた場合に、其國に於て一定の比率の下に、外國金貨を國庫に收受する方法を設けたならば、例へば内國に於ける貨幣の需要の増加した爲めに、銀貨の價値が金貨に對して、右の比率以上に騰貴したならば、金貨は自ら内國に流入し來つて、騰貴の勢を制し、國庫の行ふ通貨の收縮と相俟つて、常に貨幣の價値を一定の率に居らしめるを得るのである。固より金爲替本位制の下に於ける爲替の平準點は之を人爲的に決定したものであるから、時に或る事變に依つて、之を維持することに困難を感ずることのあるは論を俟たない。

又内國に於ける通貨を調節する目的を以つて、爲替手形を賣却する必要があることとは、前述の如くであるが、之を賣却するや、外國に一定の爲替資金の存在することとを必要とするのであつて、随つて一國が輸出超過國であるか、又は國際貸借上の債權國であるか孰れかの一に居らないときには、時に外債を發行して、爲替資金を充實しなければならぬ困難に接するのである。

金爲替本位制の作用にして、以上の如くであるとするれば、或る一國に於て、金貨を本位貨幣に採用して、實際に之を流通せしめる準備を有せず、又其國の資力から考へて、特に巨額の資金を費し、金貨を吸収することを以つて、不得策であるとする場合に、尙ほ金貨本位制の實施と同一の効果殊に對外的關係に於て、同一の効果を收めやうとするに最も適切の方策たることを失はない。跛行本位制は複本位制から金貨本位制に移る便法であつて、一時に本位銀貨を處分する必要を免かれる利益があるとするれば、金爲替本位制は銀貨本位制から金貨本位制に移り、然も多額の金貨を國內に吸収し、又之を流通することを必要とせざる便法であると云へる。跛行本位制に於ては、銀貨の現在高が過剰と爲れば、金貨との同價流通を維持し得

ざる爲めに、制度の壞敗することを免かれないのであるが、金爲替本位制に於ては、此種の壞敗を避けることが出来る。蓋し此制度に於ては、如何なる時期に在つても、金貨を流通に付することを要しない、國庫が一定の割合に於て手形を賣却し、以つて銀貨を回収したならば、銀貨收縮の目的を達するを得るからである。金爲替本位制の便益斯の如く大であることは明白であるが、制限的供給に依つて、銀貨に實價以上の貨幣價值を付與する程度の高さに至るに随つて、跛行本位制に於けると同一の缺點を免かれないのである。

金爲替本位制は千八百九十三年東印度に於て實施の端を開き、千八百九十九年を以つて、確立されたのに續いて、弗拉賓並に海峽殖民地に於ては千九百三年、巴拿馬共和國に於ては千九百四年、墨西哥に於ては千九百五年何れも之を實施し、以つて今日に及んで居る。其詳細に就ては、後章に於て更に説明するであらう。

第六章 貨幣本位制度新案

第一節 金銀合成本位制

今日文明國の多數は金貨本位制を採用し、歐洲戰爭前に於ては、事實世界の貨幣制度は金貨本位制に歸する趨勢があり、戰時并に戰爭直後に於ては、一時紙幣本位制を取るの已むを得ざるに至つた國もあるが尙ほ機を求めて、金貨本位制の復興を謀つて已まない。然も金貨本位制を以つて理想的最善の制度とするを得るか、と云へば、自ら疑なきを得ない。蓋し金貨本位制度の下に於ては、本位貨幣の價值は常に一般貨物に對して變動することを免れないのであるから、此點に於て理想的制度を遠ざかるものと云はなければならぬからである。茲に於てか、如何にして現時の貨幣制度をして理想的最善の域に就がしむるを得るか、と云ふ問題は常に世人の注意を惹起し、現に既往の實驗に徴しても、從來の本位制度と稍や根底の異なる組織を以つて、新本位制度を案出したものがある。其例證として、本項に於ては三種の制度を擧げる。

第一は英國ケンブリッヂ大學教授アルフレッド・マーシャル氏が複本位制に代る可き本位制度として、唱出した所謂金銀合成本位制(Symmetallism)なるものであつて、氏は金銀問題調査委員會回章質問第十四項に對する答案に於て其大體を叙述し、更に委員會に於て之を説明した。(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, Q.968, M.) 之に據るに今日の如く金銀互に獨立した鑄貨を流通することの代りに、金銀兩者の定量を代表する紙幣を發行し、之を本位に充てることを以て、方案の要點とする。即ち現時の貨幣制度に於ては、一磅は純量一一三グレイン〇〇一の金貨と兌換せらる可きものであるが、氏の考案に成る制度に於ては、一磅の紙幣は金の純量五六グレイン半並に之に幾倍例へば二十倍する銀の純量一一三〇グレインと兌換されることとし、政府又は英蘭銀行に於て、隨時適當の準備金を置いて、之を發行し、或は右の割合を以つて金銀兩者を提出した者に紙幣を交付することとし、紙幣は常に定量の金を代表する性質を備へ、恰も金銀を混合して貨幣を鑄造したのと同様の効果を得ると云ふのである。氏は千八百八十七年の金銀問題調査委員會に此方案を提出して、委員の一考を求めたことがある。假に此方案にして、實行されたならば、第

一、複本位制の下に於けると異なり、金銀市價に變動を來した場合に、廉價なる貨幣が高價なる貨幣を流通外に驅逐することの憂なく、第二、紙幣は金銀の定量を代表して居るから、假令其價值が變動するとしても、單一の金屬を資料とする本位貨幣に於けるが如く、甚だしくないのは勿論、金貨の騰貴は銀貨の低落に依つて相殺され、紙幣價值の均衡を維持する利益がある。而して複本位制の法定比價は金銀双方の價值を代表するものであつて、市價に對して相違を生ずることがあれば矯制作用に依つて、双方の價值に生ずる變動を抑制する效力のあることは、前論の如くであるが、マーシャル氏の考案に於けるが如く、重量を以つて、金銀兩者を連結し、二者相分離す可からざるものたらしめるときは、此種の作用は如何にして行はれるであらうか。假に重量の比率を一と二〇とに定め、市價が一と三〇に變動した場合の作用を示すと、左の如くである。

金 1. 銀 20 銀塊一オンス = 47片15 $\text{£}1 = \text{銀塊}2280 \text{ グレイン}$ 、

金銀合成本位制に就て、 $\text{£}1$ 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130,

$\text{£}1$ 銀塊 2280-1130 銀 1130 = 金 56,

即ち右の方式に於て、銀塊二二六〇グレインを所有する者は之を市場に賣却して、一磅を得ると同時に、之を折半し、其一部を以つて金塊を買入れ、銀と共に國庫に提出すれば一磅の貨幣を得て、其間に何等の差違を存しないのである。金塊を所有する者も亦之と同一である。然しながら金銀市價が一と二〇から一と三〇に變動した場合には、之と異なり、左の如き作用を現はすであらう。

金 1. 銀 30. 銀塊一オンス = 31片 $\text{£}1 = \text{銀塊}3380 \text{ グレイン}$ 、

金 113-56.5. 金 56.5 = 銀 1695,

1695-1130 = 565,

金貨一磅即ち一一三グレインを所有する者にして、其一半を以つて銀を買入れるときは、銀一六九六グレインを得べく、五六グレインの金と一一三〇グレインの銀とを國庫に提供して、一磅の紙幣を得、斯くて一六九六グレインと一一三〇グレインとの差五六五グレインを利益する計算と爲るのであるから、金貨を所有する者は勢其一部を賣却して、銀を買入れ、以つて紙幣を要求することゝ爲り、結局金の供給増加と銀に對する需要増加とに依つて、比價をして一と二〇の舊率に復せし

めるに至る次第である。

以上はマーシャル氏新案の要點であつて、氏は此方案の利益として、(一)其經濟的にして、且つ確實であること、(二)經濟的であると云つても、準備金にして大なるを要したならば、今日金融市場に屢々發生する急劇なる刺衝を避けるを得ること、(三)此制度に於ては貨幣の價值は金銀の平均價值に據つて變動すること、(四)此制度は金銀市價を左右する計畫を持たず、金一オンズが銀五十オンズと同價と爲るとして、爲めに影響を蒙らないのであるから、如何なる國も獨力を以つて、之を實行するを得、又英國並に印度の狀況に適應すること、(五)若しも多數の國に依つて採用されたならば、直に完全なる國際的通貨の基礎と爲るを得ることの五個條を擧げた。

今、金銀合成本位制を複本位制と比較するに、複本位制に於ては矯制作用の行はれるに當つて、法定比價と市價との間に差違の存する間は、一方の貨幣を盡く流通外に排除するまで盛に其作用を致して、已む所なきに反し、マーシャル氏の案に於ては紙幣の發行者たる政府に於て常に金銀双方の提供を受けるに非ざれば、紙幣を發行せず、又兌換の際にも金銀双方を以つてするのであるから、政府は如何なる場

合に於ても、一方の地金を準備以外に取去られる恐れなく、必ず之を準備金の中に留保するを得るであらう。是れ複本位制と異なり、一國單獨に此制度を行ふを得るの理由として、特にマーシャル氏の指摘した所であるけれども、一方から見れば、複本位制に於ては、全然流通外に驅逐せらる可き貨幣が金銀合成本位制の下に於て準備として留保されるのは、即ち矯制作用の効果を薄弱ならしめるものに外ならない。前記の例に就て見るも、紙幣を以て引出した金貨を流通外に排除することは、損益上何人も爲す能はざる所である。矯制作用に供せらる可き金は單に地金として、又は工藝品として、現存するものに限られるのであるから、其供給の増額寡少であると同時に、銀に對する需要の力も亦微弱ならざるを得ない。而して矯制作用の微弱である以上は、市價の變動を抑制する效力亦容易に事實に現出し難いのであるから、重量の比率と市價との一致しない間は、紙幣の價值は金貨を以つて、之を測定した場合に、常に動搖することを免がれない。即ち左の如くである。

金 1 : 銀 20. 銀塊一オンズ 47¹/₁₅. £1 紙幣 = 金 56. 銀 1130.

金 20 S = 113. 2¹/₁₅ オンズ 56.5 = 198 銀 444 2¹/₁₅ オンズ = 47. 1¹/₁₅ 15. 1130 = 120¹/₁₅ (10¹/₁₅)

金 56.5 + 銀 1130. = 20

金 130. 銀塊一オンス = 31^片 43.41 紙幣 = 金 56.6 + 銀 1130.

金 20^片 = 113^片 ヲレイン 56.5 = 10^片 銀 444 ヲレイン = 31^片 43.1130 = 80^片 (6^片 80)

金 56.5 + 銀 1130 = 10^片 6^片 80 (16^片 86)

斯の如く爲れば金銀合成本位制の國の爲替相場は金銀市價の變動に依つて、金單本位國に對して動搖することを免かれないのは勿論、複本位制と同じく其實行を國際間に及ぼさざる以上は、效果の薄弱なるを見るであらうし、而して國際間の協定の困難なるに於ては、此制度も亦結局不可行に終る嘆なきを得ないのである。

オックスフォード大學の教授エツヂワース氏が金銀合成本位制に對して試みた批評は大體如上の説明と同一であるから、其要點を譯載して、讀者の印象を深からしめやう。(Edgworth-Thoughts on Monetary Reform, Economic Journal, Sept. 1895.)

假に英國が獨力を以て、此制度を實施したとするに、本位貨幣の價値の變動を減縮する點に於て、利益する所あるに相違ない。唯金貨國に對する爲替相場に動搖を免かれないとしても、一方に銀貨國に對する爲替相場に確實を加へしめるから、

此利益を以つて、前者の損失を補ふを得るであらう。蓋し銀と金銀混合物との價値の差は金銀價値の差の如く、甚だしくないからである。

複本位制の作用をして成效せしめるには、本位貨幣の現在高が新に供給される可き金屬の高に對して、充分なる比例を保たなければならぬ。若しも其高にして不充分なる場合に、金屬の供給が急劇に増加したならば、爲めに複本位制の基礎は破毀されることを免がれない。然しながら金銀合成本位制に於て、一金屬の供給が増加したとすれば、如何であるか。最も不良なる結果の現はれることを想像しても、尙ほ供給の増加した金屬例へば銀が紙幣と爲る場合に、必要なる伴侶を得ずして、市場に汎濫するのみである。然も工藝上の用に供せられ、又は貯藏せられ、又は合成本位制以外に使用される金は、必ず其地位を離れて、銀と伴侶を爲すことを認めなければならぬ。故に最悪の結果を云つても、新に供給された銀が伴侶を得ずして、次第に消耗するのみであつて、此事實は一方に銀の生産を抑制するに至るであらう。

エツヂワース氏は寧ろ成效の方面から合成本位制を觀察したものであるが、吾

人の所見を以つてすれば、今日金銀の生産、消費又は列國に於ける貨幣制度の關係から考へれば氏の所謂最悪なる結果なるものが合成本位制の下に於て容易に發現することを避けられないであらう。

第二節 計表本位制

第二に舊來の本位制度と聊か趣の異なるのは計表本位制 (Tabular Standard; Multiple Standard) と稱せられる制度である。此制度に關する議論は敢て今日に始まつた次第ではない。ジョセフ・ロー。ポレット・スコロップ等は千八百二三十年代に既に此種の議論を唱出し、而してスコロップが提案の理由として、政府が一國貨幣制度を統制するに當つて、第一に着眼す可きは、貨幣をして其價值に生ずる變動を最少ならしめることに在ると云つたのに徴しても、此制度の趣意を知るに足りるであらう。近時貨幣本位に關する問題の喧傳されるに隨ひ、再び此制度を主張する者のあるに至つたのも、亦怪むに足らないのである。 (Joseph Lowe-The Present

Ponlett Scrope-Examination
the Bank Charter Act, 1883 of)

State of England, 1892.

元來債權者並に債務者をして、公正なる關係を保たしめるには、債務者の借入れたと同一價值の貨物を以つて、債務を辨濟せしめることを要する。貸借の期間内に於て貨物の價值が騰貴したならば、其少量を以つて辨濟を行ひ、貨物の價值が低落したならば、其多量を以つて辨濟を行はしめることに依つて、債權債務の關係に均衡を保たしめるを得る道理であつて、之を貨幣經濟の行はれる今日の時代に應用すれば、貸借の成立した當時と辨濟の行はれる當時とに於て、貨幣の購買力の同一であることを必要とする。然も今日貨幣制度に於て債權債務の關係に如上の公正を保たしめるを得るであらうかと云ふに、然らざるものがある。一國が貨幣法に於て、貨幣價值の單位を定め、定量の金屬を以つて之に充てるときは、之を價值の尺度とし、又其標準とする。而して此金屬の定量は法律を以つて一定し、法律の改正されざる限り、妄に變動することはないのであるが、其定量の金屬の貨物勤勞に對する購買力に至つては、常に變動することを免かれない。金は他の金屬に比して、價值の確實であると云ふ故を以つて、各國に於ける本位貨幣の資料に充てられるのであるが、固より比較的確實であつて、絶對的確實でないことは、金の價值が

從來貨物に對して、或は騰貴し、或は低落した事歴に徴して明である。即ち貨幣制度に於て採用される價值の尺度若しくは貸借の標準は度量衡法に於て定められて居る尺度數量と異なり、自ら變動する性質のあること斯の如くである。斯る性質の貨幣を標準として、貸借を決済し、其期間内に於て貨幣價值に何等の變動を生じなかつた場合と同一の關係に、債權者並に債務者を居らしめやうとするには、如何なる手段を取ることを以つて可なりとするか。貸借契約締結の當時債權者が債務者に交付した貨幣は或る價值を有し、此價值は其貨幣を以つて買入れる貨物の代價に依つて、之を測定するを得る以上は、貨幣價值の變動から生ずる損益關係は之を貨幣以外の他の標準に依つて訂正し、債權者をして貸付を爲したと同一の購買的效果を有せしめることを必要とする。此標準として單一の貨物を使用する所説は古來頻に行はれ而して何れも其長期を通じて價值の確實であること、理由とし、現にアダム・スミスの如き、穀物が價值の尺度として確實である所以を論じた。(Wealth of Nations, Bk. II. ch. II.)長期間を通じて云ふときは、或は其理由ありとするを得るが、然も短期間に於ては、一貨物の上に價值の急劇なる變動を見ることがあるのであ

るから、單一の貨物は價值の標準として、適切なるを得ない。茲に於てか計表本位制の所説が起るに至つたのである。

計表本位制の下に於ては、先づ社會に於て廣く個人の消費に供用される貨物若干を蒐集して、其物價を代表し、此代表的物價即ち指數の増減を標準として、債務償還の際に、貸借の金額に増減を加へやうとするものである。故に昨年六月甲より一年の期限を以つて、百圓の資金を乙に貸渡し、且つ當時の指數一〇〇であつたのに、本年六月債務の償還される時期に至つて、指數が一二〇に増加したとすれば、一年の間に貨幣の價值は一般貨物に對して二割を減じたものであつて、若しも乙をして昨年借入れたと同額の貨幣を甲に償還せしめれば、乙は負擔の輕減に依つて、二割の利益を得るに反し、甲は貨幣購買力の減損に依つて、二割の損失を蒙らざるを得ない。固より貨幣の價值が繼續して低落するときは、金利歩合の騰貴に依つて、債權者の利益を保護し、又債務者の輕減された負擔を加重するに至ること、前論の如くであるが、此自動的調節は貨幣價值の低落と同時に、又同一の程度を以つて行はれるかどうか、之を保證するを得ず、随つて、債權者と債務者との利害の衝突は

當然存在するものと認めなければならぬ。此際計表本位制に於ては、指數の示す所に據り、貸借の金額に修正を加へ、乙をして百二十圓を甲に返済せしめる。指數にして右の如く變動した場合には、乙が今年返済する百二十圓は昨年借入れた百圓と同様の購買力を有し、而して甲が昨年貸渡した百圓は本年返済される百二十圓と同等の購買力を有する次第であるから、右の如く指數の増減を標準として、貸借の關係を定め、目的物の金額を左右するときは、物價の變動即ち貨幣價値の高低如何に拘はらず、債權者と債務者とは貸借を決済する場合に、其取引を結んだ場合と同等の地位に立ち、損得の影響を蒙ることはないのである。即ち計表本位制に於ては、債權者並に債務者をして、貸借當時に於て、或る貨物に對して有して居つたと同一購買力の貨幣を決済當時に於て、授受せしめることを主眼とする。固より此本位制を取る後に於ても、交換の媒介物たり、價値の尺度たるものは、依然金屬を資料とする貨幣であるけれども、之を貸借の標準たらしめず、貸借の標準としては、金屬を資料とする貨幣以外の本位を用ひやうとするものに外ならない。從來の本位制度は其組織の根柢に於て、交換の媒介物たり、又價値の尺度たるものをし

て貸借の標準たるものと同一體ならしめることを要件としたのに反し、計表本位制に於ては、貨幣の職務を分離し、交換の媒介、價値の尺度には貨幣を以つて之に充てるけれども、貸借の標準には、多數の貨物の代價を代表する指數を以つてしやうとするものであつて、此一事は計表本位制の特色とす可き所である。

貨幣本位に關する學說を研究するに當つて論述した如く、貨幣本位制度の眼目とする所は貨幣價値の確定を期する一事に存するのであるが、金又は銀の如き、單一の貨物を資料とする本位貨幣を以つてしては、到底所期の目的を達するを得ない。之に反して長期の貸借を決済するに當り、其標準即ち本位として各種の貨物代價を湊合し、之を代表する指數を以つてするときは、一貨物に於ける代價の變動は他の貨物に於ける代價の變動に依つて制され、全體をして、其期間に於ける價値の確實を維持することが出来るし、又此指數を基礎として、貸借の目的物に増減を加へることゝ爲るから、物價變動に伴ふ不確實を除却するを得るのである。計表本位制の基礎とする所は全く此推定に重きを置いたものであつて、ジェヴォンズ氏は之を以つて、價値の變動を廣大なる範圍に推及して、之を減殺する複本位制の

原則を適用するものであると云ふ見地から其効果を認め、此制度の下に於ても、信用が定期に破壊することを免かれないけれども、物價が下落するに随つて、債務者の負擔も亦軽減せられる道理であるから、恐慌の機會を減ずると云ひ、(Loyons, Money, p. 333.) ウォーカー氏も亦之を以つて定期の債務又は永久の放資に對して、非常の利益を與へ、總て一定の利子其他確定した収入に依つて生活する者の利益を保護すると云つた。(Walker, Money, pp. 157-63.)

計表本位制に對する以上の賛成論たる、多く抽象的見地に基いたものであつて、此制度に學理上の根據のあることは疑を容れざる所であるが、更に歩を進めて、實行の難易如何を考へるに、困難なる事情の伴ふもの少なしとしない。第一は此本位制の基礎たる可き物價の平均數即ち指數の算出法に關するものである。既に前章に於て述べた如く、指數を算出するに當り、如何なる種類の貨物を物價表中に加入せしめる可きか、各種貨物の間に、平均數を算出するに先だち、如何なる標準を以つて輕重の差を設ける可きかと云ふ問題を解決しなければならぬのであるが、其解決には殆ど一定の原則なるものを存しないのであつて、編成の局に當る者

の專斷に依る所多いのである。若しも指數算出の目的をして、單に物價高低の状態を概括的に指示する具たるに止まらしめるならば、或は之を以つて可なりとするを得るが、斯る漠然たる數字を用ひて、之を貸借の標準たらしめ、以つて債權者債務者の間に公正の關係を保たしめるが如きは、到底期待し得られる所でない。第二に指數編成の局に當るものは充分なる知識を有するに加ふるに、各種の利害關係に對して、超然たる地位に居ることを必要とする。随つて民間に於ける私人又は團體よりは國家を以つて、其任に當ることを適當とするのが、自然の順序であると考へられるが、本來國家は其民間に對する關係より云ふときは、常に多額の債務を有するものであつて、指數の騰落に對して、必ずしも超然たる地位に居らない。随つて其編成した指數は往々世間の邪推する所と爲つて、種々不信の批評を蒙ることがあるであらうし、又實際財政困難の場合には、國家は財政上一時の急に驅られて、自己に有利なる指數を算出して、債務の軽減を謀ることなきを保し難く、一方に債權者債務者共に自己に利益ある算出の結果を得やうとして、賄賂其他の不正手段を施し、價値の確實を目的として、立案された計表本位制が却つて本位の不確

實を招く具と爲るに終るかも、未だ知るを得ないのである。第三、計表本位制の下に於て、定期支拂に關する取引は其決済された後に於ては、債權債務の公正を保つを得るとしても、尙ほ其決済されるに先だち債權者は幾何の貨幣を以つて、權利を回收するを得るか、債務者は幾何の貨幣を以つて債務を決済することゝ爲るか、之を知るを得ないとすれば、取引上の危険を大ならしめ、投機を誘導する恐れがある。殊に英國の如き、國際金融上特殊の地位に居る國に就て考へるに、今日外國人が倫敦宛手形を振出し、倫敦を以つて手形の支拂地とする結果、多額の金融取引が倫敦に吸引されるに至るのは、要するに其當事者が手形を支拂ひ、又其支拂はれる目的物の金貨であることを知るが故である。然らば計表本位制の下に、價値の標準たるものが内國の物價と共に變動したならば、外國の放資者は倫敦に於ける取引に就て不安の念を感じ、金融取引は倫敦を去つて、他に赴かざるを得ない。第四、計表本位制にして實行されるとしても、固より一方に貨幣は世上に流通し、商人の如き定期取引は計表本位に據り、現金取引は貨幣に據り、收支の計算に二種の本位を使用することゝ爲る、而して計表本位に據る收支の計算は取引期限の到來せざる限

り、其實數を知るを得ないとすれば、商業上の計算を不確實ならしめるであらう。

其後計表本位制の觀念に基礎を置いて、貨幣本位制の新方案を案出したものを合衆國エール大學教授アイヴキング・フキッシャー氏とする。氏は千九百十二年發行した著書「貨幣の購買力」(Irving Fisher's *Purchasing Power of Money*) 第十三章に於て、從來物價の平準を確實ならしめる目的を以つて試みられた種々の貨幣本位案を掲げたが、氏の新案として主張するものは、金爲替本位制と計表本位制とを連結した制度であつて、各國をして造幣局を閉鎖して、金貨の自由鑄造を廢止し、以つて金貨に地金以上の價値を賦與せしめ、一方に國際統計局に於て指數を調査編成し、金の市價を指數にて除したものを以つて、金の公定價格とし、此價格に依つて、政府と人民との間に金の賣買を行はしめ、以つて貨幣價値を調節する一事を方案の骨子とするのである。假に此制度にして行はれたならば、物價騰貴の際には、金の公定價格は市價以下に低落し、物價下落の際には、金の公定價格は市價以上に騰貴することゝ爲るから、前者の場合には政府は自ら金地金を賣却して通貨を縮少し、斯くて騰貴せる物價を低落せしめるし、後者の場合には政府は地金を買入れて、通貨を膨脹し、斯くて低落

せる物價を騰貴せしめるし、此手段に依つて一國物價の平準を維持するに必要な程度まで或は通貨を收縮せしめ、或は之を膨脹せしめることを期するのである。之に次いでフキツシャー氏は第二案として、國家が鑄造料賦課の程度に依つて、地金價値以上の貨幣價値を貨幣に賦與する趣意に基き、金貨價値の貨物に對して低落する程度に應じて、加重された金地金を以つて、金貨を兌換し、以つて金貨の購買力を同等の程度に維持する點に着眼し、國家は造幣地金と兌換地金とを定め、造幣地金に準じて、金貨を鑄造し、之を流通に付するが、其金貨價値にして低落した場合には、此低落を補足するまで加重した兌換地金を以つて之を兌換し、而して金貨價値の變動は指數の高低を以つて之を測定するの方案を公にした。(Quarterly Journal of Economics, Feb. 1913. I. Fisher-A Compensated Dollar.)蓋し氏が此方案を主張する趣意は恰も今日物の長短輕重が一定の標準に據り、距離並に重量の尺度として不變であるが如く、弗にも亦一定の標準に基き、不變の購買力を有せしめやうとするものであつて、今日の如く一定の重量の下に、購買力の變動することに代つて、變動する重量の下に、一定の購買力を有せしめることを主眼するのである。

以上二種の方案に對しては、幾多の疑點なきを得ない。第二案に就て考へるに、鑄造料と物價平準に於ける變動との間には、正確なる關係の存するものではなく、國家が繼續して鑄造料を加重したならば、能く物價の騰貴しやうとする無限の勢を防遏するとしても、尙ほ短期限に於ける物價の變動を制止するを得ない、之を制止するを得なければ、鑄造料の變更と共に、物價を紛更せしめることを免かれない。又此方案にして實行されたならば、一國の爲替相場が造幣地金より金の輸送費を低減した程度以下に、低落しなければ、金は國內に現送されないと同時に、造幣地金に金の輸送費を加重した程度以上に騰貴しなければ、金は海外に現送されざる次第であるから、自ら爲替相場の變動する區域を大ならしめるのは勿論、此變動に應じて、投機の弊を誘致するに至らざるを得ない。更に第一案に就て見るに、金の市價に於ける變動に依つて物價を調節しやうとするのは、却つて物價の變動を頻繁ならしめる恐れあるのみならず、假に金貨鑄造に人爲的制限が行はれて、金の貨幣價値と地金價値との間に大なる差違を生じ、一方に物價が近時の勢を以つて、騰貴しない爲めに、金に對する造幣上の需要少なく、爲めに金の地金價値低落して、兩者

價値の差違が益々大なるものと爲つたならば、自ら此制度の維持に困難を訴へざれば已まない。況や兩方案共に、國際的協定を必要とするのであるが、從來の實驗殊に各國が近時金貨本位制の基礎を鞏固ならしめやうとしつゝある事歴から云ふときは、此種の協定の成立することは事實困難であらう。或は今後金價が大に低落したならば、此困難を排除するに至るであらうが、今日の程度を以つてしては未だ其然るを信ずるを得ないのである。

第七章 金銀の産出並に近時の物價問題

第一節 金銀産出の統計

金銀は貴金屬として、二千年以來文明國に於ける貨幣の資料に供用され、未だ溢る所あるを見ない。蓋し金銀は貨幣の職務を履行するに、最も適當なる資質を具する所から、自然他種の金屬を排除して、斯る特殊の地位を占めるに至つたものであつて、假令ひ今日紙幣を始め各種の信用證券の流通することが各國の通貨制度に於て重きを成するに至つて居るとしても、正貨は即ち信用の基礎であるから、紙幣其他の信用證券を極度に發行して正貨を排除したならば、結局一國の信用取引を危殆ならしめざれば已まない。此一事は今日正貨の存在が貨幣制度に於て又信用制度に於て、如何なる地位に居るかを明にするものである。果して然らば貨幣の資料たる金銀の産出される状態が貨幣經濟の成立並に維持に重大なる關係を有するのは、明白であつて、(第一)金銀の産出高寡少であつて、之に對する需要に應ずるを得なかつたならば、貨幣をして完全に貨幣たる職務を盡さしめるに困難